那覇市公報

第１７１４号
毎月２回　１，１５日発行
発　行　所
那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市総務部総務課

目　　次

◇条　　例◇

○那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（障がい福祉課）…… 171

○那覇市税条例の一部を改正する条例（納税課）…… 172

○那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国民健康保険課）…… 192

◇規　　則◇

○那覇市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例施行規則（人事課）…… 194

○那覇市緑ヶ丘公園集会所条例施行規則（こども政策課）…… 198

○那覇市奨学生選考委員会規則（生涯学習課）…… 202

○那覇市児童館及び児童遊園条例施行規則及び那覇市安謝福祉複合施設条例施行規則の一部を改正する規則（こども政策課）…… 204

○那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則(こどもみらい課)…… 206

○那覇市公園施設等の設置基準を定める規則の一部を改正する規則（公園管理課）…… 207

○那覇市個人番号の利用等に関する規則の一部を改正する規則（障がい福祉課）…… 208

○那覇市中心商店街にぎわい広場条例施行規則の停止に関する規則（なはまちなか振興課）…… 212

○那覇市行政不服審査会規則（法制契約課）…… 212

○那覇市消防吏員階級規則（消防局総務課）…… 214

○那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備等に関する規則（企画調整課）…… 215

○那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）…… 227

○那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）…… 229

○那覇市消防局の組織等に関する規則の一部を改正する規則（消防局総務課）…… 231

○那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…… 234

○那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…… 238

○那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…… 245

○市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則（企画調整課）…… 246

○那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則（人事課）…… 247

○那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…… 250

○那覇市建設管理部及び都市計画部指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則（建設企画課）…… 265

○那覇市地方独立行政法人法の施行に関する規則の一部を改正する規則（保健総務課）…… 267

○那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（生活衛生課）…… 274

○那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則(障がい福祉課)…… 279

○那覇市契約規則の一部を改正する規則（法制契約課）…… 280

○認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則（こどもみらい課）…… 282

○那覇市医療法施行細則を廃止する規則（生活衛生課）…… 284

◇訓　　令◇

○那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整備等に関する訓令（企画調整課）
…… 285

○那覇市男女共同参画行政推進委員会規程等の一部を改正する訓令
（企画調整課・共同訓令）…… 292

○特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令
（人事課）…… 294

○都市モノレール対策協議会規程の一部を改正する訓令（都市計画課）…… 296

○那覇市緑化推進本部規程の一部を改正する訓令（花とみどり課・共同訓令）
…… 298

○那覇市防災行政無線局管理運用規程の一部を改正する訓令（総務課）…… 301

◇告　　示◇

○市道の路線認定及び廃止に関する告示（道路管理課）…… 307

○固定資産の価格等の登録について（資産税課）…… 316

○那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について（市営住宅課）…… 316

○那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について（市営住宅課）…… 317

○那覇市歴史博物館観覧料の収納事務委託について（文化財課）…… 318

○那覇市保健所手数料収納業務及び総合案内業務並びに食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約について（生活衛生課）…… 319

○包括外部監査契約及び包括外部監査人の資格を証する書面等に関する閲覧について（企画調整課）…… 320

○随意契約の公表について（クリーン推進課）…… 321

○那覇市公設市場使用料等の集金代行業務委託について（なはまち振興課）
…… 322

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について
（保護管理課）…… 323

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課）……… 324

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）……… 325

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）……… 326

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について（保護管理課）……… 327

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）……… 328

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について（保護管理課）……… 329

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について（保護管理課）……… 330

○那覇市立幼稚園保育料等の集金代行業務委託について（こどもみらい課）……… 331

○保育所保育料等の集金代行業務委託について（こどもみらい課）……… 332

○平成30年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算（まちなみ整備課）……… 333

○平成30年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算（まちなみ整備課）……… 335

◇公　　告◇

○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について（道路建設課）……… 337

○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について（道路建設課）……… 338

○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について（道路建設課）……………………………………………………………… 339

○随意契約の公表について（締結後）（クリーン推進課）……………… 340

○随意契約の公表について（締結後）（クリーン推進課）……………… 341

○那覇市電子相談システム再構築事業に関する提案募集について（市民生活安全課）……………………………………………………………… 342

○個人情報業務届出書の公表について（市民生活安全課）……………… 343

○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（市民生活安全課）……………………………………………………………… 346

◇消防局訓令◇

○那覇市消防救助隊訓令の全部を改正する訓令……………………………… 355

◇上下水道局規程◇

○那覇市上下水道局行政財産使用料規程の一部を改正する規程……………… 361

○那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程……………………… 362

○那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程………………… 365

○那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程…… 371

○那覇市上下水道局臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程……………………………………………………………… 373

○那覇市上下水道局分課規程及び那覇市上下水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程……………………………………………… 376

○那覇市上下水道局事務決裁規程及び那覇市上下水道局会計規程の一部を改正する規程……………………………………………………………… 380

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について……………………………… 384

○平成 30 年度水道メーターの賠償額について…………………………… 385

◇教育委員会規則◇

○那覇市教育委員会公印規則一部を改正する規則‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 387

○那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 389

○那覇市教育委員会教育長職務代理者を定める規則を廃止する規則‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 392

◇教育委員会教育長訓令◇

○那覇市男女共同参画行政推進委員会規程等の一部を改正する訓令（共同訓令）
‥‥ 292

○那覇市緑化推進本部規程の一部を改正する訓令（共同訓令）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 298

○那覇市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 393

◇監査委員公表◇

○平成 29 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき講じた措置について（公表）
‥‥ 395

◇保健所長訓令◇

○那覇市保健所長の事務決裁規程の一部を改正する訓令‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 401

条　　例

那覇市条例第41号
平成30年３月30日
公　　布　　済

那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第45号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条　この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第80条第1項の規定に基づき、法第5条第25項に規定する地域活動支援センター(以下「センター」という。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。	(趣旨) 第1条　この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第80条第1項の規定に基づき、法第5条第27項に規定する地域活動支援センター(以下「センター」という。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

那覇市条例第42号
平成30年３月31日
公　　布　　済

那覇市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(年当たりの割合の基礎となる日数) 第20条　前条、第43条第2項、第48条第3項、第50条第2項、第52条、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第119条第2項、第120条第2項及び第134条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏(うるう)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 (市民税の申告) 第36条の2　［略］ 2　前項の規定によって申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下であるもの(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第2項ただし書の規定により、市長の定める様式による。 3～8　［略］ (年金所得に係る仮特別徴収税額等) 第47条の5　［略］ 2　［略］ 3　第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月3	(年当たりの割合の基礎となる日数) 第20条　前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項及び第4項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第119条第2項、第120条第2項並びに第134条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 (市民税の申告) 第36条の2　［略］ 2　前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下であるもの(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、市長の定める様式による。 3～8　［略］ (年金所得に係る仮特別徴収税額等) 第47条の5　［略］ 2　［略］ 3　第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と、前条第1項及び第

1日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。	2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。
（法人の市民税の申告納付）	（法人の市民税の申告納付）
第48条　［略］	第48条　［略］
	2　法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
	3　内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
2　法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。	4　内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
3　法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間	5　法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間

の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付書により納付しなければならない。

4　［略］

5　第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)～(2)　［略］

6　［略］

7　法人税法第81条の22第1項の規定により

の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付書により納付しなければならない。

6　［略］

7　第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)～(2)　［略］

8　［略］

9　法人税法第81条の22第1項の規定により

法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条　［略］

法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条　［略］

2　第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるの

	は、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。
	3　第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。
2　法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し	4　法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して

て納付しなければならない。	納付しなければならない。 5　第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。 6　第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。
(特別徴収税額の納入の義務等) 第53条の7　前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納	(特別徴収税額の納入の義務等) 第53条の7　前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により

入金を市に納入しなければならない。	総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。
（固定資産税の納税義務者等）	（固定資産税の納税義務者等）
第54条　［略］	第54条　［略］
2～6　［略］	2～6　［略］
7　家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。	7　家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。
（特別土地保有税の税額）	（特別土地保有税の税額）
第117条　特別土地保有税の税額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。	第117条　［略］
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　法第599条第1項第2号又は第3号の特別土地保有税　それぞれ同条第2項第2号または第3号の課税標準額に第115条の税率を乗じて得た額から、当該額を限度として、同項第2号又は第3号の土地の取得に対して県が課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格（法第599条第1項第2号又は第3号に掲げる日までに当該不動産取得税の額が確定していない場合又は第111条第6項の規定の適用がある場合には、令第54条の38に規定する価格）に100分の4を乗じて得た額の合計額を控除した額	(2)　法第599条第1項第2号又は第3号の特別土地保有税　それぞれ同条第2項第2号または第3号の課税標準額に第115条の税率を乗じて得た額から、当該額を限度として、同項第2号又は第3号の土地の取得に対して県が課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格（法第599条第1項第2号又は第3号に掲げる日までに当該不動産取得税の額が確定していない場合又は第111条第6項の規定の適用がある場合には、令第54条の38第1項に規定する価格）に100分の4を乗じて得た額の合計額を控除した額
付　則	付　則

（延滞金の割合等の特例） 第1条の2　当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第3項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第119条第2項（第120条の7において準用する場合を含む。）、第120条第2項（第120条の7において準用する場合を含む。）及び第134条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。	（延滞金の割合等の特例） 第1条の2　当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第119条第2項（第120条の7において準用する場合を含む。）、第120条第2項（第120条の7において準用する場合を含む。）及び第134条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。
2　当分の間、第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。	2　当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。
（納期限の延長に係る延滞金の特例） 第1条の3　当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同	（納期限の延長に係る延滞金の特例） 第1条の3　当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延

項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。	滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。
2　［略］	2　［略］
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第6条の2　［略］	第6条の2　［略］
2　［略］	2　［略］
3　法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	
4　法附則第15条第2項第7号に規定する市	3　法附則第15条第2項第6号に規定する市

町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
5～6　［略］	4～5　［略］
7　法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	6　法附則第15条第29項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 7　法附則第15条第29項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
8　法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	8　法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
9～10　［略］	9～10　［略］
11　法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	11　法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
12　法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	12　法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
13　法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	13　法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
14～17　［略］	14～17　［略］
18　法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	18　法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）
第6条の3　［略］	第6条の3　［略］
2　［略］	2　［略］
3　法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。	3　法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第17項に規定する従前の権利に対応する部分	(2)　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分

の床面積

(3)　［略］

4　法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3)　［略］

5　法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)　［略］

(2)　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3)　［略］

6　法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6)　［略］

7　法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の

の床面積

(3)　［略］

4　法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3)　［略］

5　法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)　［略］

(2)　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第15項において準用する同条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3)　［略］

6　法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6)　［略］

7　法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の

適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3)　［略］

(4)　令附則第12条第30項各号に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5)　［略］

(6)　居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項の補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7)　［略］

8　法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4)　［略］

(5)　熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項の補助金等

(6)　［略］

9　法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6)　［略］

適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3)　［略］

(4)　令附則第12条第21項各号に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5)　［略］

(6)　居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項の補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7)　［略］

8　法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4)　［略］

(5)　熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項の補助金等

(6)　［略］

9　法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6)　［略］

10　法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4)　［略］

(5)　熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6)　［略］

11　法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4)　［略］

(5)　施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6)　［略］

10　法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4)　［略］

(5)　熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項の補助金等

(6)　［略］

11　法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4)　［略］

(5)　施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6)　［略］

12　法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申

	告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称) (2)　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 (3)　家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別 (4)　家屋の建築年月日及び登記年月日 (5)　利便性等向上改修工事が完了した年月日 (6)　利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由
(土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)	(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)
第7条　次条から付則第10条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定の定めるところによる。	第7条　［略］
(1)～(5)　［略］	(1)～(5)　［略］
(6)　前年度分の固定資産税の課税標準額　法附則第18条第6項(付則第9条の場合にあっては、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項)	(6)　前年度分の固定資産税の課税標準額　法附則第18条第6項(付則第9条の場合には、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項)

(7)　［略］	(7)　［略］
(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)	(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)
第7条の2　市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。	第7条の2　市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
2　法附則第17条の2第2項に規定する平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地であって、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。	2　法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)	(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)
第8条　宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定	第8条　宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定

の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3　第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)

の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3　第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)

を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例についての経過措置）

第8条の2　地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項の規定に基づき、平成27年度から平成29

を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例についての経過措置）

第8条の2　地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から平成32

年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第9条　農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

［表　略］

（特別土地保有税の課税の特例）

第11条　付則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（付則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第117条第1号及び第120条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第9条　農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

［表　略］

（特別土地保有税の課税の特例）

第11条　付則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（付則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第117条第1号及び第120条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2　法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第117条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。	2　法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第117条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。
3～5　［略］	3～5　［略］

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
3　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
4　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。

付　則

(施行期日)

第1条　この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条　改正後の那覇市税条例第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条　別段の定めがあるものを除き、改正後の那覇市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3　平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋(同項に規定する協定避難用部分に

限る。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4　平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5　平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

那覇市条例第43号

平成30年３月31日

公　　布　　済

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課税額) 第2条　［略］ 2　前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。 3～4　［略］ (保険税の減額) 第21条　次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。 (1)　［略］ (2)　法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ　［略］ (3)　法第703条の5に規定する総所得金	(課税額) 第2条　［略］ 2　前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が58万円を超える場合においては、基礎課税額は、58万円とする。 3～4　［略］ (保険税の減額) 第21条　次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。 (1)　［略］ (2)　法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ　［略］ (3)　法第703条の5に規定する総所得金

額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ　［略］	額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ　［略］
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

(施行期日)

1　この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2　改正後の那覇市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

規　　則

那覇市規則第７号
平成30年３月27日
公　　布　　済

那覇市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例施行規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条　この規則は、那覇市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例（平成30年那覇市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合）

第2条　条例第4条の規則で定める場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条の大学院の課程（同法第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

（自己啓発等休業の承認の申請手続）

第3条　条例第7条の自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業を始めようとする日の1月前までに、自己啓発等休業承認申請書により行うものとする。ただし、自己啓発等休業を始めようとする日の1月前までに入学が決定されない場合その他申請ができないことについてやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2　任命権者は、前項の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（自己啓発等休業の期間の延長の申請手続）

第4条　前条の規定は、条例第8条第1項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

（報告）

第5条　条例第10条第1項の規定による報告は、自己啓発等休業状況変更届により行うものとする。

2　第3条第2項の規定は、前項の報告について準用する。

（職務復帰）

第6条　自己啓発等休業の期間が満了したとき、又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

（自己啓発等休業に係る通知書の交付）

第7条　任命権者は、次に掲げる場合には、当該職員に対して、通知書を交付するものとする。

(1)　職員の自己啓発等休業を承認する場合

(2)　職員の自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合

(3)　職員の自己啓発等休業を取り消す場合

(4)　自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合

（条例第11条第1項の規則で定める日）

第8条　条例第11条第1項の規則で定める日は、那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和58年那覇市規則第7号）第32条の昇給日とする。

（条例第12条第2項の規則で定める要件）

第9条　条例第12条第2項の規定により読み替えて適用される那覇市職員退職手当支給条例（昭和47年那覇市条例第69号。以下この条において「退職手当条例」という。）第10条第4項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1)　自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして当該自己啓発等休業の期間の初日の前日（自己啓発等休業の期間が延長された場合にあっては、延長された自己啓発等休業の期間の初日の前日）までに、任命権者の承認を受けたこと。

(2)　自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この条において「法」という。）第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）を受けていないこと。

(3)　自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（退職手当条例第10条第5項の職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。）が5年に達するまでの期間中に退職したものではないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア　通勤（退職手当条例第4条第2項の通勤（他の法令等の規定により通勤とみなされるものを含む。）をいう。次項において同じ。）による傷病若しくは死

亡により退職した場合又は退職手当条例第5条第1項の公務上の傷病若しくは死亡(他の法令等の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病又は死亡を含む。)により退職した場合

イ　法第28条の2第1項の規定により退職した場合(法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。)又はこれに準ずる他の法令等の規定により退職した場合

ウ　退職手当条例第17条(市長が認める場合に限る。)及び第23条各項の規定に該当して退職した場合

2　前項第3号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

(1)　法第28条第2項の休職の期間(通勤による傷病又は退職手当条例第5条第1項の公務上の傷病(他の法令等の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病を含む。)により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。)

(2)　法第29条の停職の期間

(3)　法第55条の2第1項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間

(4)　地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の育児休業をした期間

(5)　自己啓発等休業をした期間

(6)　前各号の期間に準ずる期間

(修学部分休業の承認の申請手続)

第10条　修学部分休業の承認の申請は、修学部分休業を始めようとする日の1月前までに、修学部分休業承認申請書により行うものとする。ただし、修学部分休業を始めようとする日の1月前までに入学が決定されない場合その他申請ができないことについてやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2　第3条第2項の規定は、前項の申請について準用する。

(修学部分休業に係る通知書の交付)

第11条　任命権者は、次に掲げる場合には、当該職員に対して、通知書を交付するものとする。

(1)　条例第13条第1項の規定により準用する条例第3条の規定により職員の修学

部分休業を承認する場合

(2)　修学部分休業の承認を取り消す場合

(修学部分休業に係る修学状況変更の報告)

第12条　条例第18条の規定による報告は、修学状況変更届により行うものとする。

2　第3条第2項の規定は、前項の報告について準用する。

(様式)

第13条　この規則の規定による次の表の文書の様式は、任命権者が別に定める。

文書の名称	根拠条項
自己啓発等休業承認申請書	第3条第1項及び第4条
自己啓発等休業状況変更届	第5条第1項
修学部分休業承認申請書	第10条第1項
修学状況変更届	第12条第1項

(委任)

第14条　この規則の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

付　則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

那覇市規則第８号
平成30年３月27日
公　　布　　済

那覇市緑ヶ丘公園集会所条例施行規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市緑ヶ丘公園集会所条例施行規則

（趣旨）

第1条　この規則は、那覇市緑ヶ丘公園集会所条例（平成30年那覇市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（規則で定める休所日）

第2条　条例第5条第2項第2号の規則で定める日は、毎月の第3日曜日とする。

（専用利用許可の申請等）

第3条　専用利用許可（条例第7条第1項前段の専用利用許可をいう。以下同じ。）の申請は、那覇市緑ヶ丘公園集会所利用許可申請書によるものとする。

2　前項の申請は、利用しようとする日の属する月の前月の初日（その日が休所日である場合は、その直後の休所日でない日）から、当該利用しようとする日から起算して5日前（休所日を除く。）までの間に受け付けるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3　市長は、専用利用許可をしたときは、那覇市緑ヶ丘公園集会所利用許可書を申請したものに交付するものとする。

（専用利用許可の変更の申請等）

第4条　条例第7条第1項後段に規定する変更の許可の申請は、那覇市緑ヶ丘公園集会所利用変更許可申請書に前条第3項に規定する許可書を添えて、行うものとする。

2　前項の申請は、利用しようとする日から起算して2日前（休所日を除く。）までの間に受け付けるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3　市長は、第1項の変更の許可をしたときは、那覇市緑ヶ丘公園集会所利用変更許可書を申請したものに交付するものとする。

（専用利用許可を受けることができるものの基準）

第5条　条例第7条第3項の専用利用許可を受けることができるものは、原則として次に掲げる要件を満たす団体とする。

(1)　市内に在住、在勤又は在学をする者により構成される団体であること。

(2)　当該団体の事務所の所在地（事務所を有していない団体の場合は、当該団体の代表者の住所）が市内にあること。

(3)　5人以上の者で構成される団体であること。

(4)　営利を目的とする団体でないこと。

(利用の取りやめ)

第6条　専用利用許可を受けたものが当該専用利用許可を受けた施設を利用しないこととなったときは、那覇市緑ヶ丘公園集会所利用取りやめ届に第3条第3項又は第4条第3項に規定する許可書を添えて、当該利用の日の前日(休所日を除く。)までに市長に提出するものとする。

(使用料の還付)

第7条　条例第8条第4項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1)　天災その他不可抗力又は集会所の管理上の理由により利用ができなくなった場合　利用できない時間(利用できない時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。)に係る額

(2)　その他市長が必要と認める場合　市長が必要と認める額

2　条例第8条第4項ただし書の規定による使用料の還付の申請は、那覇市緑ヶ丘公園集会所使用料還付申請書に市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

(使用料の減免)

第8条　条例第9条の規定により使用料を減免する額は、別表に定めるとおりとする。この場合において、減免する額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

2　前項に規定する減免の申請は、那覇市緑ヶ丘公園集会所使用料減免申請書によるものとする。

(遵守事項)

第9条　集会所を利用するものは、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1)　専用利用許可を受けた施設以外の施設を利用しないこと。

(2)　許可を受けた場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。

(3)　許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。

(4)　許可を受けないで壁面、柱、扉等に貼り紙、くぎ打ち等をしないこと。

(5)　他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。

(6)　その他市長の指示すること。

（様式）

第10条　この規則の規定による次の表の文書の様式は、市長が定める。

文書の名称	根拠条項
那覇市緑ヶ丘公園集会所利用許可申請書	第3条第1項
那覇市緑ヶ丘公園集会所利用許可書	第3条第3項
那覇市緑ヶ丘公園集会所利用変更許可申請書	第4条第1項
那覇市緑ヶ丘公園集会所利用変更許可書	第4条第3項
那覇市緑ヶ丘公園集会所利用取りやめ届	第6条
那覇市緑ヶ丘公園集会所使用料還付申請書	第7条第2項
那覇市緑ヶ丘公園集会所使用料減免申請書	第8条第2項

（補則）

第11条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付　則

この規則は、平成30年7月8日から施行する。

別表（第8条関係）

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>室料</th><th>冷房料</th></tr>
<tr><td rowspan="2">条例第9条第1号</td><td>本市が主催をする行事に利用する場合</td><td>全額</td><td>全額</td></tr>
<tr><td>本市が共催をする行事に利用する場合</td><td rowspan="2">2分の1の額</td><td rowspan="6">減免しない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">条例第9条第2号</td></tr>
<tr><td rowspan="4">条例第9条第3号</td><td>構成員の半数以上が高校生以下の団体が利用する場合</td><td>全額</td></tr>
<tr><td>構成員の半数以上が満65歳以上の団体が利用する場合</td><td rowspan="2">2分の1の額</td></tr>
<tr><td>構成員の半数以上が障がい者の団体が利用する場合</td></tr>
<tr><td>その他市長が特別の理由があると認める場合</td><td>市長が必要と認める額</td></tr>
</table>

那覇市規則第９号
平成30年３月27日
公　　布　　済

那覇市奨学生選考委員会規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市奨学生選考委員会規則

（趣旨）

第1条　この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例（昭和52年那覇市条例第2号）第3条の規定に基づき、那覇市奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（担任事務）

第2条　委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議する。

(1)　奨学金の給付に係る候補者の選考に関すること。

(2)　奨学金の給付の継続、停止等に関すること。

(3)　その他市長が必要と認める事項

（組織）

第3条　委員会は、委員6人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　学識経験者

(2)　高等学校の校長

(3)　その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第5条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

2　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

（関係職員の出席）

第7条　委員会において、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条　委員会の庶務は、生涯学習部生涯学習課において処理する。

（補則）

第9条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付　則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

那覇市規則第10号
平成30年３月27日
公　　布　　済

那覇市児童館及び児童遊園条例施行規則及び那覇市安謝福祉複合施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市児童館及び児童遊園条例施行規則及び那覇市安謝福祉複合施設条例施行規則の一部を改正する規則

（那覇市児童館及び児童遊園条例施行規則の一部を改正する規則）

第1条　那覇市児童館及び児童遊園条例施行規則（平成17年那覇市規則第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	（規則で定める休館日） 第2条　条例第4条第3項第2号の規則で定める日は、毎月の第3日曜日とする。
第2条～第10条　［略］	第3条～第11条　［略］
（細目）	（補則）
第11条　［略］	第12条　［略］
第1号様式（第2条関係）　［略］	第1号様式（第3条関係）　［略］
第2号様式（第2条関係）　［略］	第2号様式（第3条関係）　［略］
第3号様式（第4条関係）　［略］	第3号様式（第5条関係）　［略］
第4号様式（第8条関係）　［略］	第4号様式（第9条関係）　［略］
第5号様式（第9条関係）　［略］	第5号様式（第10条関係）　［略］
第6号様式（第9条関係）　［略］	第6号様式（第10条関係）　［略］

備考

1　改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。

2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

3　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

（那覇市安謝福祉複合施設条例施行規則の一部を改正する規則）

第2条　那覇市安謝福祉複合施設条例施行規則（平成17年那覇市規則第60号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	（規則で定める休館日） 第2条　条例別表第2児童館の項の規則で定める日は、毎月の第3日曜日とする。
第2条～第7条　［略］	第3条～第8条　［略］
（細目）	（補則）
第8条　［略］	第9条　［略］
第1号様式（第6条関係）　［略］	第1号様式（第7条関係）　［略］

第2号様式(第7条関係)　［略］ 第3号様式(第7条関係)　［略］	第2号様式(第8条関係)　［略］ 第3号様式(第8条関係)　［略］
備考　前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付　則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

那覇市規則第11号

平成30年３月27日

公　　布　　済

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則(1964年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>別表(第2条関係)
<table>
<tr><th>名称</th><th>定員</th></tr>
<tr><td>那覇市松川保育所</td><td>66人</td></tr>
<tr><td>那覇市宇栄原保育所</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td>那覇市大道保育所</td><td>117人</td></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
</table></td><td>別表(第2条関係)
<table>
<tr><th>名称</th><th>定員</th></tr>
<tr><td>那覇市宇栄原保育所</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td>那覇市大道保育所</td><td>66人</td></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
1　表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。
2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</td></tr>
</table>

付　則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

那覇市規則第12号
平成30年３月27日
公　　布　　済

那覇市公園施設等の設置基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市公園施設等の設置基準を定める規則の一部を改正する規則

那覇市公園施設等の設置基準を定める規則(平成25年那覇市規則第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条　この規則は、那覇市公園条例(1970年那覇市条例第6号。以下「条例」という。)第2条の4第2項及び第2条の5の規定に基づき、公園施設等の設置基準を定めるものとする。 (都市公園移動等円滑化基準) 第3条　条例第2条の5の規定により規則で定める都市公園移動等円滑化基準は、別表のとおりとする。	(趣旨) 第1条　この規則は、那覇市公園条例(1970年那覇市条例第6号。以下「条例」という。)第2条の4第2項及び第2条の6の規定に基づき、公園施設等の設置基準を定めるものとする。 (都市公園移動等円滑化基準) 第3条　条例第2条の6の規定により規則で定める都市公園移動等円滑化基準は、別表のとおりとする。
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則
この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第13号
平成30年３月27日
公　　布　　済

那覇市個人番号の利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市個人番号の利用等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市個人番号の利用等に関する規則(平成27年那覇市規則第44号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(条例別表第1の規則で定める事務)	(条例別表第1の規則で定める事務)
第3条　条例別表第1の規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対する、法別表第1の15の項の主務省令で定める事務に準じて行う事務とする。	第3条　条例別表第1各号の規則で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる条例別表第1の号の区分に応じ、それぞれ別表第1の右欄に掲げる事務とする。
(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)	(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)
第4条　条例別表第2各号の規則で定める事務は、別表第1の第1欄に掲げる条例別表第2の号の区分に応じ、それぞれ別表第1の第2欄に掲げる事務とする。	第4条　条例別表第2各号の規則で定める事務は、別表第2の第1欄に掲げる条例別表第2の号の区分に応じ、それぞれ別表第2の第2欄に掲げる事務とする。
2　条例別表第2各号の規則で定める情報は、別表第1の第1欄の号ごとに同表の第3欄に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事務の処理に関し必要となる者に係る同表の第4欄に掲げる特定個人情報(条例第8条の3第2項第1号の規定により利用する特定個人情報を除く。)とする。	2　条例別表第2各号の規則で定める情報は、別表第2の第1欄の号ごとに同表の第3欄に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事務の処理に関し必要となる者に係る同表の第4欄に掲げる特定個人情報(条例第8条の3第2項第1号の規定により利用する特定個人情報を除く。)とする。
(条例別表第3の規則で定める事務及び情報)	(条例別表第3の規則で定める事務及び情報)
第5条　条例別表第3各号の規則で定める事務は、別表第2の第1欄に掲げる条例別表第3の号の区分に応じ、それぞれ別表第2の第2欄に掲げる事務とする。	第5条　条例別表第3各号の規則で定める事務は、別表第3の第1欄に掲げる条例別表第3の号の区分に応じ、それぞれ別表第3の第2欄に掲げる事務とする。
2　条例別表第3各号の規則で定める情報は、別表第2の第1欄の号ごとに同表の第3欄に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事務の処理に関し必要となる者に係る同表の第4欄に掲げる特定個人情報とする。	2　条例別表第3各号の規則で定める情報は、別表第3の第1欄の号ごとに同表の第3欄に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事務の処理に関し必要となる者に係る同表の第4欄に掲げる特定個人情報とする。
	［別表第1　別記］
［別表第1　別記］	［別表第2　別記］
別表第2　［略］	別表第3　［略］

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。
3　表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。

付　則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

［改正後　別記］

別表第1(第3条関係)

条例別表第1の号	事務
(1)	生活に困窮する外国人に対する、法別表第1の15の項の主務省令で定める事務に準じて行う事務
(2)	ア　那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例(平成4年那覇市条例第15号。以下この号において「助成条例」という。)第5条第1項の受給資格の認定に関する事務 イ　助成条例第7条の支給制限に関する事務 ウ　助成条例第9条の規定による届出に関する事務 エ　助成条例第11条の規定による返還に関する事務
(3)	那覇市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業における給付の申請に係る事実の審査又はその申請に対する応答に関する事務
(4)	那覇市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業における交付の申請に係る事実の審査又はその申請に対する応答に関する事務

［改正前　別記］

別表第1(第4条関係)

条例別表第2の号	事務	第1欄の号に係る条例別表第2の右欄において掲げる情報	特定個人情報
［略］			
(40)	生活に困窮する外国人に対する、法別表第1の15の項の主務省令で定める事務に準じて行う事務(外国人保護関係)	［略］	

［改正後　別記］

別表第2(第4条関係)

条例別表第2の号	事務	第1欄の号に係る条例別表第2の右欄において掲げる情報	特定個人情報
［略］			
(40)	別表第1(1)の号に掲げる事務(外国人保護関係)	［略］	
(41)	別表第1(2)の号に掲げる事務(那覇市重度心身障がい者医療費等助成関係)	住民関係情報	住民基本情報
		医療保険給付関係情報	ア　医療保険被保険者資格情報 イ　国民健康保険給付支給情報 ウ　高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
		地方税関係情報	市民税情報
		特別児童扶養手当関係情報	特別児童扶養手当情報
		生活保護関係情報	生活保護実施関係情報
		中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		障がい者関係情報	障がい者情報
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報
		介護保険給付等関係情報	介護保険給付情報
		自立支援給付関係情報	自立支援給付情報
		国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	国民年金法第15条第2号の障害基礎年金の支給に関する情報
(42)	別表第1(3)の号に掲げる事務(那覇市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業関係)	住民関係情報	住民基本情報
		地方税関係情報	市民税情報
		生活保護関係情報	生活保護実施関係情報
		中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報
(43)	別表第1(4)の号に掲げる事務(那覇市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業関係)	住民関係情報	住民基本情報
		地方税関係情報	市民税情報
		生活保護関係情報	生活保護実施関係情報
		中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		障がい者関係情報	障がい者情報
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報

那覇市規則第14号
平成30年３月27日
公　　布　　済

那覇市中心商店街にぎわい広場条例施行規則の停止に関する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市中心商店街にぎわい広場条例施行規則の停止に関する規則

那覇市中心商店街にぎわい広場条例施行規則(平成17年那覇市規則第9号)は、その施行を停止する。

付　則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

那覇市規則第15号
平成30年３月30日
公　　布　　済

那覇市行政不服審査会規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市行政不服審査会規則

（趣旨）

第1条　この規則は、那覇市行政不服審査会条例（平成27年那覇市条例第51号）第8条の規定に基づき、那覇市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（調査審議の手続の併合又は分離）

第2条　審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。

2　審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは、審査関係人（行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第3項において準用する法第74条に規定する審査関係人をいう。）にその旨を通知しなければならない。

（口頭意見陳述等の申立て）

第3条　法第81条第3項において準用する法第75条第1項本文の規定による口頭意見陳述及び同条第2項の規定による補佐人の同伴の許可に係る申立ては、口頭意見陳述等申立書により行うものとする。

（主張書面等の閲覧又は交付）

第4条　法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による閲覧又は交付の求めは、主張書面等閲覧等請求書により行うものとする。

（調査審議の手続の非公開）

第5条　審査会の調査審議の手続は、公開しない。ただし、審査会が公開することを相当と認めるときは、これを公開することができる。

（庶務）

第6条　審査会の庶務は、総務部法制契約課において処理する。

（様式）

第7条　この規則の施行に関し必要な文書の様式は、市長が定める。

（委任）

第8条　この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審

査会に諮って定める。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第16号
平成30年３月30日
公　　布　　済

那覇市消防吏員階級規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市消防吏員階級規則

（趣旨）

第1条　この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第16条第2項の規定に基づき、消防吏員の階級を定めるものとする。

（階級）

第2条　消防吏員の階級は、消防正監、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長、消防副士長及び消防士とする。

付　則

（施行期日）

1　この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に消防正監、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長、消防副士長又は消防士を命ぜられている者は、それぞれ第2条の消防正監、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長、消防副士長又は消防士を命ぜられたものとみなす。

那覇市規則第17号
平成30年３月30日
公　　布　　済

那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備等に関する規則

（那覇市公園条例施行規則の一部改正）

第1条　那覇市公園条例施行規則（1970年那覇市規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（公示事項を掲示する場所） 第14条　条例第12条の3第1項第1号の規則で定める場所は、建設管理部公園管理課とする。 （保管工作物等一覧簿） 第15条　条例第12条の3第2項の規則で定める様式は保管工作物等記録票（第11号様式）とし、同項の規則で定める場所は建設管理部公園管理課とする。	（公示事項を掲示する場所） 第14条　条例第12条の3第1項第1号の規則で定める場所は、都市みらい部公園管理課とする。 （保管工作物等一覧簿） 第15条　条例第12条の3第2項の規則で定める様式は保管工作物等記録票（第11号様式）とし、同項の規則で定める場所は都市みらい部公園管理課とする。
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

（那覇市会計規則の一部改正）

第2条　那覇市会計規則（1971年那覇市規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
［別表　別記］	［別表　別記］
備考 1　前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 2　表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 3　表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

［改正前　別記］

別表（第13条、第15条、第17条関係）

(1)　［略］

(2)　収納出納員及び収納取扱員

設置箇所		収納出納員	収納取扱員	委任事務
総務部	秘書広報課	［略］	［略］	
	平和交流・男女参画課			
	総務課			
	［略］			

	法制契約課		［略］
企画財務部	企画調整課		［略］
	［略］		
［略］			
経済観光部	［略］		
	なはまちなか振興課		［略］
	［略］		
［略］			
福祉部	［略］		
	ちゃーがんじゅう課		［略］
	障がい福祉課		
	［略］		
健康部	保健所	保健総務課	課長
		健康増進課	課長
		地域保健課	課長
		生活衛生課	課長
	国民健康保険課		課長、担当副参事及び副参事
	特定健診課		［略］
［略］			
都市計画部	［略］		
	建築指導課		［略］
	市街地整備課		
	技術管理課		
	地籍調査課		
建設管理部	建設企画課		［略］
	道路建設課		
	花とみどり課		
	建築工事課		
	道路管理課		
	公園管理課		
	市営住宅課		課長
［略］			

［改正後　別記］

別表（第13条、第15条、第17条関係）

(1)　［略］

(2)　収納出納員及び収納取扱員

設置箇所		収納出納員	収納取扱員	委任事務
総務部	総務課	［略］	［略］	
	秘書広報課			
	平和交流・男女参画課			

	［略］		
	法制契約課	［略］	
	防災危機管理課	課長	
企画財務部	企画調整課	［略］	
	［略］		
［略］			
経済観光部	［略］		
	なはまち振興課	［略］	
	［略］		
［略］			
福祉部	［略］		
	障がい福祉課	［略］	
	ちゃーがんじゅう課		
	［略］		
健康部	国民健康保険課	課長及び担当副参事	
	特定健診課	［略］	
	保健所　保健総務課	課長	
	保健所　健康増進課	課長	
	保健所　地域保健課	課長	
	保健所　生活衛生課	課長	
［略］			
都市みらい部	［略］		
	道路建設課	［略］	
	道路管理課		
	花とみどり課		
	公園管理課		
まちなみ共創部	まちなみ整備課	［略］	
	建築工事課		
	市営住宅課		
	建築指導課		
	技術管理課		
	地籍調査課		
［略］			

（那覇市事務分掌規則の一部改正）

第3条　那覇市事務分掌規則（1971年那覇市規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（総務部における課の分掌事務） 第5条　総務課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)　［略］	（総務部における課の分掌事務） 第5条　［略］ (1)　［略］

(2)　災害対策に係る計画及び総合調整に関すること。 (3)　防災会議、災害対策本部及び災害復旧に係る申請等に関すること。 (4)　総合防災訓練、防災ボランティア団体等への防災対策の情報提供等に関すること。 (5)　防災センターの設立及び防災の啓発に関すること。 (6)　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に関すること。 (7)　［略］ (8)　中央行政機関等との連絡調整等に関すること。 (9)　［略］ 2～6　［略］	(2)　［略］ (3)　市長会等との連絡調整等に関すること。 (4)　［略］ 2～6　［略］ 7　防災危機管理課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)　防災会議及び災害対策本部に関すること。 (2)　地域防災計画に関すること。 (3)　防災訓練の計画及び実施に関すること。 (4)　自主防災組織の充実及び市民の防災意識の啓発に関すること。 (5)　国民保護協議会、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。 (6)　国民保護計画に関すること。 (7)　不発弾の処理に関すること。 (8)　その他防災又は危機管理に関すること(他課の所管に属するものを除く。)。
(経済観光部における課の分掌事務) 第8条　［略］ 2　なはまちなか振興課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)　中心商店街の活性化その他の商業の振興に関すること。 (2)　家庭における省資源運動に関すること。	(経済観光部における課の分掌事務) 第8条　［略］ 2　なはまち振興課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)　中心商店街その他の商店街の振興に関すること。 (2)　中心市街地の活性化に関する基本計画に関すること。

(3)　公設市場の基本政策及び管理に関すること。	(3)　公設市場に関すること。
(4)　［略］	(4)　［略］
3　観光課の分掌事務は、次のとおりとする。	3　［略］
(1)　観光及びコンベンションの振興に関すること。	(1)　観光の振興に関すること。
(2)　［略］	(2)　［略］
(3)　観光協会その他観光関係団体の指導育成に関すること。	(3)　観光協会その他観光関係団体の指導又は助言に関すること。
(4)　路上喫煙防止に関すること。	(4)　那覇市路上喫煙防止条例(平成18年那覇市条例第53号)に基づく路上喫煙の防止に関すること。
	(5)　めんそーれ那覇市観光振興条例(平成27年那覇市条例第29号)に基づく迷惑行為の防止に関すること。
(都市計画部における課の分掌事務)	(都市みらい部における課の分掌事務)
第13条　［略］	第13条　［略］
2　建築指導課の分掌事務は、次のとおりとする。	2　道路建設課の分掌事務は、次のとおりとする。
(1)　建築基準法(昭和25年法律第201号)に関すること。	(1)　都市計画街路事業等に係る事業計画及び補助金に関すること。
(2)　融資住宅に関すること。	(2)　道路、橋等の新設、改良、改修等のための調査、計画及び工事に関すること。
(3)　開発行為の許可等に関すること。	(3)　道路の災害復旧事業に係る設計及び工事に関すること。
(4)　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく分別解体等に関すること。	(4)　用地(公園等の用地を除く。)の取得及び補償に関すること。
(5)　優良宅地及び優良住宅の認定に関すること。	(5)　補償基準の調整及び整備に関すること。
(6)　長期優良住宅の認定に関すること。	(6)　土地の収用に関すること。
(7)　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等に関すること。	3　道路管理課の分掌事務は、次のとおりとする。
(8)　建築物の耐震改修の促進に関すること。	(1)　道路の路線の認定、廃止及び変更に関すること。
(9)　狭あい道路の整備に関すること。	(2)　道路の占用の許可等に関すること。
(10)　風致地区内の建築等の許可に関すること。	(3)　道路の清掃、点検その他の維持又は修繕に関すること。
	(4)　道路の境界に係る協定、指示及び承

(11)　都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)の認定等に関すること(集約都市開発事業計画及び低炭素建築物新築等計画に係るものに限る。)。

(12)　沖縄県福祉のまちづくり条例(平成9年沖縄県条例第5号)に基づく事前協議及び完了検査に関すること。

(13)　建築物における駐車施設附置の届出及び認定に関すること。

(14)　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に関すること。

3　市街地整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)　市街地再開発事業に関すること。

(2)　新規開発地区に関すること。

(3)　新都心地区のまちづくりに関すること。

(4)　土地区画整理事業の事業計画及び実施計画に関すること。

(5)　土地区画整理事業の清算に関すること。

(6)　土地区画整理事業の換地計画、建築指導及び建築行為等の許可に関すること。

(7)　土地区画整理事業の移転補償に関すること。

(8)　土地区画整理事業の工事及び公共施設の管理引継ぎに関すること。

4　技術管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)　建設工事の検査に関すること。

(2)　積算及び工事仕様書の調整に関すること。

(3)　建設工事及び建設工事に伴う業務委託に係る契約事務に関するもので、技術的な内容審査に関すること。

(4)　工事の設計及び施工における技術の蓄積及び向上に関すること。

5　地籍調査課の分掌事務は、次のとおりと認に関すること。

(5)　道路の不法占用及び禁止行為の取締りに関すること。

(6)　道路上の違反広告物の取締りに関すること。

(7)　未買収道路用地補償に関すること。

(8)　法定外公共物に関すること。

(9)　道路の管理に係る工事用資材に関すること。

(10)　前各号に掲げるもののほか、道路の管理に関すること。

4　花とみどり課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)　公園、緑地等に係る事業計画、補助金及び工事に関すること。

(2)　緑化に関すること。

(3)　公園、緑地等の用地の取得及び補償に関すること。

5　公園管理課の分掌事務は、公園、緑地等の管理に関することとする。

する。 (1)　地籍調査の計画に関すること。 (2)　地籍調査の実施及び管理に関すること。 (3)　その他地籍調査に関すること。 (4)　町界、町名及び地番に関すること。 (5)　住居表示に関すること。 (6)　市の区域に関すること。 (建設管理部における課の分掌事務) 第14条　建設企画課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)　住宅政策に関すること。 (2)　民間賃貸住宅の活用等に関すること。 (3)　市営住宅建替計画に関すること。 (4)　市営住宅建替事業における民間活用用地に関すること。 (5)　建設管理部の所管する施設の管理に係る企画に関すること。 (6)　特殊地下壕対策事業に関すること。 2　道路建設課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)　都市計画街路事業の施行計画、補助金、工事の設計及び施工監理に関すること。 (2)　道路、橋等の新設、改良、改修等のための調査、計画及び工事に関すること。 (3)　道路の災害復旧事業に係る設計及び施工監理に関すること。 (4)　用地(公園等の用地を除く。)の取得及び補償に関すること。 (5)　補償基準の調整及び整備に関すること。 (6)　土地の収用に関すること。 3　花とみどり課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)　公園、緑地等の事業計画、設計、施工監理及び補助事業認可申請に関すること。 (2)　緑化に関すること。	(まちなみ共創部における課の分掌事務) 第14条　まちなみ整備課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)　市街地の整備に関すること。 (2)　市街地再開発事業等に関すること。 (3)　住宅政策に関すること。 (4)　民間賃貸住宅の活用等に関すること。 (5)　土地区画整理事業に関すること。 (6)　新都心地区のまちづくりに関すること。 (7)　特殊地下壕対策事業に関すること。 2　建築工事課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)　市営住宅その他市建築物の建設に関すること。 (2)　市建築物及び施設の営繕に関すること。 3　市営住宅課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)　市営住宅の入居及び退去に関すること。 (2)　市営住宅及び共同施設の管理に関すること。 (3)　市営住宅建替計画に関すること。 (4)　市営住宅建替事業における民間活用用地に関すること。 4　建築指導課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)　建築基準法(昭和25年法律第201号)に関すること。 (2)　都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為の許可等に関するこ

(3)　公園等の用地の取得及び補償に関すること。

4　建築工事課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)　市営住宅その他市建築物の建設に関すること。

(2)　市建築物及び施設の営繕に関すること。

5　道路管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)　道路の管理に関すること。

(2)　道路占用許可等に関すること。

(3)　道路の路線認定、廃止及び変更に関すること。

(4)　道路境界の協定、指示及び承認に関すること。

(5)　道路の不法占用及び禁止行為の取締りに関すること。

(6)　道路占用工事の監察に関すること。

(7)　未買収道路用地補償に関すること。

(8)　法定外公共物に関すること。

(9)　道路、橋等の維持修繕及び清掃に関すること。

(10)　道路の損壊調査に関すること。

(11)　工事用資材の調達、検収及び保管に関すること。

(12)　道路上の違反広告物取締りに関すること。

6　公園管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)　公園、緑地の管理に関すること。

(2)　霊園(墓地、納骨堂及び付属施設を除く。)の管理に関すること。

7　市営住宅課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)　市営住宅の入居及び退去に関すること。

(2)　市営住宅及び附帯施設の管理に関すること。

(3)　建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に関すること。

(4)　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく分別解体等に関すること。

(5)　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等に関すること。

(6)　長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に基づく長期優良住宅建築等計画の認定等に関すること。

(7)　都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関すること。

(8)　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に関すること。

(9)　租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づく優良宅地及び優良住宅の認定に関すること。

(10)　沖縄県福祉のまちづくり条例(平成9年沖縄県条例第5号)に基づく事前協議及び完了検査に関すること。

(11)　建築物の駐車施設の附置等に係る届出及び認定に関すること。

(12)　風致地区内の建築等の許可に関すること。

(13)　狭あい道路の整備に関すること。

(14)　沖縄振興開発金融公庫からの受託業務に関すること。

5　技術管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)　建設工事の検査に関すること。

(2)　建設工事に係る積算及び仕様書の調整に関すること。

	(3)　建設工事及び建設工事に伴う業務委託に係る契約事務に関するもので、技術的な内容の審査に関すること。 (4)　建設工事の設計及び施工における技術の蓄積及び向上に関すること。 6　地籍調査課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)　地籍調査の計画、実施、管理等に関すること。 (2)　町界、町名及び地番に関すること。 (3)　住居表示に関すること。 (4)　市の区域に関すること。
（総括課） 第16条　次の表の左欄に掲げる部の同表の中欄に掲げる課を当該部の総括課とし、第5条から第14条までに定める当該課の所掌事務のほか、同表の右欄に掲げる事務を所掌する。	（総括課） 第16条　［略］
部 / 総括課 / 事務 ［略］ / ［略］ 都市計画部 / ［略］ 建設管理部 / 建設企画課	部 / 総括課 / 事務 ［略］ / ［略］ 都市みらい部 / ［略］ まちなみ共創部 / まちなみ整備課
［別表　別記］	［別表　別記］

備考
1　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
2　第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
4　前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。
5　前条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。

［改正前　別記］
別表（第1条関係）

部	所	課	室
総務部		総務課	市民防災室
		［略］	
		法制契約課	
企画財務部		企画調整課	［略］
		［略］	
［略］			
経済観光部		［略］	

		なはまちなか振興課	［略］
		［略］	
［略］			
都市計画部		［略］	
		建築指導課	
		市街地整備課	
		技術管理課	
		地籍調査課	
建設管理部		建設企画課	
		道路建設課	
		花とみどり課	
		建築工事課	
		道路管理課	
		公園管理課	
		市営住宅課	

［改正後　別記］

別表（第1条関係）

部	所	課	室
総務部		総務課	
		［略］	
		法制契約課	
		防災危機管理課	
企画財務部		企画調整課	［略］
		［略］	
［略］			
経済観光部		［略］	
		なはまち振興課	［略］
		［略］	
［略］			
都市みらい部		［略］	
		道路建設課	
		道路管理課	
		花とみどり課	
		公園管理課	
まちなみ共創部		まちなみ整備課	
		建築工事課	
		市営住宅課	
		建築指導課	
		技術管理課	
		地籍調査課	

（那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例施行規則の一部改正）

第4条　那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例施行規則（昭和48年那覇市規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第1号様式（第16条関係） ［略］ 注意事項 1～3　［略］ 4　御不審の点があれば、那覇市市街地整備課へお問い合わせてください。 ［略］ 第14号様式（第37条関係） ［略］ 備考 清算金を交付すべき宅地に先取特権、質権又は抵当権があるときは、　年　月　日までに債権者から供託しなくてもよい旨の同意書を市街地整備課に提出してください。同意書の提出がない場合は、交付金は供託しますから御承知ください。	第1号様式（第16条関係） ［略］ 注意事項 1～3　［略］ 4　御不審の点があれば、まちなみ整備課へお問い合わせてください。 ［略］ 第14号様式（第37条関係） ［略］ 備考 清算金を交付すべき宅地に先取特権、質権又は抵当権があるときは、　年　月　日までに債権者から供託しなくてもよい旨の同意書をまちなみ整備課に提出してください。同意書の提出がない場合は、交付金は供託しますから御承知ください。
備考　第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市公共事業評価監視委員会規則の一部改正）

第5条　那覇市公共事業評価監視委員会規則（平成14年那覇市規則第67号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（庶務） 第7条　委員会の庶務は、建設管理部において処理する。	（庶務） 第7条　委員会の庶務は、都市みらい部都市計画課において処理する。
備考　第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市住宅政策等審議会規則の一部改正）

第6条　那覇市住宅政策等審議会規則（平成19年那覇市規則第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（庶務） 第8条　審議会の庶務は、建設管理部建設企画課において処理する。	（庶務） 第8条　審議会の庶務は、まちなみ共創部まちなみ整備課において処理する。
備考　第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市開発行為の許可等に関する規則の一部改正）

第7条　那覇市開発行為の許可等に関する規則(平成24年那覇市規則第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（登録簿の閲覧所） 第23条　省令第38条第1項の開発登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を都市計画部建築指導課に置く。	（登録簿の閲覧所） 第23条　省令第38条第1項の開発登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)をまちなみ共創部建築指導課に置く。
備考　第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付　則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

那覇市規則第18号

平成30年３月30日

公　　布　　済

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号)の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>
別表第2(第15条、第21条の2、第23条、第25条関係)
<table>
<tr><th>号</th><th>休暇を受ける場合</th><th>期間</th></tr>
<tr><td colspan="3">1～14　［略］</td></tr>
<tr><td>15</td><td>［略］</td><td>一の年の5月から10月までの期間において、1日を単位として5日(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、5日を超えない範囲内の日数)</td></tr>
<tr><td colspan="3">16～20　［略］</td></tr>
<tr><td>21</td><td>［略］</td><td>一の年度において、1日を単位として5日以内</td></tr>
<tr><td>22</td><td>中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。)を行う場合</td><td>一の年度において、1日又は1時間を単位として、当該子が1人の場合は5日以内、2人以上の場合は10日以内</td></tr>
</table>
</td><td>
別表第2(第15条、第21条の2、第23条、第25条関係)
<table>
<tr><th>号</th><th>休暇を受ける場合</th><th>期間</th></tr>
<tr><td colspan="3">1～14　［略］</td></tr>
<tr><td>15</td><td>［略］</td><td>1の年の5月から10月までの期間において、1日を単位として5日(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、5日を超えない範囲内の日数)</td></tr>
<tr><td colspan="3">16～20　［略］</td></tr>
<tr><td>21</td><td>［略］</td><td>1の年度において、1日を単位として5日以内</td></tr>
<tr><td>22</td><td>中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、看護(負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話を行うことをいう。)又は疾病の予防(当該子に予防接種(第14号の予防接種を除く。)又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務し</td><td>1の年度において、1日又は1時間を単位として、当該子が1人の場合は5日以内、2人以上の場合は10日以内</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

				ないことが相当であると認められる場合	
23	［略］	一の年度において、1日又は1時間を単位として、当該親族等が1人の場合は5日以内、2人以上の場合は10日以内	23	［略］	1の年度において、1日又は1時間を単位として、当該親族等が1人の場合は5日以内、2人以上の場合は10日以内

備考　［略］　　備考　［略］

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付　則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

那覇市規則第19号
平成30年３月30日
公　　布　　済

那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員退職手当支給条例施行規則(昭和47年那覇市規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(退職手当の調整額) 第6条　条例第9条の4第1項に規定する規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。 (1)　地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書の許可を受けて現実に職務に従事することを要しない期間又は教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の大学院修学休業若しくは地方公務員法第26条の6第1項の配偶者同行休業により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等(次号及び第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。)　当該休職月等 (2)～(3)　［略］ 2～5　［略］	(退職手当の調整額) 第6条　［略］ (1)　次に掲げるものにより現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等(次号及び第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。)　当該休職月等 ア　地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書の許可 イ　教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の大学院修学休業 ウ　那覇市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成29年那覇市条例第1号)第1条の配偶者同行休業 エ　那覇市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例(平成30年那覇市条例第4号)第2条第2号の自己啓発等休業(同条例第12条第2項の規定により読み替えて適用される条例第10条第4項に規定する場合に該当するものを除く。) (2)～(3)　［略］ 2～5　［略］
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

那覇市規則第20号
平成30年３月30日
公　　布　　済

那覇市消防局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市消防局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市消防局の組織等に関する規則(昭和47年那覇市規則第55号)の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>
（組織）
第2条　局に次の課及び係を置く。
<table>
<tr><th>課</th><th>係</th></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td>予防課</td><td>予防査察係
中央機動査察係
西機動査察係
設備指導係</td></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
</table>
（局職員の職及び階級）
第3条　［略］
2　［略］
3　消防職員の職名及び階級は、次の表のとおりとし、同表の左欄に掲げる職は、同表の右欄に掲げる階級にある者をもって充てる。ただし、参事、課長、副参事、主幹、係長、主査、主任、主任主事及び主事については、消防局長が特に必要と認めるときは、消防吏員以外の消防職員のうちからこれに充てることができる。
<table>
<tr><th>職名</th><th>階級</th></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td>主幹</td><td rowspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td>係長　主査</td></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
</table>
（分掌事務）
第7条　総務課の分掌事務は、次のとおりとする。
(1)～(10)　［略］
(11)　消防機械器具の配置及び整備に関
</td><td>
（組織）
第2条　［略］
<table>
<tr><th>課</th><th>係</th></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td>予防課</td><td>予防係
機動査察係

設備指導係</td></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
</table>
（局職員の職及び職名）
第3条　［略］
2　［略］
3　消防吏員の職名は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該職名に係る職は、同表の右欄に掲げる階級(那覇市消防吏員階級規則(平成30年那覇市規則第16号)第2条の階級をいう。)にある者をもって充てる。
<table>
<tr><th>職名</th><th>階級</th></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td>係長　主幹</td><td rowspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td>主査</td></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
</table>
4　消防吏員以外の消防職員の職名は、参事、課長、副参事、係長、主幹、主査、主任、主任主事及び主事とする。
（分掌事務）
第7条　［略］
(1)～(10)　［略］
</td></tr>
</table>

すること。 (12)～(13)　［略］	(11)～(12)　［略］
2　予防課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)　火災及び災害の予防に関すること。 (2)　防火対象物の査察及び防火指導に関すること。 (3)　防火管理者の指導及び講習に関すること。 (4)　建築許可等についての同意に関すること。 (5)　消防用設備等の設置指導及び検査に関すること。 (6)　危険物製造所等の許認可及び査察指導に関すること。 (7)　火災及び災害統計に関すること。	2　［略］ (1)　火災及び災害の予防に関すること。 (2)　防火対象物の査察に関すること。 (3)　建築物の許可等についての同意に関すること。 (4)　消防用設備等の設置指導及び検査に関すること。 (5)　危険物の規制に関すること。 (6)　火を使用する設備等の届出に関すること。 (7)　那覇市火災予防条例(昭和47年那覇市条例第18号)に基づく防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関すること。 (8)　防火対象物に係る表示制度に関すること。 (9)　防火管理に係る講習に関すること。 (10)　火災及び災害等の統計に関すること。
3　警防課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)　水火災の警戒及び防御に関すること。 (2)　消防訓練の計画及び実施に関すること。 (3)　消防用水利の計画及び調査保全に関すること。 (4)　道路、下水道工事等の同意に関すること。 (5)　救助業務に関すること。 (6)　緊急消防援助隊に関すること。 (7)　特殊災害に係る消防活動対策に関すること。 (8)　消防活動情報に関すること。 (9)　消防団及び消防団員に関すること。	3　［略］ (1)　火災、水災その他の災害の警防計画に関すること。 (2)　消防水利の整備計画に関すること。 (3)　消防訓練の計画及び実施に関すること。 (4)　消防の相互の応援に関すること。 (5)　緊急消防援助隊に関すること。 (6)　消防隊及び救助隊の運用及び教育に関すること。 (7)　不発弾処理又は祭事における警備に関すること。 (8)　消防機械器具(消防車両を除く。)の配置及び整備に関すること。 (9)　救助事案の統計に関すること。 (10)　消防団及び消防団員に関すること。

4～5　［略］	4～5　［略］

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

4　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。

付　則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

那覇市規則第21号

平成30年３月30日

公　　布　　済

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(日割計算) 第9条　職員が、給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。 (1)～(6)　［略］ (7)　配偶者同行休業(法第26条の6第1項の配偶者同行休業をいう。以下この号及び第55条第1項第9号において同じ。)を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合 (8)　［略］ (期末手当の支給を受ける職員) 第55条　条例第26条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同条に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(条例第26条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次の各号に掲げる職員以外の職員とする。 (1)～(8)　［略］ (9)　［略］ 2　条例第26条第1項後段に規定する規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。 (1)～(4)　［略］ 3　［略］	(日割計算) 第9条　［略］ (1)～(6)　［略］ (7)　自己啓発等休業(法第26条の5第1項の自己啓発等休業をいう。以下この号及び第55条第1項第9号において同じ。)を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合 (8)　配偶者同行休業(法第26条の6第1項の配偶者同行休業をいう。以下この号及び第55条第1項第10号において同じ。)を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合 (9)　［略］ (期末手当の支給を受ける職員) 第55条　条例第26条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同条に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(条例第26条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。 (1)～(8)　［略］ (9)　自己啓発等休業をしている職員 (10)　［略］ 2　条例第26条第1項後段に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。 (1)～(4)　［略］ 3　［略］

（期末手当に係る在職期間）	（期末手当に係る在職期間）
第56条　［略］	第56条　［略］
2　前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。	2　［略］
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である職員を除く。）並びに第55条第1項第8号及び第9号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間	(2)　育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である職員を除く。）及び第55条第1項第8号から第10号までに掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間
(3)　［略］	(3)　［略］
	(4)　修学部分休業（法第26条の2第1項の修学部分休業をいう。第57条の8第7項第4号において同じ。）の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間
(4)～(5)　［略］	(5)～(6)　［略］
（勤勉手当の支給基準）	（勤勉手当の支給基準）
第57条の8　条例第26条の4第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（条例第26条の4第5項において準用する条例第26条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。	第57条の8　［略］
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　第55条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する者	(2)　第55条第1項第3号、第4号及び第8号から第10号までのいずれかに該当する者
(3)～(5)　［略］	(3)～(5)　［略］
(6)　第55条第1項第8号及び第9号に該当する者	
2～6　［略］	2～6　［略］
7　前項に規定する勤務期間は、給料表の適用を受ける職員として在職した期間から次に掲げる期間を除算した期間とする。	7　［略］

(1)　［略］ (2)　育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である職員を除く。)並びに第55条第1項第8号及び第9号に掲げる職員として在職した期間 (3)　［略］ (4)～(10)　［略］ 8～10　［略］ ［別表第1　別記］	(1)　［略］ (2)　育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である職員を除く。)及び第55条第1項第8号から第10号までに掲げる職員として在職した期間 (3)　［略］ (4)　修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間 (5)～(11)　［略］ 8～10　［略］ ［別表第1　別記］

備考
1　改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
3　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
4　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

付　則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定(「なはまちなか振興課」を削る部分及び「文化振興課」の次に「なはまち振興課」を加える部分を除く。)は、公布の日から施行する。

［改正前　別記］
別表第1(第8条関係)

勤務箇所	職員	調整数
［略］		
管財課 なはまちなか振興課 道路建設課 こどもみらい課 ハイサイ市民課 文化振興課 教育委員会総務課	［略］	
［略］		

［改正後　別記］
別表第1（第8条関係）

勤務箇所	職員	調整数
［略］		
管財課 ハイサイ市民課 文化振興課 なはまち振興課 クリーン推進課 公園管理課 教育委員会総務課	［略］	
［略］		

那覇市規則第22号
平成30年３月30日
公　　布　　済

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和58年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
［別表第3　別記］ ［別表第5　別記］ ［別表第7　別記］ ［別表第7の2　別記］	［別表第3　別記］ ［別表第5　別記］ ［別表第7　別記］ ［別表第7の2　別記］
備考 1　表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

［改正前　別記］

別表第3(第5条関係)

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1　大学卒	［略］	
	三　大学6卒	［略］
	四　大学専攻科卒	
	五　大学4卒	
［略］		

備考　［略］

［改正後　別記］

別表第3(第5条関係)

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1　大学卒	［略］	
	三　専門職学位課程修了	(1)　学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了

		(2)　上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格
	四　大学6卒	［略］
	五　大学専攻科卒	
	六　大学4卒	
［略］		

備考　［略］

［改正前　別記］

別表第5(第7条関係)

修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
［略］					
修士課程修了	［略］				
大学6卒	［略］				
［略］					

備考　［略］

［改正後　別記］

別表第5(第7条関係)

修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
［略］					
修士課程修了	［略］				
専門職学位課程修了	18年	＋2年	＋4年	＋6年	＋9年
大学6卒	［略］				
［略］					

備考　［略］

［改正前　別記］

別表第7(第22条関係)

昇格時号給対応表

ア　［略］

イ　医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
［略］			
51	29	［略］	

［略］		
54	30	［略］
55	30	
［略］		
57	31	［略］
58	31	
59	31	
60	32	
61	32	
62	32	
63	33	
64	33	
65	33	
［略］		

ウ　医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
［略］					
58	34	［略］			
59	35				
60	36				
61	37				
62	37				
63	38				
64	38				
65	39				
66	39				
67	40				
［略］					

エ　医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
［略］					
102	78	［略］			
103	79				
104	80				
105	81				
106	81				
107	81				
108	81				

［略］		
110	82	［略］
111	82	
112	82	
［略］		
115	83	［略］
116	83	
［略］		
120	84	［略］
［略］		

［改正後　別記］

別表第7（第22条関係）

昇格時号給対応表

ア　［略］

イ　医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
［略］			
51	28	［略］	
［略］			
54	29	［略］	
55	29		
［略］			
57	30	［略］	
58	30		
59	30		
60	31		
61	31		
62	31		
63	31		
64	32		
65	32		
［略］			

ウ　医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
［略］					
58	33	［略］			
59	34				
60	34				

61	35	
62	35	
63	36	
64	36	
65	37	
66	38	
67	39	
［略］		

エ　医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
［略］					
102	77	［略］			
103	78				
104	78				
105	79				
106	79				
107	80				
108	80				
［略］					
110	81	［略］			
111	81				
112	81				
［略］					
115	82	［略］			
116	82				
［略］					
120	83	［略］			
［略］					

［改正前　別記］

別表第7の2(第23条関係)

降格時号給対応表

ア　［略］

イ　医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
［略］			
28	50	［略］	
29	53		
30	56		

31	59	
32	62	
［略］		

ウ　医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
［略］					
33	57	［略］			
34	58				
35	59				
36	60				
37	62				
38	64				
39	66				
［略］					

エ　医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
［略］					
77	101	［略］			
78	102				
79	103				
80	104				
81	109				
82	114				
83	119				
［略］					

［改正後　別記］

別表第7の2(第23条関係)

降格時号給対応表

ア　［略］

イ　医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
［略］			
28	51	［略］	
29	55		
30	59		
31	63		

32	65	
［略］		

ウ　医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
［略］					
33	58	［略］			
34	60				
35	62				
36	64				
37	65				
38	66				
39	67				
［略］					

エ　医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
［略］					
77	102	［略］			
78	104				
79	106				
80	108				
81	112				
82	116				
83	120				
［略］					

那覇市規則第23号
平成30年３月30日
公　　布　　済

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市現業職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
［別表第6　別記］	［別表第6　別記］
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

［改正前　別記］

別表第6(第7条関係)

勤務箇所	現業職員	調整額
［略］		
管財課 <u>商工農水課</u> <u>道路建設課</u> <u>こどもみらい課</u> ハイサイ市民課 ［略］	［略］	

［改正後　別記］

別表第6(第7条関係)

勤務箇所	現業職員	調整額
［略］		
管財課 ハイサイ市民課 ［略］	［略］	

那覇市規則第24号

平成30年３月30日

公　　布　　済

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則(昭和59年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
［別表第1　別記］	［別表第1　別記］
備考　改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

［改正前　別記］
別表第1(第2条関係)

補助執行させる職員	補助執行させる事務
教育委員会事務局職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員	1～11　［略］
［略］	

［改正後　別記］
別表第1(第2条関係)

補助執行させる職員	補助執行させる事務
教育委員会事務局職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員	1～11　［略］ 12　奨学金の給付に関すること。
［略］	

付　則
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

那覇市規則第25号
平成30年３月30日
公　　布　　済

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則(昭和60年那覇市規則第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(年次有給休暇以外の休暇) 第16条　臨時職員は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期間の休暇を受けることができる。 (1)～(2)　［略］ (3)　勤務時間規則別表第2第4号から第8号まで、第12号又は第18号の中欄に該当する場合　それぞれ当該右欄に規定する期間 (4)　［略］ (5)　中学校就学の始期に達するまでの子(勤務時間条例第6条の2第1項の子及び配偶者の子をいう。)を養育する臨時職員が、看護(負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話を行うことをいう。)を行う場合　1の年度において、1日又は1時間を単位として、当該子が1人の場合は5日以内、2人以上の場合は10日以内で、市長が別に定める期間 (6)～(8)　［略］ 2　［略］ ［別表　別記］	(年次有給休暇以外の休暇) 第16条　［略］ (1)～(2)　［略］ (3)　勤務時間規則別表第2第4号から第8号まで、第12号、第14号又は第18号の中欄に該当する場合　それぞれ当該右欄に規定する期間 (4)　［略］ (5)　中学校就学の始期に達するまでの子(勤務時間条例第6条の2第1項の子及び配偶者の子をいう。)を養育する臨時職員が、看護(負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話を行うことをいう。)又は疾病の予防(当該子に予防接種(勤務時間規則別表第2第14号の予防接種を除く。)又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合　1の年度において、1日又は1時間を単位として、当該子が1人の場合は5日以内、2人以上の場合は10日以内で、市長が別に定める期間 (6)～(8)　［略］ 2　［略］ ［別表　別記］

備考

1　改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。

2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

3　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

4　表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。

付　則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

［改正前　別記］

別表（第9条関係）

区分	日額
一般事務職員 一般技術職員	6,540円
保育士（クラス担任に限る。） 幼稚園教諭（学級担任に限る。）	8,550円
保育士（クラス担任を除く。） 幼稚園教諭（学級担任を除く。）	8,040円
現業職員	6,540円
保健師	9,670円
［略］	

［改正後　別記］

別表（第9条関係）

区分	日額
一般事務職員 一般技術職員	6,580円
保育士（クラス担任に限る。）	9,500円
保育士（クラス担任を除く。）	9,300円
幼稚園教諭（学級担任に限る。）	9,300円
幼稚園教諭（学級担任を除く。）	9,000円
現業職員	6,580円
保健師	9,720円
［略］	

那覇市規則第26号
平成30年３月30日
公　　布　　済

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則(平成13年那覇市規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
［別表　別記］	［別表　別記］
備考 1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2　表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 3　表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

付　則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

［改正前　別記］

別表(第2条関係)

所属	区分	報酬の額(円)
総務課	主任非常勤電話交換手	日額　6,920
	副主任非常勤電話交換手	日額　6,330
	非常勤電話交換手	時給　960
	非常勤事務員	日額　5,770
	非常勤印刷室用務員	日額　7,210
秘書広報課	非常勤事務員	日額　6,540
	非常勤秘書	日額　7,610
平和交流・男女参画課	非常勤通訳	日額　8,620
	なは女性センター指導員	日額　9,500
	なは女性センター相談員	日額　8,620
人事課	心理相談員	日額　8,620
	［略］	
	職員研修非常勤事務員	日額　6,120
	非常勤保健師	日額　9,320
管財課	本庁舎非常勤総合案内員	日額　5,770
	本庁舎非常勤総合案内員(通訳者)	日額　8,620
	非常勤庁舎管理補助員	日額　6,540

	非常勤守衛	日額(日勤)　7,210 日額(夜勤)　16,310
	普通財産管理非常勤職員	日額　6,540
	所有者不明土地実態調査業務土木技師非常勤職員(週5日)	日額　8,390
	所有者不明土地実態調査業務土木技師非常勤職員(週4日)	日額　10,490
	所有者不明土地実態調査業務非常勤職員	日額　7,400
法制契約課	契約事務非常勤職員	日額　6,330
企画調整課	非常勤事務職員	日額　5,770
	統計事務非常勤職員	日額　6,540
納税課	市税納付推進員	日額　6,790
	市税収納等補助員	日額　6,540
	市税還付等事務補助非常勤職員	日額　6,540
市民税課	課税資料等整備補助員	日額　6,540
	課税資料等特定業務非常勤職員	日額　6,540
	軽自動車税賦課事務補助非常勤職員	日額　6,540
	那覇市税務証明事務等非常勤職員	日額　6,540
資産税課	家屋賦課等事務補助非常勤職員	日額　6,540
	固定資産課税台帳整備要員	日額　6,540
	固定資産電子地図整備要員	日額　6,540
	固定資産非常勤窓口事務員	日額　6,540
	償却資産非常勤事務員	日額　6,540
	固定資産税適正課税非常勤職員	日額　6,540
市民生活安全課	［略］	
	消費生活相談員	日額　8,620
まちづくり協働推進課	市民協働推進員	日額　6,330
	なは市民活動支援センター専門相談員	日額　10,180
	なは市民活動支援センター市民活動推進員	日額　7,910
	なは市民活動支援センター市民活動推進補助員	日額　4,080
ハイサイ市民課	戸籍関連事務員	日額　7,150
	非常勤事務員	日額　6,120
	非常勤窓口証明発行員	日額　6,540
	地域コミュニティー推進員	日額　6,330
	国民年金相談員	日額　7,400
	証明書審査員	日額　7,150
	住民異動届等審査員	日額　7,150
	個人番号カード交付事務等審査員	日額　7,150
文化振興課	文化振興課非常勤学芸員	日額　8,620
	自主企画事業補助員	日額　6,120
	市民会館管理要員	時給　1,310

	非常勤施設管理技術補助員	日額　8,390
文化財課	埋蔵文化財非常勤専門員	日額　9,250
	調査指導員	日額　8,620
	副調査指導員	日額　7,340
	調査補助員	日額　7,100
	資料整理員	日額　7,400
	副資料整理員	日額　6,540
	資料整理補助員	日額　5,610
	識名園管理指導員	日額　8,620
	玉陵管理指導員	日額　8,620
	文化財保護専任主事	日額　10,420
	非常勤学芸員	日額　8,620
	壺屋焼物博物館非常勤学芸員	日額　8,620
	歴史資料整理員	日額　7,340
	古文書解読員	日額　9,040
	教育普及員	日額　8,620
	歴史博物館非常勤事務員	日額　5,770
	壺屋焼物博物館非常勤事務員	日額　5,770
	［略］	
商工農水課	那覇市就職相談員	日額　8,620
	農業事務補助非常勤職員	日額　6,120
	農業委員会事務局兼務職員支援等非常勤職員	日額　6,120
	沖縄振興特別推進交付金事業非常勤職員	日額　6,120
	水産業振興非常勤職員	日額　10,780
	非常勤水産業務土木技師	日額　10,490
	なは産業支援センター非常勤職員	日額　8,620
	那覇市IT創造館非常勤企業支援専門員	［略］
なはまちなか振興課	［略］	
	公設市場事務補助非常勤職員	日額　5,770
	なはまちなか振興技術支援員	日額　10,780
観光課	那覇市観光協会等関連業務非常勤職員	日額　8,620
	迷惑行為等是正指導員	日額　8,390
環境政策課	ISO14001推進業務非常勤	日額　6,120
廃棄物対策課	事業所広報啓発推進業務非常勤	日額　6,120
	廃棄物事務支援員	日額　6,120
	［略］	
クリーン推進課	資源化物収集運搬禁止行為指導員	日額　10,490
	粗大ごみ等電話受付非常勤職員	日額　6,920
環境保全課	那覇市識名霊園管理事務非常勤職員	日額　8,640
	公営墓地管理事務非常勤職員	日額　6,330
	住宅騒音防止対策事業非常勤職員	日額　6,120
環境衛生課	［略］	

	狂犬病予防事務補助員	日額　6,330
福祉政策課	援護事務相談員	日額　8,140
	援護事務員	日額　6,540
	福祉のまちづくり推進業務非常勤職員	日額　7,400
	［略］	
	ホームページ等広報担当非常勤	日額　5,770
	社会福祉法人等指導監査員	日額　7,640
障がい福祉課	障がい福祉窓口指導員	日額　6,540
	障害福祉サービス等調査員	日額　8,850
	手話通訳者	日額　8,390
	医療費助成事務点検職員	日額　7,400
	［略］	
	障害福祉サービス等事務員	日額　7,400
	障害支援区分認定等事務員	日額　8,850
	障害支援区分認定調査員	日額　8,850
	補装具・用具給付受付相談員	日額　7,400
	自立支援医療等非常勤職員	日額　6,540
	［略］	
	指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査補助員	日額　9,250
	自立支援医療費(更生医療)事務点検職員	日額　7,400
ちゃーがんじゅう課	介護保険料等収納推進員	月額　74,750円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	［略］	
	介護相談員	日額　8,850
	［略］	
	認定調査員補助員	日額　8,800
	介護保険窓口指導員	日額　6,540
	介護認定審査事務員	日額　6,540
	［略］	
	介護保険レセプト点検員	日額　7,400
	介護保険主任レセプト点検員	日額　7,840
	［略］	
	地域密着型サービス事業非常勤職員	日額　6,540
	介護保険料非常勤職員	日額　5,770
	［略］	
	介護事業計画推進事務非常勤	日額　6,540
	［略］	
保護管理課	［略］	
	医療扶助適正化推進職員	日額　6,120
	女性相談員	日額　8,620

	福祉相談補助員	日額　6,120
	非常勤資産調査職員	日額　6,330
	生活保護統計事務担当非常勤職員	日額　6,330
	生活保護レセプト点検職員	日額　7,400
	医療事務担当非常勤職員	日額　7,400
	［略］	
	病院等担当支援職員	日額　6,330
	保護施設担当支援職員	日額　6,330
	［略］	
	那覇市面接相談員	日額　8,850
	［略］	
	非常勤扶養調査職員	日額　6,330
	児童自立支援員	日額　8,620
	生活保護事務支援員	日額　8,230
	［略］	
	年金等調査員	日額　6,330
	［略］	
	返還金等事務担当非常勤職員	日額　6,330
	預貯金等調査非常勤職員	日額　6,330
	生活保護業務事務補助職員	日額　5,770
	医療券等発券非常勤職員	日額　6,120
	生活困窮者包括支援業務非常勤職員	日額　8,620
	子ども自立支援員	日額　8,620
	［略］	
	子どもの貧困対策業務非常勤職員	日額　8,620
	生活保護主任レセプト点検職員	日額　7,840
	社会保障生計調査員	日額　6,540
保健総務課	結核・感染症担当非常勤看護師	日額　9,320
	結核・感染症業務対応非常勤職員	日額　7,400
健康増進課	食の環境づくり非常勤栄養士	日額　8,850
	［略］	
	予防接種事務非常勤職員	日額　6,540
地域保健課	［略］	
	地域保健課非常勤保育士	日額　7,400
	特定医療費等支給認定申請受付業務非常勤職員	日額　6,540
国民健康保険課	国民健康保険等窓口指導員	日額　6,920
	国民健康保険レセプト点検職員	日額　7,400
	国民健康保険レセプト点検等主任	日額　7,840
	国民健康保険医療費集計事務職員	日額　7,400
	国民健康保険レセプト資格過誤点検職員	日額　7,400
	第三者行為求償事務職員	月額　145,380円に勤

		務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	那覇市国民健康保険税特別滞納整理指導員	月額　175,380
	後期高齢者医療保険料滞納整理補助員	日額　6,920
	那覇市国民健康保険非常勤給付債権管理員	日額　6,540
	国民健康保険税収納業務推進員	月額　141,200円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	国民健康保険税還付業務非常勤職員	日額　6,540
特定健診課	［略］	
	健康相談員	日額　9,320
	特定健診データ管理事務員	日額　6,540
	［略］	
こども政策課	［略］	
	特別支援教育非常勤ヘルパー	時給　960
	［略］	
	非常勤事務員	日額　5,770
	保育所整備非常勤職員	日額　7,610
	児童クラブ事務補助非常勤職員	日額　5,770
	児童厚生員	日額　6,160
	児童厚生員(日曜日開館)	日額　8,630
	認定こども園移行支援員	日額　9,510
	非常勤保育教諭	日額　7,170
	認定こども園等管理運営支援員	日額　7,400
こどもみらい課	保育所パート職員	時給　960
	非常勤調理員	時給　960
	非常勤栄養士	日額　7,360
	非常勤給食搬送・調理補助員	日額　6,540
	認可外保育施設指導員	日額　7,400
	保育所入退所相談非常勤職員	日額　7,610
	保育施設情報相談員	日額　7,610
	［略］	
	幼稚園保育料徴収補助員	日額　7,610
	つどいの広場子育てアドバイザー	日額　6,330
	［略］	
	非常勤用務員	日額　5,770
	療育センター非常勤保育士	日額　9,250
	［略］	
	療育センター非常勤事務員	日額　6,540
	保育所非常勤用務員	時給　960
	保育所保育支援体制支援非常勤職員	日額　7,400
	認可外保育施設支援事務員	日額　7,400

子育て応援課	児童手当等事務従事非常勤職員	日額　7,610
	児童扶養手当事務従事非常勤職員	日額　7,610
	那覇市育児専門支援員	日額　8,620
	［略］	
	こども医療費等取扱非常勤職員	日額　7,150
	母子・父子自立支援員	日額　8,620
	乳児全戸訪問活動支援員	日額　7,400
	子育て世帯自立支援員	日額　8,620
	主任家庭相談員	［略］
都市計画課	都市計画課非常勤事務員	日額　6,540
道路建設課	非常勤用地業務職員	日額　8,620
道路管理課	道路台帳システム補助員	日額　6,540
公園管理課	非常勤機械技師	日額　10,490
	非常勤土木技師	日額　10,490
	公園管理事務非常勤職員	日額　6,330
出納室	出納審査事務非常勤職員	日額　6,540
教育委員会総務課	［略］	
	非常勤用務員	時給　960
	学校事務補助員	時給　960
	育児短時間勤務対応非常勤事務員	時給　960
	育児短時間勤務対応非常勤図書事務員	時給　1,020
生涯学習課	社会教育指導員	月額　119,700
	青少年交流推進指導員	時給　960
市民スポーツ課	学校開放事務連絡員	日額　6,540
施設課	非常勤環境整備員	日額　9,730
	学校駐車事務支援職員	時給　960
牧志駅前ほしぞら公民館	プラネタリウム操作技師	日額　9,800
	プラネタリウム操作補助員	日額　7,010
中央図書館	図書館補助員	時給　1,020
	図書館カウンター要員	時給　960
教育相談課	［略］	
	教育相談員	日額　10,780
	専任指導員	日額　10,780
	［略］	
	きら星学級支援事務員	時給　960
	［略］	
学校教育課	［略］	
	特別支援教育非常勤ヘルパー	時給　960
	［略］	
	特別支援教育相談補助員	日額　10,780
	［略］	
	小学校日本人英語指導員	日額　10,260

	学習支援事務員	日額　5,770
	理科支援員	時給　1,050
学務課	財務会計入力事務員	時給　960
	学校医療券点検事務員	日額　7,400
学校給食課	非常勤調理員	時給　960
	非常勤事務員	時給　960
	学校給食課非常勤事務員	時給　960
教育研究所	図書室補助員	日額　6,120
	情報機器保守点検指導員	日額　8,620
消防局総務課	消防局非常勤保健師	日額　9,320
	消防局非常勤事務員	日額　6,540
予防課	消防局非常勤事務員	日額　5,770
救急課	救命講座普及啓発推進員	日額　6,540
議会事務局	非常勤会派秘書	日額　6,540
	非常勤運転手	月額　203,580
	議事録整理員	日額　7,400
監査委員事務局	非常勤職員	日額　5,770
［略］		

［改正後　別記］

別表（第2条関係）

所属	区分	報酬の額（円）
総務課	主任非常勤電話交換手	日額　6,950
	副主任非常勤電話交換手	日額　6,360
	非常勤電話交換手	時給　970
	非常勤事務員	日額　5,800
	非常勤印刷室用務員	日額　7,260
秘書広報課	非常勤事務員	日額　6,570
	非常勤秘書	日額　7,640
	那覇市公式ホームページ再構築事業非常勤職員	日額　6,950
平和交流・男女参画課	非常勤通訳	日額　8,660
	なは女性センター指導員	日額　9,540
	なは女性センター相談員	日額　8,660
人事課	心理相談員	日額　8,660
	［略］	
	職員研修非常勤事務員	日額　6,150
	非常勤保健師	日額　9,360
管財課	本庁舎非常勤総合案内員	日額　5,800
	本庁舎非常勤総合案内員（通訳者）	日額　8,660
	非常勤庁舎管理補助員	日額　6,570
	非常勤守衛	日額（日勤）　7,260

		日額(夜勤)　16,410
	普通財産管理非常勤職員	日額　6,570
法制契約課	契約事務非常勤職員	日額　6,360
企画調整課	非常勤事務職員	日額　5,800
	統計事務非常勤職員	日額　6,570
納税課	市税納付推進員	日額　6,820
	市税収納等補助員	日額　6,570
	市税還付等事務補助非常勤職員	日額　6,570
	非OCR納付書書換補助員	日額　6,570
市民税課	課税資料等整備補助員	日額　6,570
	課税資料等特定業務非常勤職員	日額　6,570
	軽自動車税賦課事務補助非常勤職員	日額　6,570
	那覇市税務証明事務等非常勤職員	日額　6,570
資産税課	家屋賦課等事務補助非常勤職員	日額　6,570
	固定資産課税台帳整備要員	日額　6,570
	固定資産電子地図整備要員	日額　6,570
	固定資産非常勤窓口事務員	日額　6,570
	償却資産非常勤事務員	日額　6,570
	固定資産税適正課税非常勤職員	日額　6,570
市民生活安全課	［略］	
	消費生活相談員	日額　8,660
まちづくり協働推進課	市民協働推進員	日額　6,360
	なは市民活動支援センター専門相談員	日額　10,230
	なは市民活動支援センター市民活動推進員	日額　7,950
	なは市民活動支援センター市民活動推進補助員	日額　4,100
ハイサイ市民課	戸籍関連事務員	日額　7,190
	非常勤事務員	日額　6,150
	非常勤窓口証明発行員	日額　6,570
	地域コミュニティー推進員	日額　6,360
	国民年金相談員	日額　7,430
	証明書審査員	日額　7,190
	住民異動届等審査員	日額　7,190
	個人番号カード交付事務等審査員	日額　7,190
文化振興課	文化振興課非常勤学芸員	日額　8,660
	自主企画事業補助員	日額　6,150
	市民会館管理要員	時給　1,320
	非常勤施設管理技術補助員	日額　8,430
文化財課	埋蔵文化財非常勤専門員	日額　9,290
	調査指導員	日額　8,660
	副調査指導員	日額　7,380
	調査補助員	日額　7,130

	資料整理員	日額　7,430
	副資料整理員	日額　6,570
	資料整理補助員	日額　5,640
	識名園管理指導員	日額　8,660
	玉陵管理指導員	日額　8,660
	文化財保護専任主事	日額　10,460
	非常勤学芸員	日額　8,660
	壺屋焼物博物館非常勤学芸員	日額　8,660
	歴史資料整理員	日額　7,380
	古文書解読員	日額　9,070
	教育普及員	日額　8,660
	歴史博物館非常勤事務員	日額　5,800
	壺屋焼物博物館非常勤事務員	日額　5,800
	［略］	
商工農水課	那覇市就職相談員	日額　8,660
	農業事務補助非常勤職員	日額　6,150
	農業委員会事務局兼務職員支援等非常勤職員	日額　6,150
	沖縄振興特別推進交付金事業非常勤職員	日額　6,150
	水産業振興非常勤職員	日額　10,820
	非常勤水産業務土木技師	日額　10,540
	なは産業支援センター非常勤職員	日額　8,660
	那覇市企業支援専門員	［略］
なはまち振興課	［略］	
	公設市場事務補助非常勤職員	日額　5,800
	なはまち振興技術支援員	日額　10,820
観光課	那覇市観光協会等関連業務非常勤職員	日額　8,660
	迷惑行為等是正指導員	日額　8,430
環境政策課	ISO14001推進業務非常勤	日額　6,150
廃棄物対策課	事業所広報啓発推進業務非常勤	日額　6,150
	廃棄物事務支援員	日額　6,150
	［略］	
クリーン推進課	資源化物収集運搬禁止行為指導員	日額　10,540
	粗大ごみ等電話受付非常勤職員	日額　6,950
環境保全課	那覇市識名霊園管理事務非常勤職員	日額　8,690
	公営墓地管理事務非常勤職員	日額　6,360
	住宅騒音防止対策事業非常勤職員	日額　6,150
環境衛生課	［略］	
	狂犬病予防事務補助員	日額　6,360
福祉政策課	援護事務相談員	日額　8,180
	援護事務員	日額　6,570
	福祉のまちづくり推進業務非常勤職員	日額　7,430
	［略］	

	ホームページ等広報担当非常勤	日額　5,800
	社会福祉法人等指導監査員	日額　7,690
	公印等事務担当非常勤職員	日額　5,800
障がい福祉課	障害福祉サービス等調査員	日額　9,910
	聴覚障がい者相談員(1日7.5時間)	日額　8,220
	聴覚障がい者相談員(1日6時間)	日額　6,570
	手話通訳者	日額　8,430
	医療費助成事務点検職員	日額　7,430
	［略］	
	障害福祉サービス等事務員	日額　7,430
	障害支援区分認定等事務員	日額　9,280
	障害支援区分認定調査員	日額　9,280
	補装具・用具給付受付相談員	日額　7,430
	自立支援医療等非常勤職員	日額　7,430
	［略］	
	指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査補助員	日額　9,290
	自立支援医療費(更生医療)事務点検職員	日額　7,430
	身体障害者手帳等相談員	日額　7,430
	地域生活支援事業相談員	日額　7,430
ちゃーがんじゅう課	介護保険料等収納推進員	月額　141,800円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	［略］	
	介護相談員	日額　8,880
	［略］	
	認定調査員補助員	日額　8,830
	介護保険窓口指導員	日額　6,570
	介護認定審査事務員	日額　6,570
	［略］	
	介護保険レセプト点検員	日額　7,430
	介護保険主任レセプト点検員	日額　7,880
	［略］	
	地域密着型サービス事業非常勤職員	日額　6,570
	介護保険料非常勤職員	日額　6,570
	［略］	
	介護事業計画推進事務非常勤	日額　6,570
	［略］	
保護管理課	［略］	
	医療扶助適正化推進職員	日額　6,150
	女性相談員	日額　8,660
	福祉相談補助員	日額　6,150

	非常勤資産調査職員	日額　6,360
	生活保護統計事務担当非常勤職員	日額　6,360
	生活保護レセプト点検職員	日額　7,430
	医療事務担当非常勤職員	日額　7,430
	［略］	
	病院等担当支援職員	日額　6,360
	保護施設担当支援職員	日額　6,360
	［略］	
	那覇市面接相談員	日額　8,880
	［略］	
	非常勤扶養調査職員	日額　6,360
	児童自立支援員	日額　8,660
	生活保護事務支援員	月額　172,530
	［略］	
	年金等調査員	日額　6,360
	［略］	
	返還金等事務担当非常勤職員	日額　6,360
	預貯金等調査非常勤職員	日額　6,360
	生活保護業務事務補助職員	日額　5,800
	医療券等発券非常勤職員	日額　6,150
	生活困窮者包括支援業務非常勤職員	日額　8,660
	子ども自立支援員	日額　8,660
	［略］	
	子どもの貧困対策業務非常勤職員	日額　8,660
	生活保護主任レセプト点検職員	日額　7,880
	社会保障生計調査員	日額　6,570
保健総務課	結核・感染症担当非常勤看護師	日額　9,360
	結核・感染症業務対応非常勤職員	日額　7,430
健康増進課	食の環境づくり非常勤栄養士	日額　8,880
	［略］	
	予防接種事務非常勤職員	日額　6,570
地域保健課	［略］	
	地域保健課非常勤保育士	日額　7,430
	特定医療費等支給認定申請受付業務非常勤職員	日額　6,570
	非常勤母子保健コーディネーター	日額　10,200
生活衛生課	環境衛生監視補助員	日額　10,110
国民健康保険課	国民健康保険レセプト点検職員	日額　7,430
	国民健康保険レセプト点検等主任	日額　7,880
	国民健康保険医療費集計事務職員	日額　7,430
	国民健康保険レセプト資格過誤点検職員	日額　7,430
	第三者行為求償事務職員	月額　145,980円に勤

		務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	那覇市国民健康保険税特別滞納整理指導員	月額　175,980
	後期高齢者医療保険料滞納整理補助員	日額　6,950
	那覇市国民健康保険非常勤給付債権管理員	日額　6,570
	国民健康保険税収納業務推進員	月額　141,800円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	国民健康保険税還付業務非常勤職員	日額　6,570
	国民健康保険資格・給付窓口指導員	日額　6,950
	国民健康保険税窓口指導員	日額　6,950
	後期高齢者医療保険窓口指導員	日額　6,950
特定健診課	［略］	
	健康相談員	日額　9,360
	特定健診データ管理事務員	日額　6,570
	［略］	
こども政策課	［略］	
	特別支援教育非常勤ヘルパー	時給　970
	［略］	
	非常勤事務員	日額　5,800
	保育所整備非常勤職員	日額　7,640
	児童クラブ事務補助非常勤職員	日額　6,950
	児童厚生員	日額　6,190
	児童厚生員(日曜日開館)	日額　8,670
	認定こども園移行支援員	日額　9,550
	非常勤保育教諭	日額　7,210
	認定こども園等管理運営支援員	日額　7,430
	緑ヶ丘公園集会所子ども・子育て指導員	日額　6,190
	緑ヶ丘公園集会所子ども・子育て指導員(日曜日開館)	日額　8,670
	認定こども園園務補助員	日額　5,800
こどもみらい課	保育所パート職員	時給　970
	非常勤調理員	時給　970
	非常勤栄養士	日額　7,400
	非常勤給食搬送・調理補助員	日額　6,570
	認可外保育施設指導員	日額　7,430
	保育所入退所相談非常勤職員	日額　7,640
	保育施設情報相談員	日額　7,640
	［略］	
	幼稚園保育料徴収補助員	日額　7,640
	つどいの広場子育てアドバイザー	日額　6,360
	［略］	
	非常勤用務員	日額　5,800

	療育センター非常勤保育士	日額　9,290
	［略］	
	療育センター非常勤事務員	日額　6,570
	保育所非常勤用務員	時給　970
	保育所保育支援体制支援非常勤職員	日額　7,640
	認可外保育施設支援事務員	日額　7,430
子育て応援課	児童手当等事務従事非常勤職員	日額　7,640
	児童扶養手当事務従事非常勤職員	日額　7,640
	那覇市育児専門支援員	日額　8,660
	［略］	
	こども医療費等取扱非常勤職員	日額　7,190
	母子・父子自立支援員	日額　8,660
	乳児全戸訪問活動支援員	日額　7,430
	子育て世帯自立支援員	日額　8,660
	主任家庭相談員	［略］
	こどものみらい応援プロジェクト推進員	日額　7,640
都市計画課	都市計画課非常勤事務員	日額　6,570
道路建設課	非常勤用地業務職員	日額　8,660
公園管理課	非常勤機械技師	日額　10,540
	非常勤土木技師	日額　10,540
	公園管理事務非常勤職員	日額　6,360
出納室	出納審査事務非常勤職員	日額　6,570
教育委員会総務課	［略］	
	非常勤用務員	時給　970
	学校事務補助員	時給　970
	育児短時間勤務対応非常勤事務員	時給　970
	育児短時間勤務対応非常勤図書事務員	時給　1,030
生涯学習課	社会教育指導員	月額　120,300
	青少年交流推進指導員	時給　970
市民スポーツ課	学校開放事務連絡員	日額　6,570
施設課	非常勤環境整備員	日額　9,780
	学校駐車事務支援職員	時給　970
牧志駅前ほしぞら公民館	プラネタリウム操作技師	日額　9,840
	プラネタリウム操作補助員	日額　7,050
中央図書館	図書館補助員	時給　1,030
	図書館カウンター要員	時給　970
教育相談課	［略］	
	教育相談員	日額　10,820
	専任指導員	日額　10,820
	［略］	
	きら星学級支援事務員	時給　970
	［略］	

学校教育課	［略］	
	特別支援教育非常勤ヘルパー	時給　970
	［略］	
	特別支援教育相談補助員	日額　10,820
	［略］	
	小学校日本人英語指導員	日額　10,310
	学習支援事務員	日額　5,800
	理科支援員	時給　1,060
学務課	財務会計入力事務員	時給　970
	学校医療券点検事務員	日額　7,430
学校給食課	非常勤調理員	時給　970
	非常勤事務員	時給　970
	学校給食課非常勤事務員	時給　970
教育研究所	図書室補助員	日額　6,150
	情報機器保守点検指導員	日額　8,660
消防局総務課	消防局非常勤保健師	日額　9,360
	消防局非常勤事務員	日額　6,570
救急課	救命講座普及啓発推進員	日額　6,570
議会事務局	非常勤会派秘書	日額　6,570
	非常勤運転手	月額　204,180
監査委員事務局	非常勤職員	日額　5,800
［略］		

那覇市規則第27号
平成30年３月30日
公　　布　　済

那覇市建設管理部及び都市計画部指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市建設管理部及び都市計画部指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則

那覇市建設管理部及び都市計画部指定管理者選定委員会規則(平成17年那覇市規則第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
那覇市建設管理部及び都市計画部指定管理者選定委員会規則	那覇市都市みらい部及びまちなみ共創部指定管理者選定委員会規則
(趣旨)	(趣旨)
第1条　この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市建設管理部及び都市計画部指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条　この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市都市みらい部及びまちなみ共創部指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(担任事務)	(担任事務)
第2条　委員会は、市長の諮問に応じて、建設管理部又は都市計画部の所管する公の施設の指定管理者選定について審議する。	第2条　委員会は、市長の諮問に応じて、都市みらい部又はまちなみ共創部の所管する公の施設の指定管理者選定について審議する。
(任期)	(任期)
第4条　［略］	第4条　［略］ 2　委員は、再任されることができる。
(会議)	(会議)
第6条　委員会の会議は、委員長が招集する。	第6条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
2～3　［略］	2～3　［略］
(関係職員の出席)	(関係職員の出席)
第7条　委員会において、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。	第7条　委員会において必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
(庶務)	(庶務)
第8条　委員会の庶務は、総括的事務については建設管理部建設企画課において、その他の事務については建設管理部又は都市計画部の各担当課(課としての室を含む。)において処理する。	第8条　委員会の庶務は、都市みらい部都市計画課において処理する。

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付　則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

那覇市規則第28号
平成30年３月30日
公　　布　　済

那覇市地方独立行政法人法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市地方独立行政法人法の施行に関する規則の一部を改正する規則

那覇市地方独立行政法人法の施行に関する規則(平成20年那覇市規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条　この規則は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)、地方独立行政法人法施行令(平成15年政令第486号)、地方独立行政法人法施行規則(平成16年総務省令第51号)及び地方独立行政法人那覇市立病院に係る重要な財産を定める条例(平成19年那覇市条例第39号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条　この規則は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)の施行に関し、地方独立行政法人法施行令(平成15年政令第486号)、地方独立行政法人法施行規則(平成16年総務省令第51号)、地方独立行政法人那覇市立病院評価委員会条例(平成19年那覇市条例第25号)及び地方独立行政法人那覇市立病院に係る重要な財産を定める条例(平成19年那覇市条例第39号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (監査報告の作成) 第2条　法第13条第4項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。 2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員(監事を除く。第1号及び第5項において同じ。)は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。 (1)　那覇市が設立した地方独立行政法人(以下「法人」という。)の役員及び職員 (2)　その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者 3　前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。 4　監事は、その職務の遂行に当たり、必要

	に応じ、法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。 5　監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)　監事の監査の方法及びその内容 (2)　法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか、及び中期目標(法第25条第1項の中期目標をいう。以下同じ。)の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見 (3)　法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見 (4)　法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実 (5)　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由 (6)　監査報告を作成した日 (監事の調査の対象となる書類) 第3条　法第13条第6項第2号の規則で定める書類は、この規則の規定に基づき法人が市長に提出する書類とする。
(業務方法書の記載事項) 第2条　法第22条第2項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 (1)　那覇市が設立した地方独立行政法人(以下「法人」という。)の定款に規定する業務に関する事項 (2)～(4)　［略］ 第3条～第4条　［略］	(業務方法書の記載事項) 第4条　［略］ (1)　法人の定款に規定する業務に関する事項 (2)～(4)　［略］ 第5条～第6条　［略］
(年度計画の記載事項等) 第5条　法第27条第1項に規定する年度計画(以下「年度計画」という。)には、次に掲げる事項を定めるものとする。	(年度計画の記載事項等) 第7条　法第27条第1項の年度計画(以下「年度計画」という。)には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)　［略］ (2)　中期目標(法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。)の期間を超える債務負担	(1)　［略］ (2)　中期目標の期間を超える債務負担
2　［略］	2　［略］
(各事業年度に係る業務の実績評価) 第6条　法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について地方独立行政法人那覇市立病院評価委員会(以下「評価委員会」という。)の評価を受けようとするときは、当該事業年度の終了後3月以内に年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出しなければならない。 (中期目標に係る事業報告書の記載事項) 第7条　法第29条第1項の中期目標に係る事業報告書においては、中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにしなければならない。 (中期目標の期間における業務の実績報告) 第8条　法人は、法第30条第1項の規定により中期目標の期間における業務の実績について評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標の期間の終了後3月以内に当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出しなければならない。	(業務実績等報告書) 第8条　法第28条第2項の報告書には、当該報告書が別表の左欄に掲げる報告書の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げる事項を記載しなければならない。 2　法人は、前項の報告書を市長に提出したときは、速やかに、当該報告書を適切な方法により公表するものとする。 (事業報告書の作成) 第11条　法第34条第2項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。 2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)　法人に関する基礎的な情報 ア　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、組織図その他の法人の概要 イ　事務所(従たる事務所を含む。)の

	所在地 ウ　資本金の額及び出資者ごとの出資額(前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。) エ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴 オ　常勤職員の数(前事業年度末からの増減を含む。)及び平均年齢並びに法人への派遣職員の数 (2)　財務諸表の要約 (3)　財務情報 ア　財務諸表に記載された事項の概要 イ　重要な施設等の整備等の状況 ウ　予算及び決算の概要 エ　経費の削減及び効率化に関する目標並びにその達成状況 (4)　事業に関する説明 ア　財源の内訳 イ　財務諸表及び業務の実績に基づく説明 3　事業報告書には、年度計画に記載された予算に関する見積り及び当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。
(財務諸表等の閲覧期間) 第11条　法第34条第4項の規則で定める期間は、5年とする。 第12条～第13条　［略］ (納付金の納付の手続) 第14条　法人は、法第40条第6項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金(以下「納付金」という。)の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに、これを市長に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添	(財務諸表等の閲覧期間) 第12条　法第34条第3項の規則で定める期間は、5年とする。 第13条～第14条　［略］ (納付金の納付の手続) 第15条　法人は、法第40条第5項に規定する残余があるときは、同項の規定により納付する残余(以下この条において「納付金」という。)の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに、これを市長に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出し

付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。 2　［略］ 第15条～第16条　［略］	たときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。 2　［略］ 第16条～第17条　［略］ ［別表　別記］

備考
1　改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
3　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。
4　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
5　改正後の欄中の表（以下「改正後表」という。）の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。

付　則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

［改正後　別記］

別表（第8条関係）

報告書の区分	項目	記載する事項
1　事業年度における業務の実績及び当該業績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	当該事業年度に係る年度計画に定めた項目	(1)　当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が法第25条第2項第2号に掲げる事項に係るものである場合には次のアからエまで、同項第3号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 ア　中期計画及び年度計画の実施状況 イ　当該事業年度における業務運営の状況 ウ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値 エ　当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 (2)　当該項目が法第25条第2項第2号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次に掲げる事項を明らかにしたもので

		なければならない。 ア　評定及び当該評定を付した理由 イ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ウ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況
2　中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	中期計画に定めた項目	(1)　中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が法第25条第2項第2号に掲げる事項に係るものである場合には次のアからエまで、同項第3号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 ア　中期目標及び中期計画の実施状況 イ　当該期間における業務運営の状況 ウ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値 エ　当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 (2)　当該項目が法第25条第2項第2号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 ア　評定及び当該評定を付した理由 イ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ウ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況
3　中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	中期計画に定めた項目	(1)　中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が法第25条第2項第2号に掲げる事項に係るものである場合には次のアからエまで、同項第3号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 ア　中期目標及び中期計画の実施状況 イ　当該期間における業務運営の状況 ウ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値

		エ　当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 (2)　当該項目が法第25条第2項第2号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 ア　評定及び当該評定を付した理由 イ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ウ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

那覇市規則第29号
平成30年３月30日
公　　布　　済

那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

那覇市保健所長に対する事務委任規則(平成25年那覇市規則第48号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(化製場等に関する法律に関する事務)	(化製場等に関する法律に関する事務)
第9条　化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号。以下この条において「法」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。	第9条　［略］
(1)　［略］	(1)　［略］
	(2)　法第3条第1項(法第8条において準用する場合を含む。)の規定による化製場及び死亡獣畜取扱場の設置の許可に関すること。
	(3)　法第3条第2項(法第8条において準用する場合を含む。)の規定による化製場及び死亡獣畜取扱場の構造設備等の変更の届出の受理に関すること。
(2)～(3)　［略］	(4)～(5)　［略］
	(6)　法第7条(法第8条及び第9条第5項において準用する場合を含む。)の規定による許可の取消し並びに施設の使用の制限及び禁止の命令に関すること。
(4)～(5)　［略］	(7)～(8)　［略］
(医療法に関する事務)	(医療法に関する事務)
第10条　医療法(昭和23年法律第205号。以下この条において「法」という。)及び医療法施行令(昭和23年政令第326号。以下この条において「政令」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。	第10条　［略］
(1)～(3)　［略］	(1)～(3)　［略］
(4)　法第7条第1項の規定による病院、診療所及び助産所の開設許可に関すること。	(4)　法第7条第1項の規定による診療所及び助産所の開設の許可に関すること。
(5)　法第7条第2項の規定による病院、診療所及び助産所の病床数等の変更許可	(5)　法第7条第2項の規定による病院、診療所及び助産所の病床数等の変更の許

に関すること。	可に関すること。
(6)　法第7条第3項の規定による診療所の病床設置許可及び診療所の病床設置許可事項の変更許可に関すること。	(6)　法第7条第3項の規定による診療所の病床設置許可事項の変更の許可に関すること。
(7)～(13)　［略］	(7)～(13)　［略］
(14)　法第16条ただし書の規定による病院の医師に宿直させない場合の許可に関すること。	
(15)～(23)　［略］	(14)～(22)　［略］
	(23)　政令第3条の3の規定による診療所の病床設置の届出の受理に関すること。
(24)　［略］	(24)　［略］
	(25)　政令第4条第2項の規定による診療所の病床設置届出事項の変更の届出の受理に関すること。
(25)～(27)　［略］	(26)～(28)　［略］
(と畜場法に関する事務)	(と畜場法に関する事務)
第15条　と畜場法(昭和28年法律第114号。以下この条において「法」という。)及びと畜場法施行令(昭和28年政令第216号。以下この条において「政令」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。	第15条　［略］
(1)～(6)　［略］	(1)～(6)　［略］
	(7)　法第12条第1項の規定によると畜場使用料及びとさつ解体料の額の認可及びその額の変更の認可に関すること。
(7)～(13)　［略］	(8)～(14)　［略］
	(15)　政令第4条第2号の規定によるとさつの許可に関すること。
(14)～(15)　［略］	(16)～(17)　［略］
(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関する事務)	(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関する事務)
第24条　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号。以下この条において「法」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。	第24条　［略］

(1)～(8)　［略］	(1)～(8)　［略］
	(9)　法第13条の規定による食鳥処理衛生管理者の解任の命令に関すること。
(9)～(16)　［略］	(10)～(17)　［略］
	(18)　法第21条第1項の規定による指定検査機関の指定に関すること。
	(19)　法第23条第1項及び第3項の規定による指定検査機関の指定等の公示に関すること。
	(20)　法第23条第2項の規定による指定検査機関の名称等の変更の届出の受理に関すること。
	(21)　法第25条第3項の規定による指定検査機関の食鳥検査の実施に関する報告の受理に関すること。
	(22)　法第26条第1項の規定による指定検査機関の役員の選任及び解任の認可に関すること。
	(23)　法第26条第2項の規定による指定検査機関の検査員の選任及び解任の届出の受理に関すること。
	(24)　法第26条第3項の規定による指定検査機関の役員及び検査員の解任の命令に関すること。
	(25)　法第28条第1項の規定による指定検査機関の業務規程の認可に関すること。
	(26)　法第28条第2項の規定による指定検査機関の業務規程の変更の命令に関すること。
	(27)　法第29条第1項の規定による指定検査機関の事業計画及び収支予算の認可に関すること。
	(28)　法第29条第2項の規定による指定検査機関の事業報告書及び収支決算書の提出に関すること。
	(29)　法第31条の規定による指定検査機関に対する監督命令に関すること。
	(30)　法第32条第1項の規定による指定

	検査機関の食鳥検査の業務の休止及び廃止の許可に関すること。 (31)　法第32条第3項の規定による指定検査機関の食鳥検査の業務の休止及び廃止の公示に関すること。 (32)　法第33条第1項の規定による指定検査機関の指定の取消しに関すること。 (33)　法第33条第2項の規定による指定検査機関の指定の取消し及び食鳥検査の業務の停止の命令に関すること。 (34)　法第33条第3項の規定による指定検査機関の指定の取消し及び食鳥検査の業務の停止の公示に関すること。 (35)　法第35条第1項の規定による食鳥検査の業務の実施に関すること。 (36)　法第35条第2項の規定による食鳥検査の業務の実施に係る公示に関すること。
(17)　法第37条第1項の規定による報告の徴収に関すること。	(37)　法第37条第1項及び第2項の規定による報告の徴収に関すること。
(18)　法第38条第1項の規定による立入り、検査及び収去に関すること。	(38)　法第38条第1項及び第2項の規定による立入り、検査、質問等に関すること。

備考
1　改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
3　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。
4　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

那覇市規則第30号
平成30年３月30日
公　　布　　済

那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則（平成25年那覇市規則第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（障害者総合支援法関係） 第12条　地方自治法第153条第2項の規定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この条において「法」という。）に基づく事務のうち所長に委任する事務は、次のとおりとする。 (1)～(31)　［略］ (32)　法第77条の規定による地域生活支援事業（法第5条第26項の福祉ホームに関することを除く。）の実施に関すること。	（障害者総合支援法関係） 第12条　［略］ (1)～(31)　［略］ (32)　法第77条の規定による地域生活支援事業（法第5条第28項の福祉ホームに関することを除く。）の実施に関すること。
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

那覇市規則第31号
平成30年３月30日
公　　布　　済

那覇市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市契約規則の一部を改正する規則

那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(一般競争入札の公告等) 第4条　市長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日(電子入札にあっては、入札期間の末日)の前日から起算して8日前までに次に掲げる事項を公告するものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日前までに短縮することができる。 (1)～(5)　［略］ (6)　最低制限価格を設けるときは、その旨 (7)～(9)　［略］ 2　［略］	(一般競争入札の公告等) 第4条　［略］ (1)～(5)　［略］ (6)　第10条の2第1項の低入札調査基準価格又は第11条の最低制限価格を設けるときは、その旨 (7)～(9)　［略］ 2　［略］ (低入札調査基準価格) 第10条の2　市長は、工事又は製造その他についての請負の契約に係る一般競争入札を行おうとする場合において、特に必要があると認めるときは、あらかじめ、低入札調査基準価格(政令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に規定する落札者となるべき者の申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときに該当するかどうかについての調査を行うための基準となる価格をいう。以下この条において同じ。)を設けるものとする。 2　市長は、低入札調査基準価格を設ける場合においては、これを予定価格調書に併記しなければならない。ただし、入札前に予定価格を公表する場合においては、予定価格調書と別に低入札調査基準価格を記載した書面を封書にし、開札の際こ

	れを開札場所に置かなければならない。 3　低入札調査基準価格は、第1項に規定する請負の契約に係る予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合、技術上の難易、過去の入札の実例その他の条件を考慮して適正に定めなければならない。
（最低制限価格） 第11条　市長は、政令第167条の10第2項の最低制限価格を設ける場合においては、これを予定価格調書に併記しなければならない。ただし、入札前に予定価格を公表する場合においては、予定価格調書と別に最低制限価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。 2　最低制限価格は、工事又は製造その他についての請負の契約に係る予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合、技術上の難易、過去の入札の実例その他の条件を考慮して適正に定めなければならない。	（最低制限価格） 第11条　前条第2項及び第3項の規定は、政令第167条の10第2項の最低制限価格を設ける場合について準用する。

備考
1　改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付　則
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

那覇市規則第32号
平成30年３月30日
公　　布　　済

認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則

認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則(平成27年那覇市規則第22号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
［別表　別記］	［別表　別記］
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

(施行期日)

1　この規則は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則(以下「改正後規則」という。)の規定は、施行日以後の利用に係る改正後規則第2条第2項第3号の利用者負担額について適用し、施行日前の利用に係る同号の利用者負担額については、なお従前の例による。

(準備行為)

3　施行日以後の利用に係る改正後規則の規定による前項の利用者負担額の決定その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

［改正前　別記］

別表(第3条関係)

<table>
<tr><td colspan="4">1号認定園児又は2号認定園児の属する世帯等の階層区分</td><td colspan="3">利用者負担額の月額(円)</td></tr>
<tr><td colspan="2">階層区分</td><td colspan="2">定義</td><td>第1子の1号認定園児又は2号認定園児</td><td>第2子の1号認定園児又は2号認定園児</td><td>第3子の1号認定園児又は2号認定園児</td></tr>
<tr><td colspan="7">［略］</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第3階層</td><td>［略］</td><td rowspan="3">［略］</td><td rowspan="2">［略］</td><td colspan="3">［略］</td></tr>
<tr><td>3B</td><td>11,900</td><td>5,900</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td><td colspan="5">［略］</td></tr>
<tr><td colspan="7">［略］</td></tr>
</table>

［改正後　別記］

別表(第3条関係)

<table>
<tr><td colspan="4">1号認定園児又は2号認定園児の属する世帯等の階層区分</td><td colspan="3">利用者負担額の月額(円)</td></tr>
<tr><td colspan="2">階層区分</td><td colspan="2">定義</td><td>第1子の1号認定園児又は2号認定</td><td>第2子の1号認定園児又は2号認定</td><td>第3子の1号認定園児又は2号認定</td></tr>
</table>

				園児	園児	園児
［略］						
第3階層	［略］	［略］	［略］	［略］		
	3B			10,100	5,050	［略］
［略］			［略］			
［略］						

那覇市規則第33号
平成30年３月30日
公　　布　　済

那覇市医療法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市医療法施行細則を廃止する規則

那覇市医療法施行細則（平成24年那覇市規則第55号）は、廃止する。

付　則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

訓　　令

那覇市訓令第１号
平成30年３月30日
公　　表　　済

那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整備等に関する訓令を次のように定める。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整備等に関する訓令

（那覇市副市長事務分担規程の一部改正）

第1条　那覇市副市長事務分担規程（1960年那覇市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2条　副市長の分担事務は、次のとおりとする。 (1)　総務部等を担任する副市長　総務部、企画財務部、都市計画部、建設管理部及び消防局の分掌する事務 (2)　［略］	第2条　［略］ (1)　総務部等を担任する副市長　総務部、企画財務部、都市みらい部、まちなみ共創部及び消防局の分掌する事務 (2)　［略］
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

（那覇市事務決裁規程の一部改正）

第2条　那覇市事務決裁規程（1971年那覇市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（専決の特例） 第6条　［略］ 2　事務分掌規則第2条第3項の室長（以下「課内室長」という。）及び担当副参事は、課長の専決又は決定事項のうち同規則第4条第4項の規定により、部長が定めるものについて専決し、又は決定する。 3～5　［略］ ［別表第3　別記］	（専決の特例） 第6条　［略］ 2　事務分掌規則第2条第3項の室長（以下「課内室長」という。）及び担当副参事は、課長の専決又は決定事項のうち事務分掌規則第4条第4項の規定により、部長が定めるものについて専決し、又は決定する。 3～5　［略］ ［別表第3　別記］
備　考 1　前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 2　表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。 3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4　表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

［改正前　別記］

別表第3（第5条関係）

個別専決事項

所属	事項	専決者
［略］		
総務課	［略］	
	議案の送付及び訂正に関すること。	［略］
	災害状況等の県への報告に関すること。	課長
	防災会議の開催に関すること。	部長
	防災関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。	課長
［略］		
法制契約課	［略］	
	工事請負契約に係る予定価格及び最低制限価格の設定に関すること。	［略］
	［略］	
［略］		
商工農水課	［略］	
	砂利採取法に基づく要請に関すること。	［略］
なはまちなか振興課	［略］	
［略］		
環境保全課	［略］	
	公害防止条例に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。	［略］
	［略］	
	墓地埋葬等に関する法律に係る届出及び報告に関すること。	［略］
	［略］	
［略］		
子育て応援課	［略］	
建築指導課	［略］	
	租税特別措置法（昭和32年3月31日法律第26号）に基づく優良宅地及び優良住宅の認定に関すること。	［略］
	［略］	
	都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）に基づく開発行為の許可等に関すること。	［略］
	［略］	
市街地整備課	個人施行及び組合施行の市街地再開発事業及び土地区画整理事業の助成に関すること。	部長
	土地区画整理事業に伴う土地の形質の変更及び建築物等の許可に関すること。	課長
	土地所有権及び借地権の申告及び異動届の処理に関すること。	課長
	土地区画整理事業に伴う清算金に関すること。	課長
	土地区画整理地域内の土地の分筆及び保留地の名義異動に関すること。	課長
	保留地処分に関すること。	部長

	土地区画整理事業に伴う建築物等の移転補償に関すること。		部長
技術管理課	積算等の調整に関すること。		課長
地籍調査課	［略］		
道路管理課	道路占用の許可又は許可の取消し等に関すること。		課長
	工事用資材の譲与に関すること。		副部長
	道路の維持又は修繕に係る委託契約（最低制限価格を設けるものに限る。）の締結に関すること。	5,000万円以上	副市長
		2,000万円以上5,000万円未満	部長
		500万円以上2,000万円未満	副部長
		500万円未満	課長
	道路の維持又は修繕に係る委託契約（最低制限価格を設けるものに限る。）の予定価格及び最低制限価格の設定に関すること。	2,000万円以上	部長
		500万円以上2,000万円未満	副部長
		500万円未満	課長
公園管理課	公園の使用許可及び許可の取消し等に関すること。		課長
市営住宅課	市営住宅の入居者の公募に関すること。		課長
	市営住宅の入居の許可に関すること。		課長
	市営住宅の明渡し請求に関すること。		課長
	市営住宅入居者の費用負担に関すること。		課長
	市営住宅の転貸、用途外使用、模様替え等の承認に関すること。		課長
	市営住宅の入居資格者決定の基準に関すること。		副部長
	市営住宅の退去に関すること。		課長

［改正後　別記］

別表第3（第5条関係）

個別専決事項

所属	事項		専決者
［略］			
総務課	［略］		
	議案の送付及び訂正に関すること。		［略］
［略］			
法制契約課	［略］		
	工事請負契約に係る予定価格、低入札調査基準価格及び最低制限価格の設定に関すること。	［略］	
	［略］		
防災危機管理課	防災会議の開催に関すること。		部長
	防災関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。		課長
	災害状況等の県への報告に関すること。		課長
［略］			
商工農水課	［略］		

	砂利採取法(昭和43年法律第74号)に基づく要請に関すること。		［略］
なはまち振興課	［略］		
［略］			
環境保全課	［略］		
	那覇市公害防止条例(昭和62年那覇市条例第21号)に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。		［略］
	［略］		
	墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に係る届出及び報告に関すること。		［略］
	［略］		
［略］			
子育て応援課	［略］		
道路管理課	道路占用の許可又は許可の取消し等に関すること。		課長
	工事用資材の譲与に関すること。		副部長
	道路の維持又は修繕に係る委託契約(最低制限価格を設けるものに限る。)の締結に関すること。	5,000万円以上	副市長
		2,000万円以上5,000万円未満	部長
		500万円以上2,000万円未満	副部長
		500万円未満	課長
	道路の維持又は修繕に係る委託契約(最低制限価格を設けるものに限る。)の予定価格及び最低制限価格の設定に関すること。	2,000万円以上	部長
		500万円以上2,000万円未満	副部長
		500万円未満	課長
公園管理課	公園の使用許可及び許可の取消し等に関すること。		課長
まちなみ整備課	個人施行及び組合施行の市街地再開発事業及び土地区画整理事業の助成に関すること。		部長
	土地区画整理事業に伴う土地の形質の変更及び建築物等の許可に関すること。		課長
	土地所有権及び借地権の申告及び異動届の処理に関すること。		課長
	土地区画整理事業に伴う清算金に関すること。		課長
	土地区画整理地域内の土地の分筆及び保留地の名義異動に関すること。		課長
	保留地処分に関すること。		部長
	土地区画整理事業に伴う建築物等の移転補償に関すること。		部長
市営住宅課	市営住宅の入居者の公募に関すること。		課長
	市営住宅の入居の許可に関すること。		課長
	市営住宅の明渡し請求に関すること。		課長
	市営住宅入居者の費用負担に関すること。		課長

	市営住宅の転貸、用途外使用、模様替え等の承認に関すること。	課長
	市営住宅の入居資格者決定の基準に関すること。	副部長
	市営住宅の退去に関すること。	課長
建築指導課	［略］	
	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく優良宅地及び優良住宅の認定に関すること。	［略］
	［略］	
	都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為の許可等に関すること。	［略］
	［略］	
地籍調査課	［略］	

（那覇広域都市計画事業土地区画整理保留地処分委員会規程の一部改正）

第3条　那覇広域都市計画事業土地区画整理保留地処分委員会規程（1972年那覇市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（組織） 第3条　委員会は、次の者をもって組織する。 都市計画部長、建設管理部副部長、企画調整課長、都市計画課長、資産税課長、管財課長 （委員長及び副委員長） 第4条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に都市計画部長、副委員長に建設管理部副部長をもって充てる。 2～3　［略］ （委任） 第7条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。	（組織） 第3条　［略］ まちなみ共創部長、都市みらい部副部長、企画調整課長、都市計画課長、資産税課長、管財課長 （委員長及び副委員長） 第4条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長にまちなみ共創部長を、副委員長に都市みらい部副部長をもって充てる。 2～3　［略］ （委任） 第7条　この訓令に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。
備考　第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市情報公開諾否調整委員会規程の一部改正）

第4条　那覇市情報公開諾否調整委員会規程（昭和63年那覇市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（組織）	（組織）

第2条　委員会は、次の者及び付議されている事項を所管する部の副部長をもって組織し、委員長に市民文化部副部長をもって充てる。	第2条　［略］
市民文化部副部長、総務部副部長、企画財務部副部長（納税課担当副部長）、福祉部副部長、健康部副部長、建設管理部副部長、都市計画部副部長	市民文化部副部長、総務部副部長、企画財務部副部長（納税課担当副部長）、福祉部副部長、健康部副部長、都市みらい部副部長、まちなみ共創部副部長
備考　第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市公有財産検討委員会規程の一部改正）

第5条　那覇市公有財産検討委員会規程（平成3年那覇市訓令第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（組織）	（組織）
第3条　委員会は、次の者をもって組織し、委員長に総務部担当の副市長、副委員長に政策統括調整監及び総務部長をもって充てる。	第3条　［略］
総務部担当の副市長、政策統括調整監、総務部長、企画財務部長、福祉部長、健康部長、都市計画部長、建設管理部長、生涯学習部長	総務部担当の副市長、政策統括調整監、総務部長、企画財務部長、福祉部長、健康部長、都市みらい部長、まちなみ共創部長、生涯学習部長
備考　第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部改正）

第6条　那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成26年那覇市訓令第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（委員会の組織）	（委員会の組織）
第12条　委員会は、次の者をもって組織する。	第12条　［略］
総務部長、建設管理部長、総務部副部長、都市計画部副部長、建設管理部副部長、企画財務部副部長（企画調整課を担当する副部長）、経済観光部副部長、生涯学習部副部長、上下水道部副部長（技術部門を担当する副部長）、法制契約課長、技術管理課長、建築工事課長、花とみどり課長、道路建設課長、施設課長	総務部長、まちなみ共創部長、都市みらい部長、総務部副部長、まちなみ共創部副部長、都市みらい部副部長、企画財務部副部長（企画調整課を担当する副部長）、経済観光部副部長、生涯学習部副部長、上下水道部副部長（技術部門を担当する副部長）、法制契約課長、道路建設課長、花とみどり課長、建築工事課長、技術管理課長、施設課長

（委員長及び副委員長） 第13条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に総務部長、副委員長に建設管理部長をもって充てる 2～3　［略］	（委員長及び副委員長） 第13条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に総務部長、副委員長にまちなみ共創部長をもって充てる。 2～3　［略］
備考　第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付　則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

那　覇　市　訓　令　第２号
那覇市教育委員会教育長訓令　第１号
平　成　３０年　３　月　３０日
公　　表　　済

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

那　覇　市　長　城間　幹　子

那覇市教育委員会教育長　渡慶次　克彦

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程等の一部を改正する訓令

（那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部改正）

第1条　那覇市男女共同参画行政推進委員会規程（平成15年那覇市訓令第16号、那覇市教育委員会教育長訓令第4号、那覇市病院管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（組織） 第3条　［略］ 2　委員長に平和交流・男女参画課を担当する副市長、副委員長に総務部長、委員に次に掲げる者をもって充てる。 企画財務部長　市民文化部長　経済観光部長　環境部長　福祉部長　健康部長　こどもみらい部長　都市計画部長　建設管理部長　消防局長　上下水道部長　生涯学習部長　学校教育部長	（組織） 第3条　［略］ 2　［略］ 企画財務部長　市民文化部長　経済観光部長　環境部長　福祉部長　健康部長　こどもみらい部長　都市みらい部長　まちなみ共創部長　消防局長　上下水道部長　生涯学習部長　学校教育部長
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

（那覇市街路樹等選定検討委員会規程の一部改正）

第2条　那覇市街路樹等選定検討委員会規程（平成23年那覇市訓令第11号、那覇市教育委員会教育長訓令第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（組織） 第3条　委員会は、次の者をもって組織し、委員長に都市計画部副部長、副委員長に都市計画課長をもって充てる。 都市計画部副部長、都市計画課長、環境保全課長、福祉政策課長、市街地整備課長、道路建設課長、花とみどり課長、建築工事課長、道路管理課長、公園管理課長、市営住宅課長、施設課長	（組織） 第3条　委員会は、次の者をもって組織し、委員長に都市みらい部副部長を、副委員長に都市計画課長をもって充てる。 都市みらい部副部長、都市計画課長、環境保全課長、福祉政策課長、道路建設課長、道路管理課長、花とみどり課長、公園管理課長、まちなみ整備課長、建築工事課長、市営住宅課長、施設課長
備考　前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市生涯学習推進本部規程の一部改正）

第3条　那覇市生涯学習推進本部規程（平成24年那覇市訓令第7号、那覇市教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（組織）	（組織）

第3条　［略］ 2～3　［略］ 4　本部員は、次に掲げる者をもって充てる。 総務部長、市民文化部長、経済観光部長、環境部長、福祉部長、健康部長、こどもみらい部長、都市計画部長、建設管理部長、生涯学習部長、学校教育部長 ［別表　別記］	第3条　［略］ 2～3　［略］ 4　［略］ 総務部長、市民文化部長、経済観光部長、環境部長、福祉部長、健康部長、こどもみらい部長、都市みらい部長、まちなみ共創部長、生涯学習部長、学校教育部長 ［別表　別記］
備考　第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

［改正前　別記］
別表（第6条関係）

部局	幹事
市長事務部局	平和交流・男女参画課長、まちづくり協働推進課長、文化財課長、なはまちなか振興課長、観光課長、環境政策課長、福祉政策課長、健康増進課長、こども政策課長、都市計画課長、花とみどり課長
［略］	

［改正後　別記］
別表（第6条関係）

部局	幹事
市長事務部局	平和交流・男女参画課長、まちづくり協働推進課長、文化財課長、なはまち振興課長、観光課長、環境政策課長、福祉政策課長、健康増進課長、こども政策課長、都市計画課長、花とみどり課長
［略］	

付　則
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

那覇市訓令第３号
平成30年３月30日
公　　表　　済

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長　城　間　幹　子

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程(昭和56年那覇市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
［別表　別記］	［別表　別記］
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

［改正前　別記］

別表(第2条関係)

号	職員の範囲		週休日	勤務時間の割り振り及び休憩時間
1～5　［略］				
6	文化財課に勤務する職員	那覇市歴史博物館	［略］	日曜日から土曜日まで及び条例第7条第1項(第2号を除く。)に規定する休日 (1)　［略］ (2)　10時45分から19時30分まで (1)又は(2)のうちから所属長が定める。 ((1)又は(2)の場合において、12時から13時までは、休憩時間とする。)
		［略］		
7～9　［略］				
10	こども政策課に勤務する職員のうち児童館に勤務するもの		［略］	
11～13　［略］				

［改正後　別記］

別表(第2条関係)

号	職員の範囲		週休日	勤務時間の割り振り及び休憩時間
1～5　［略］				
6	文化財課に勤務する職員	那覇市歴史博物館	［略］	日曜日から土曜日まで及び条例第7条第1項(第2号を除く。)に規定する休日 (1)　［略］ (2)　10時30分から19時15分まで (1)又は(2)のうちから所属長が定める。 ((1)又は(2)の場合において、12時から13時

				までは、休憩時間とする。）
		［略］		
7～9　［略］				
10	こども政策課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	［略］		
11～13　［略］				

那覇市訓令第４号
平成30年３月30日
公　　表　　済

都市モノレール対策協議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長　城　間　幹　子

都市モノレール対策協議会規程の一部を改正する訓令

都市モノレール対策協議会規程(昭和59年那覇市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条　協議会は、次の者をもって組織し、会長に都市計画部担当の副市長、副会長に他の副市長をもって充てる。 副市長、都市計画部長、総務部長、企画財務部長、建設管理部長	(組織) 第3条　協議会は、次の者をもって組織し、会長に都市みらい部担当の副市長を、副会長に政策統括調整監をもって充てる。 都市みらい部担当の副市長、政策統括調整監、総務部長、企画財務部長、都市みらい部長、まちなみ共創部長
(招集) 第5条　協議会は、会長が招集する。	(招集) 第5条　協議会の会議は、会長が招集する。
(幹事会) 第6条　［略］ 2　幹事会は、次の者をもって組織する。ただし、会長が必要と認めるときは、その都度他の職を加えて幹事に充てることができる。 都市計画部副部長、総務部副部長、企画調整課長、建設管理部副部長、都市計画課長、財政課長、納税課長、道路建設課長 3　幹事長は、都市計画部副部長をもって充てる。 4　幹事会は、幹事長が招集する。	(幹事会) 第6条　［略］ 2　幹事会は、次の者をもって組織する。ただし、会長が必要と認めるときは、その都度他の職員を幹事に充てることができる。 総務部副部長、都市みらい部副部長、まちなみ共創部副部長、企画調整課長、財政課長、都市計画課長、道路建設課長 3　幹事長に都市みらい部副部長を、副幹事長に都市計画課長をもって充てる。 4　前2条の規定は、幹事会について準用する。 (庶務) 第7条　協議会の庶務は、都市みらい部都市計画課において処理する。
第7条　［略］	第8条　［略］

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付　則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

那　覇　市　訓　令　第５号
那覇市教育委員会教育長訓令　第２号
平　成　３０年　３　月　３０日
公　　表　　済

那覇市緑化推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那　覇　市　長　城間　幹子

那覇市教育委員会教育長　渡慶次　克彦

那覇市緑化推進本部規程の一部を改正する訓令

那覇市緑化推進本部規程(平成11年那覇市訓令第17号、那覇市教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(所管事務) 第2条　推進本部は、次に掲げる事項を行う。 (1)　緑化事業に関し、講ずべき施策を総合調整し、その事業を推進すること。 (2)　緑化に関する資料及び情報の収集並びに緑化事業に必要な調査研究を行うこと。 (3)　緑化事業に関する広報及び緑化運動の推進を行うこと。 (4)　その他緑化事業の推進に必要な事項	(審議事項) 第2条　推進本部は、次に掲げる事項について審議する。 (1)　緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の策定に関すること。 (2)　前号の基本計画に基づく事業の推進に関すること。 (3)　その他緑地の保全及び緑化の推進に必要な事項に関すること。
(組織) 第3条　推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、本部長に建設管理部担当の副市長をもって充て、副本部長に建設管理部長をもって充てる。 2　本部員は、次に掲げる者をもって充てる。 総務部長、企画財務部長、市民文化部長、経済観光部長、環境部長、都市計画部長、生涯学習部長、学校教育部長	(組織) 第3条　推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、本部長に都市みらい部担当の副市長を、副本部長に都市みらい部長をもって充てる。 2　［略］ 総務部長、企画財務部長、市民文化部長、経済観光部長、環境部長、まちなみ共創部長、生涯学習部長、学校教育部長
(会議) 第5条　［略］	(会議) 第5条　［略］ 2　副本部長及び本部員は、前項の会議に出席することができない場合は、その指名する者を代理出席させることができる。
(幹事会) 第6条　［略］ 2　幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織し、幹事長に建設管理部副部長をもって充て、副幹事長に花とみどり課担当副参事をもって充てる。	(幹事会) 第6条　［略］ 2　幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織し、幹事長に都市みらい部副部長を、副幹事長に花とみどり課担当副参事をもって充てる。

3　幹事は、次に掲げる者をもって充てる。ただし、幹事長が必要と認めるときは、その都度他の者を加えることができる。	3　［略］
総務課長、企画調整課建設管理部担当の副参事又は主幹、資産税課長、市民生活安全課長、環境保全課長、商工農水課長、観光課長、都市計画課長、建築指導課長、建築工事課長、道路建設課長、生涯学習課長、文化財課長、学校教育課長、施設課長	防災危機管理課長、企画調整課都市みらい部担当の副参事又は主幹、資産税課長、まちづくり協働推進課長、文化財課長、商工農水課長、観光課長、環境政策課長、環境保全課長、都市計画課長、道路建設課長、道路管理課長、花とみどり課長、公園管理課長、まちなみ整備課長、建築工事課長、建築指導課長、生涯学習課長、施設課長、学校教育課長
4　［略］	4　［略］
5　副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。	5　第4条第2項及び前条の規定は、幹事会について準用する。
6　幹事会の会議は、必要に応じ幹事長が招集し、幹事長が議長となる。	
（専門部会）	（専門部会）
第7条　［略］	第7条　［略］
2～3　［略］	2～3　［略］
4　前条第4項から第6項までの規定は、専門部会について準用する。	4　第4条第2項、第5条及び前条第4項の規定は、専門部会について準用する。
（庶務）	（庶務）
第8条　推進本部の庶務は、建設管理部花とみどり課において処理する。	第8条　推進本部の庶務は、都市みらい部花とみどり課において処理する。

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付　則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

那覇市訓令第６号
平成30年３月30日
公　　表　　済

那覇市防災行政無線局管理運用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市防災行政無線局管理運用規程の一部を改正する訓令

那覇市防災行政無線局管理運用規程(平成21年那覇市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語の定義) 第2条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4)　[略] (5)～(8)　[略] (防災行政無線局の通信系統及び設置場所) 第3条　防災行政無線局の通信系統及び設置場所は、別表のとおりとする。 (管理責任者) 第5条　防災行政無線局に管理責任者を置き、総務部総務課市民防災室長をもって充てる。 2　[略] [別表　別記]	(用語の定義) 第2条　[略] (1)～(4)　[略] (5)　戸別受信機　固定系親局から送信された電波を受信して地域住民等に情報を伝達するため、屋内に設置した無線設備をいう。 (6)～(9)　[略] (防災行政無線局の通信系統等) 第3条　防災行政無線局の通信系統は、別図のとおりとする。 2　固定系子局及び戸別受信機の設置場所は、別表のとおりとする。 (管理責任者) 第5条　防災行政無線局に管理責任者を置き、総務部防災危機管理課長をもって充てる。 2　[略] [別図　別記] [別表　別記]

備考

1　改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。

2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

3　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

4　改正後の欄中の図(以下「改正後図」という。)の表示に対応する改正前の欄中に当該図の表示がない場合は、当該改正後図を加える。

5　改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。

付　則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

[改正後　別記]

別図(第3条関係)

防災行政無線局通信系統

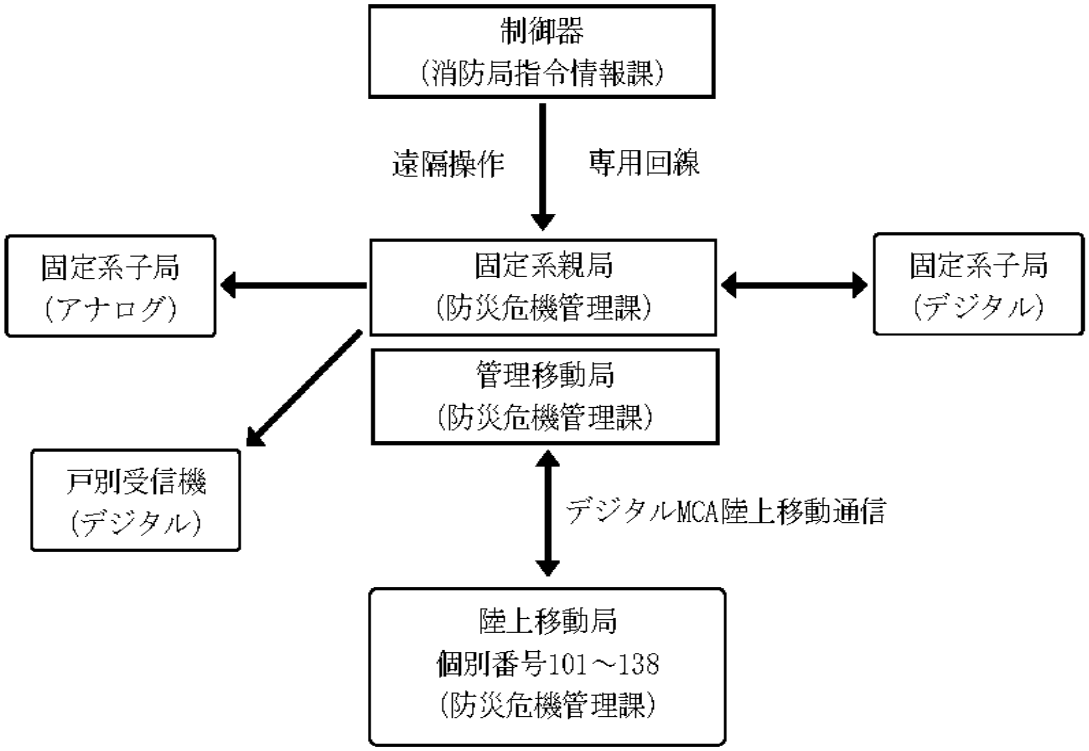

[改正前　別記]

別表(第3条関係)

防災行政無線局通信系統及び設置場所

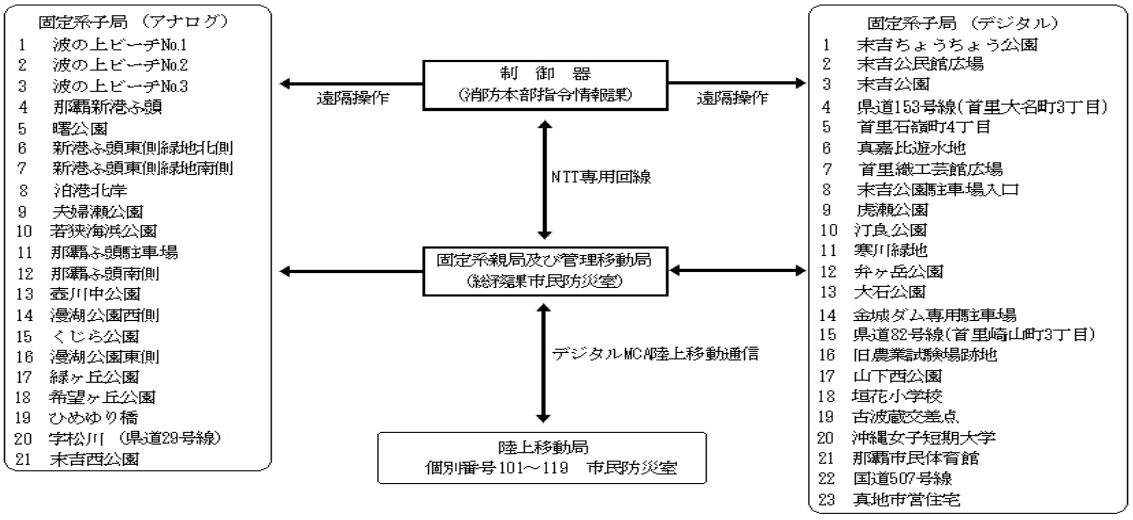

［改正後　別記］

別表(第3条関係)

1　固定系子局(アナログ)

番号	管理名称	設置場所
1	波の上1	波の上ビーチ1(波の上うみそら公園側)
2	波の上2	波の上ビーチ2(教習所裏)
3	波の上3	波の上ビーチ3(ゴルフ練習場側)
4	港町1	新港ふ頭(前面道路側緑地帯)
5	曙1	曙公園
6	港町2	新港ふ頭(東側緑地北側)
7	港町3	新港ふ頭(東側緑地南側)
8	泊1	泊ふ頭緑地
9	若狭1	夫婦瀬公園
10	若狭2	若狭海浜公園
11	通堂町1	那覇ふ頭駐車場
12	通堂町2	ヨットハーバー入り口
13	壺川1	壺川中公園
14	古波蔵1	漫湖公園(西側)
15	鏡原1	漫湖公園(くじら側)
16	古波蔵2	漫湖公園(東側)
17	牧志1	緑ヶ丘公園
18	牧志2	希望ヶ丘公園
19	牧志3	ひめゆり橋
20	松川1	字松川397番3(県道40号線)
21	末吉1	末吉西公園

2　固定系子局(デジタル)

番号	管理名称	設置場所
1	識名1	大石公園(テニスコート側)
2	末吉2	末吉ちょうちょう公園
3	末吉3	末吉公民館広場(末吉町東児童公園)
4	末吉4	末吉公園(西側)
5	大名1	首里大名町2丁目26番(県道153号線)
6	石嶺1	首里石嶺町4丁目706番
7	古島	真嘉比遊水地
8	桃原	首里織工芸館広場
9	儀保	末吉公園東側(儀保交番近く)
10	赤平	虎瀬公園
11	汀良1	汀良児童公園
12	寒川	寒川緑地
13	鳥堀1	弁ヶ岳公園(県営鳥堀市街地住宅側)
14	首里金城	金城ダム専用駐車場

15	崎山1	首里崎山町3丁目56番3(那覇インターチェンジ横)
16	崎山2	県立芸術大学(首里崎山キャンパス)
17	山下1	山下西児童公園
18	山下2	垣花小学校
19	楚辺1	楚辺2丁目42番(古波蔵交差点)
20	国場1	沖縄大学(アネックス共創館)
21	識名2	那覇市民体育館
22	上間	字上間355番1(上間交差点)
23	真地1	真地市営住宅
24	大名2	大名小学校
25	鳥堀2	弁ヶ岳公園
26	古島2	松島中学校
27	石嶺2	城北小学校
28	石嶺3	城北中学校
29	石嶺4	石嶺小学校
30	石嶺5	石嶺中学校
31	石嶺6	城東小学校
32	真嘉比	真嘉比小学校
33	真和志	城西小学校
34	汀良2	首里中学校
35	大道	大道小学校
36	松川2	松川小学校
37	繁多川1	松城中学校
38	崎山3	城南小学校
39	繁多川2	石田中学校
40	識名3	大石公園(北側)
41	与儀	与儀小学校
42	古波蔵3	古蔵小学校
43	古波蔵4	漫湖公園
44	宇栄原2	小禄中学校
45	小禄2	小禄若草公園
46	小禄3	宇栄原幼稚園
47	宇栄原3	宇栄原公園
48	おもろまち2	新都心公園
49	松山	松山公園
50	寄宮2	与儀公園
51	田原	田原公園
52	高良	高良公園
53	安謝2	安謝東原公園
54	赤嶺	赤嶺緑地
55	小禄4	ひばり児童公園
56	具志	ゆうがお公園

57	寄宮1	真和志小学校
58	国場2	国場東線
59	長田	上間小学校
60	仲井真	仲井真小学校
61	識名4	識名繁多川線
62	真地2	真地小学校
63	識名5	識名霊園
64	安謝1	安謝小学校
65	銘苅1	安岡がじゅまる公園
66	天久	天久ちゅらまち公園
67	銘苅2	銘苅小学校
68	おもろまち1	黄金森公園
69	前島	前島中公園
70	牧志4	牧志公園
71	久米	上山中学校
72	樋川	那覇中央公園
73	楚辺2	城岳公園
74	金城	金城中学校
75	小禄1	小禄小学校
76	宇栄原1	さつき小学校

3　戸別受信機（デジタル）

番号	設置場所
1	那覇市津波避難ビル
2	まちぐぁー案内所「ゆっくる」
3	第一牧志公設市場
4	牧志公設市場（衣料部）
5	牧志公設市場（雑貨部）
6	平和通り商店街
7	新栄通り商店街
8	むつみ橋通り商店街
9	ガーブ川中央商店街
10	太平通り商店街
11	壺屋やちむん通り
12	うりずん横町通り
13	浮島通り

告　　示

那覇市告示第 484 号
平成 30 年３月 23 日
掲　　示　　済

市道の路線認定及び廃止に関する告示

道路法（昭和 27 年法第 180 号）第８条及び第 10 条の規定に基づき、本告示の日をもって市道の路線を次のように認定及び廃止する。
その関係図面は、告示の日から２週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長　城　間　幹　子

１．認定する路線

整理番号	路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過地
2378	石嶺64号	首里石嶺町４丁目335番３号～ 首里石嶺町４丁目335番	
2379	具志73号	字具志843番１号～ 字具志884番４号	
2380	三原識名線	三原１丁目284番２号～ 字識名1064番１号	
2381	識名28号	字上間167番～ 字識名1094番１号	
2382	識名29号	字識名1082番３号～ 字識名1215番２号	

２．廃止する路線

整理番号	路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過地
34	上間三原線	字上間167番～ 寄宮３丁目283番	
45	識名東線	字識名1206番１号～ 字識名1090番	

市道の路線認定位置図（参考図①）

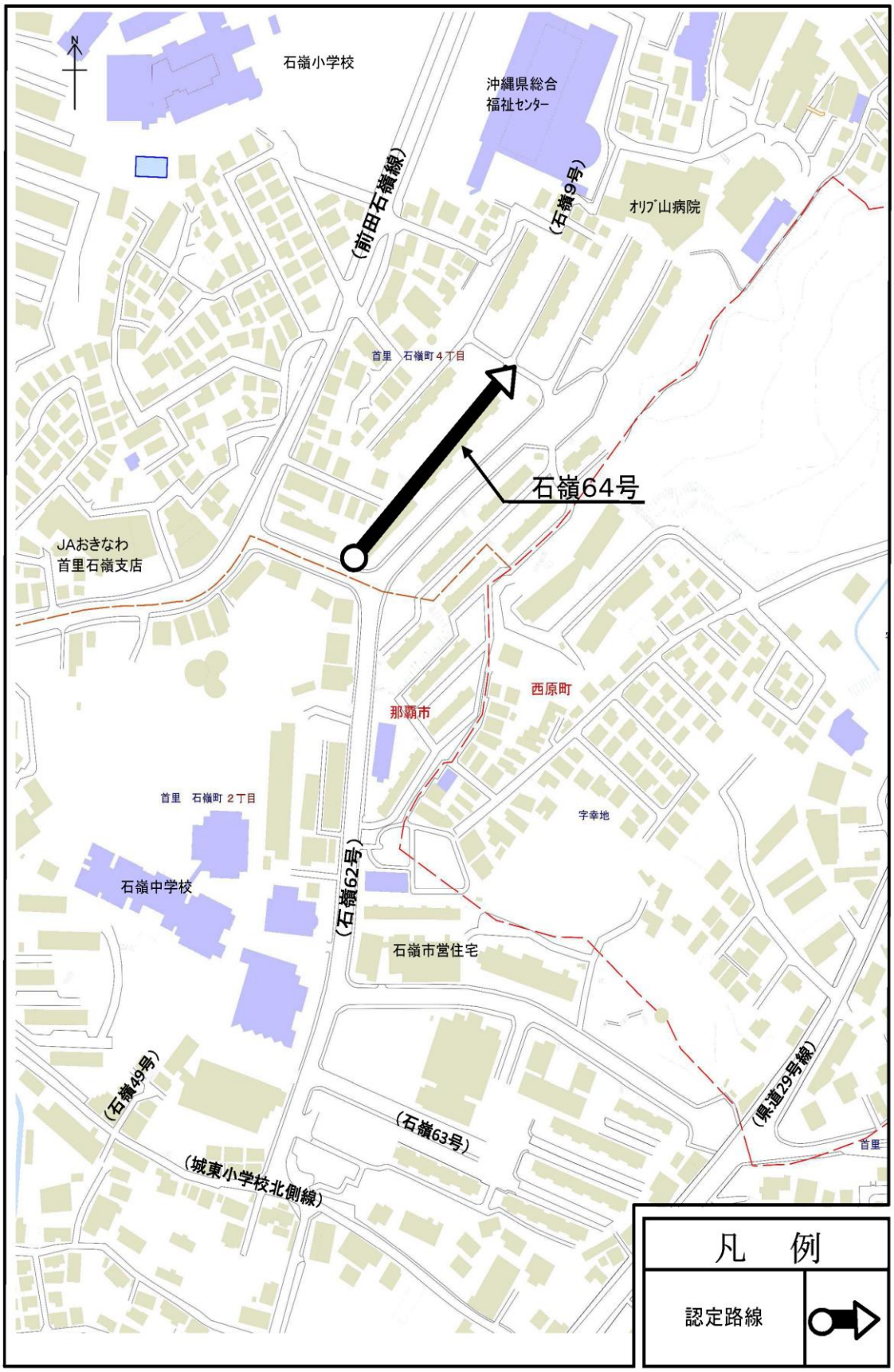

市道の路線認定位置図（参考図②）

市道の路線認定位置図（参考図③－1）

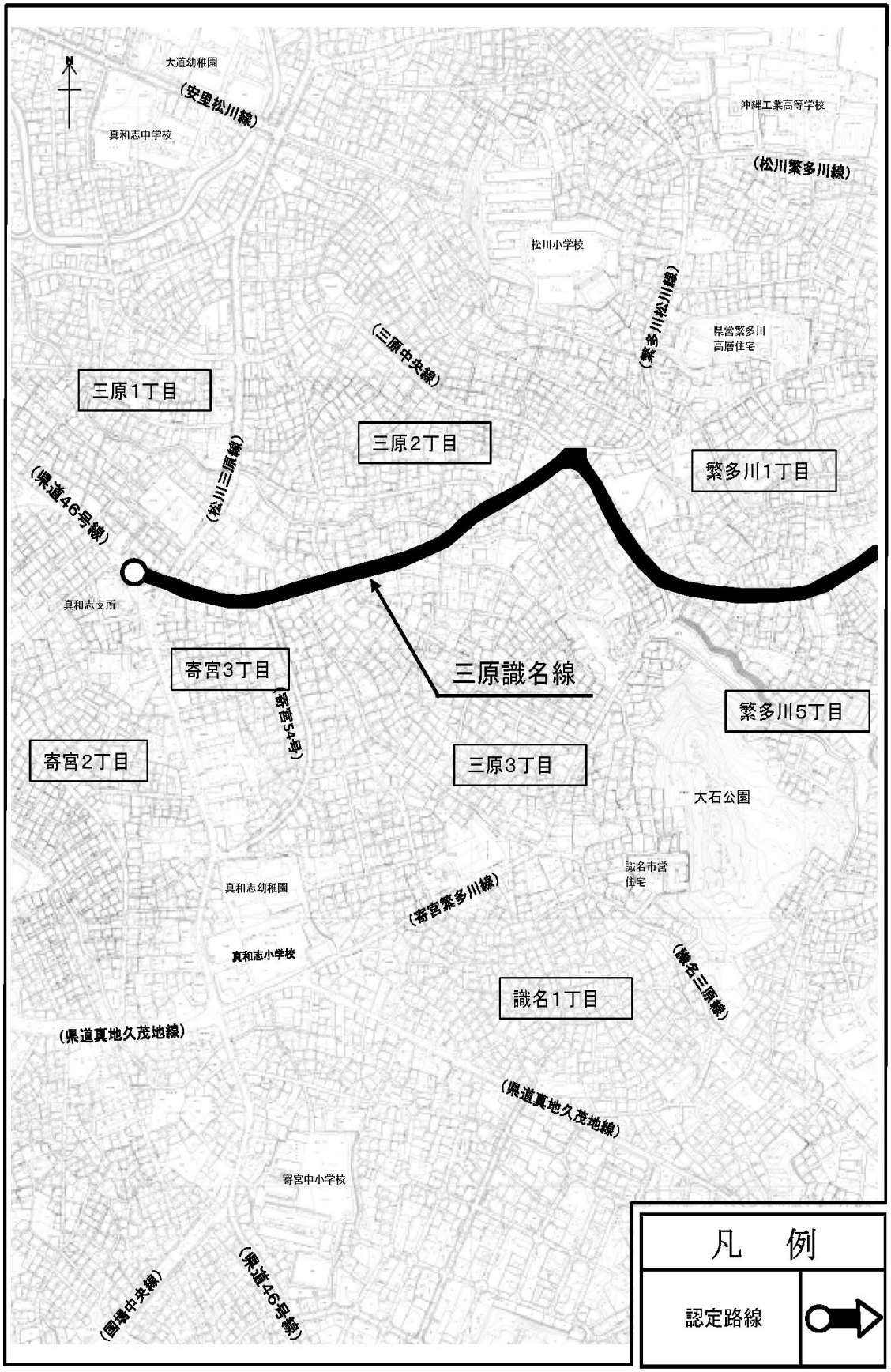

市道の路線認定位置図（参考図③－2）

市道の路線認定位置図（参考図④）

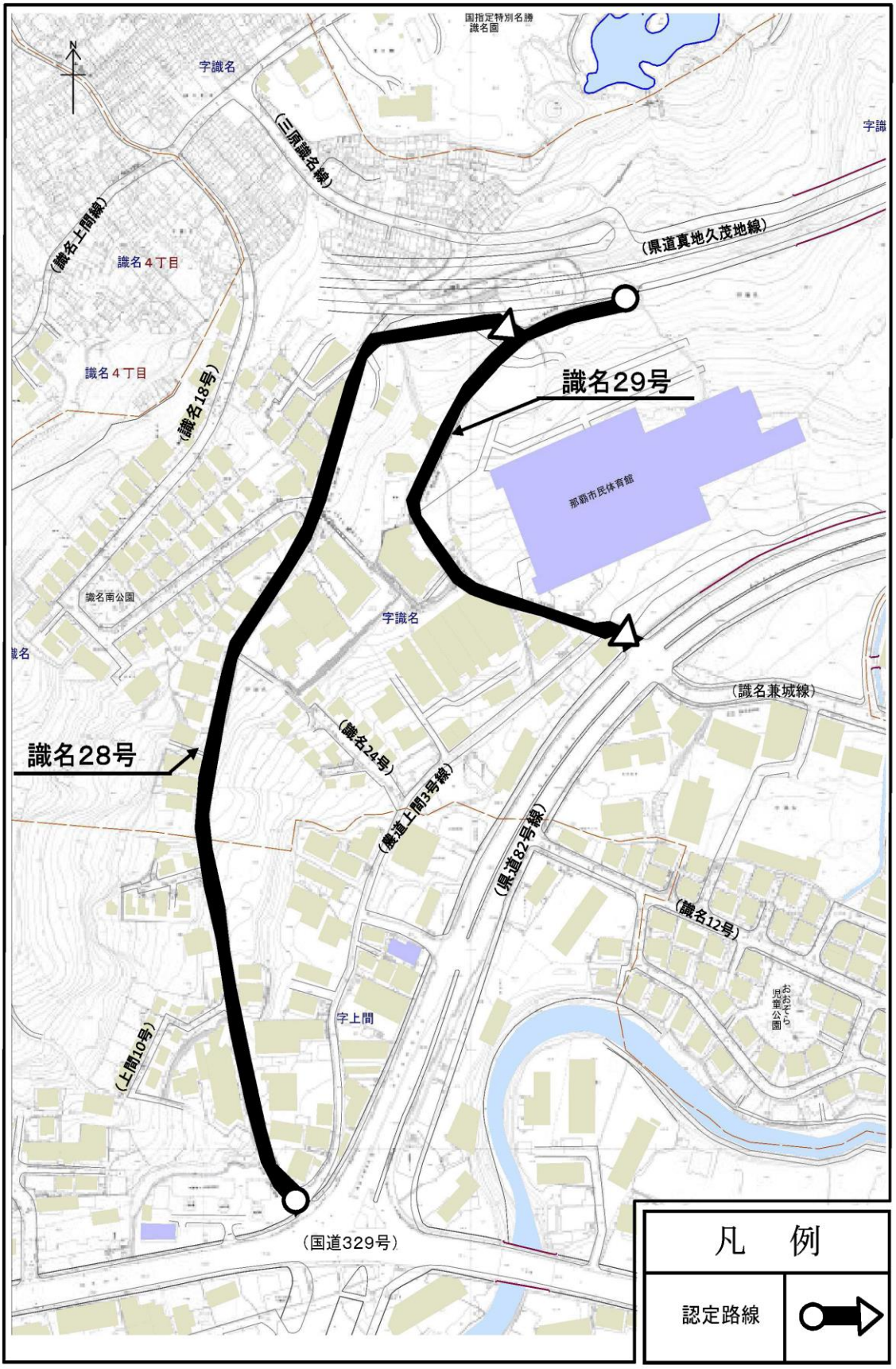

市道の路線廃止位置図（参考図⑤－1）

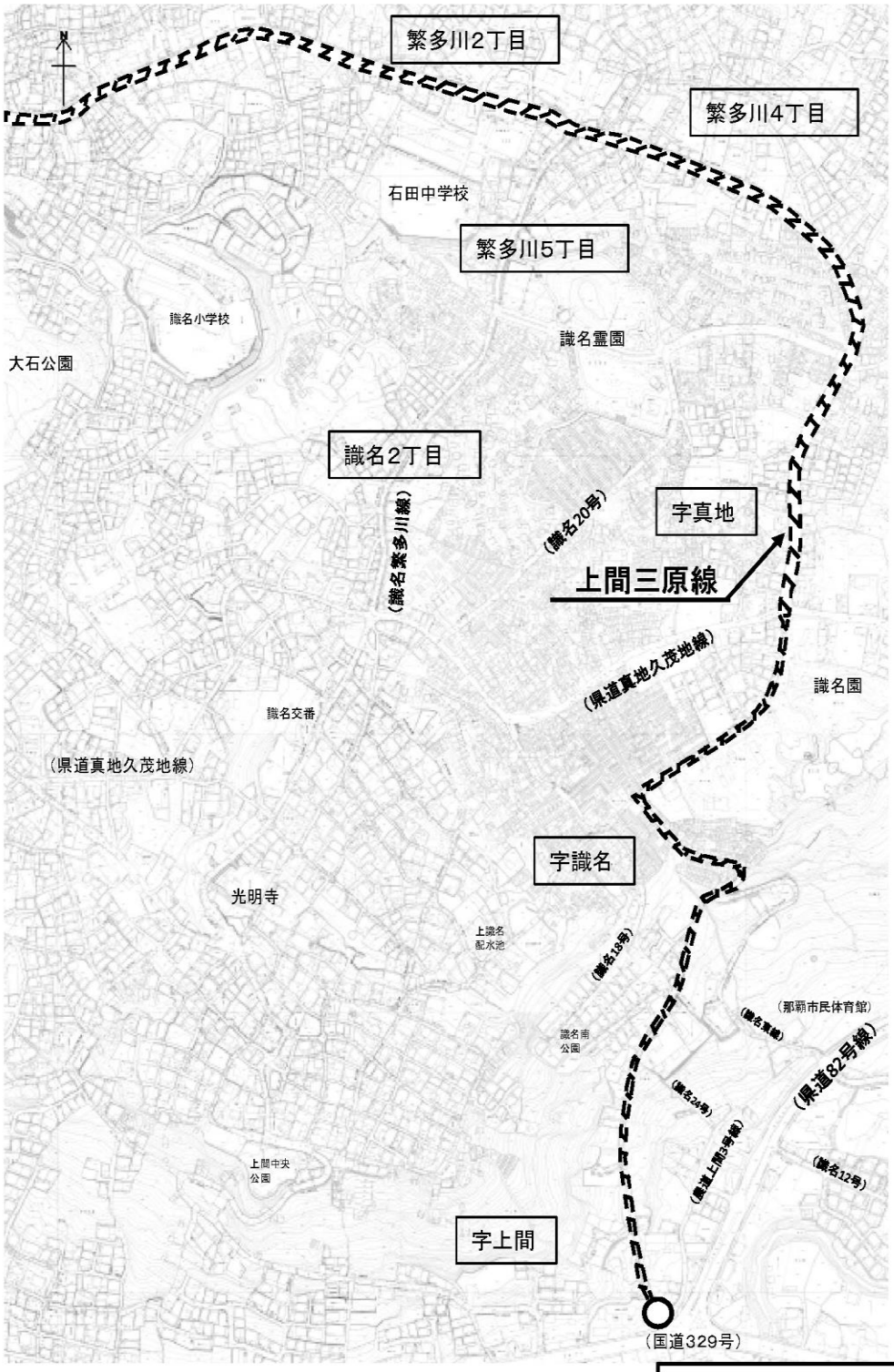

凡　例	
路線廃止	

市道の路線廃止位置図（参考図⑤－2）

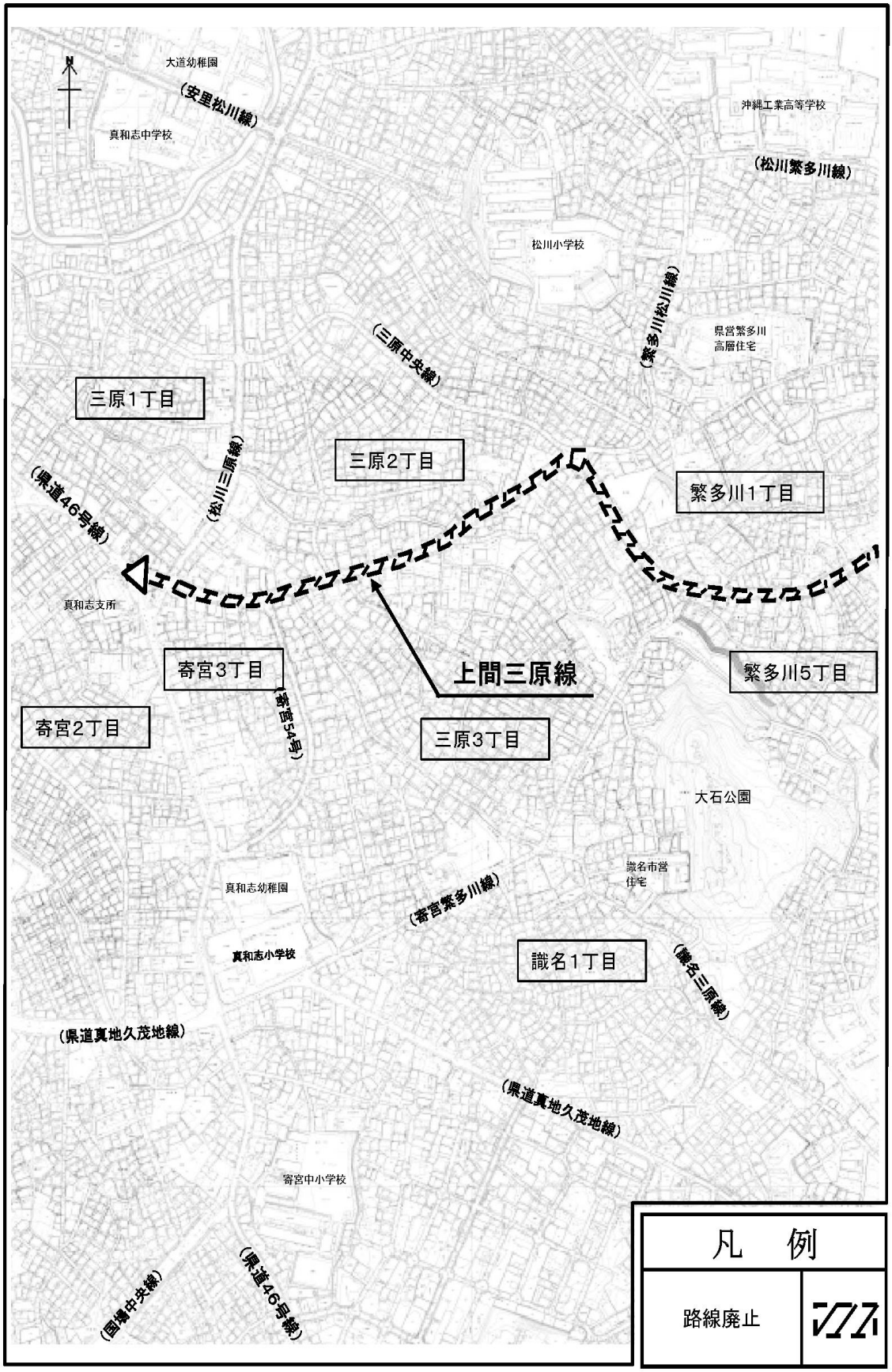

市道の路線廃止位置図（参考図⑥）

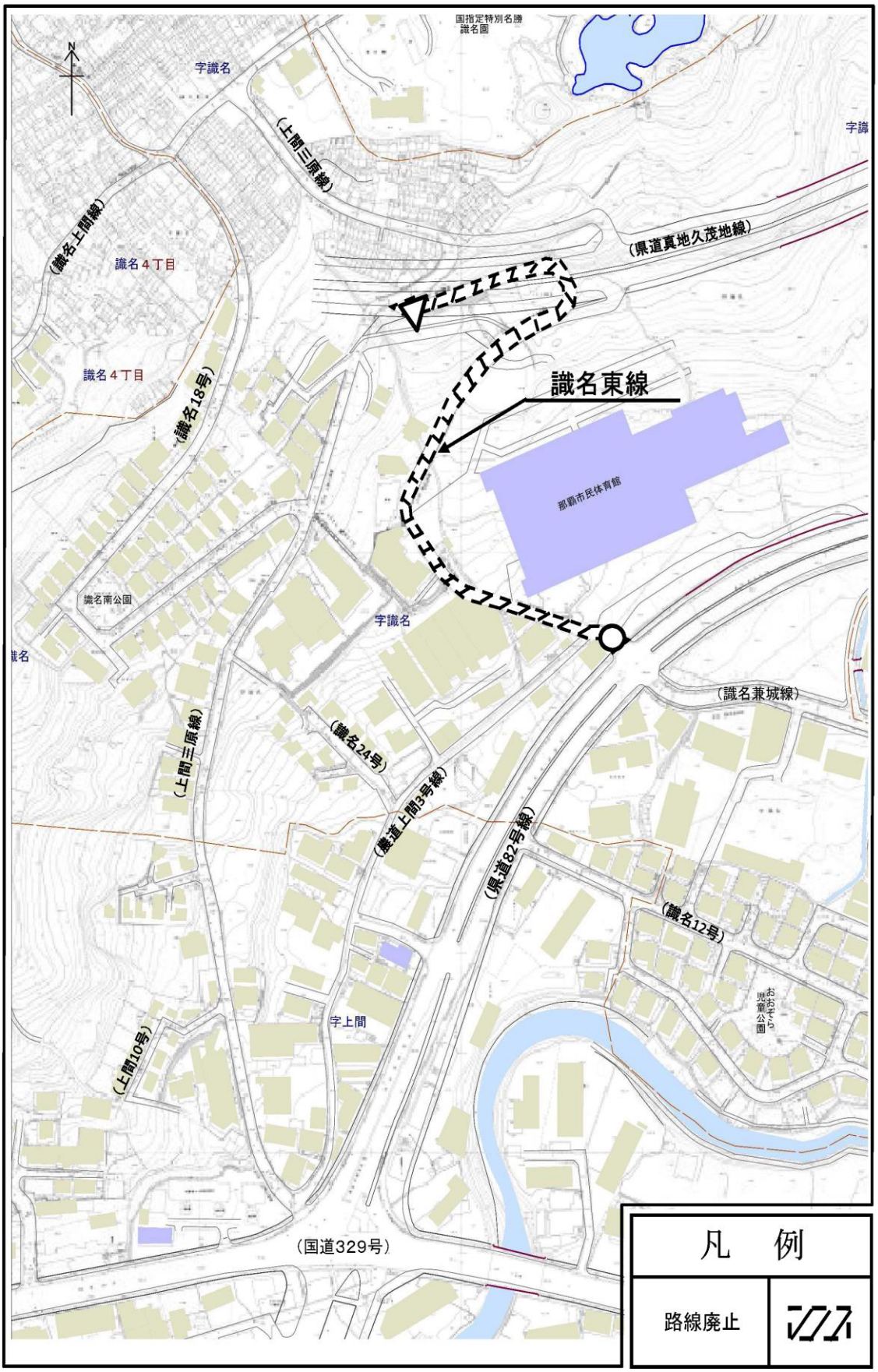

那覇市告示第 503 号
平成 30 年３月 29 日
掲　　示　　済

固定資産の価格等の登録について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第２項の規定により、平成 30 年度の固定資産税に係る固定資産の価格等を平成 30 年３月 27 日に固定資産課税台帳に登録したので、告示します。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市告示第２号
平成 30 年４月１日
掲　　示　　済

那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について

地方自治法施行令第 158 条第１項及び第２項並びに那覇市会計規則第 34 条第１項及び第２項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長　城　間　幹　子

委託業者	住　　所	委託期間
株式会社沖縄債権回収サービス 代表取締役社長 宮城　博	那覇市 西１丁目 19 番７号	自　平成30年４月１日 至　平成31年３月31日

那覇市告示第３号
平成 30 年４月１日
掲　　示　　済

那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について

地方自治法施行令第 158 条第１項及び第２項並びに那覇市会計規則第 34 条第１項及び第２項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長　城　間　幹　子

徴収員氏名	住　　所	委　託　期　間	担当市営住宅
名嘉元　トヨ子		自　平成30年４月１日 至　平成31年３月31日	石嶺・石嶺第二・大名・久場川・汀良・末吉・真地・識名・安謝・安謝第一・壺川東改良
高 良 恵 美		自　平成30年４月１日 至　平成31年３月31日	宇栄原・銘苅・壺川・辻・若狭改良・小禄・新都心銘苅・繁多川

那覇市告示第４号
平成30年４月１日
掲　　示　　済

那覇市歴史博物館観覧料の収納事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第158条第２項及び那覇市会計規則第34条第２項により告示する

那覇市長　城　間　幹　子

１	委託事務の名称	那覇市歴史博物館観覧料収納事務委託
２	受託者の住所	那覇市松尾１丁目１番２号
３	受託者の名称	株式会社　流通アシスト 代表取締役　我那覇　学
４	委託期間	平成30年４月１日～平成31年３月31日

那覇市告示第５号
平成 30 年４月１日
掲　　示　　済

那覇市保健所手数料収納業務及び総合案内業務並びに食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約について

標記の件について、地方自治法施行令第 158 条第２項及び那覇市会計規則第 34 条第２項により告示する。

那覇市長　城　間　幹　子

１	委託事務の名称	那覇市保健所手数料収納業務及び総合案内業務並びに食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約
２	受託者の住所	浦添市字経塚 720 番地
３	受託者の名称	一般社団法人 沖縄県食品衛生協会 会長　佐久本 武
４	委託期間	平成 30 年４月１日～平成 31 年３月 31 日

那覇市告示第８号
平成30年４月１日
掲　　示　　済

包括外部監査契約及び包括外部監査人の資格を証する書面等に関する閲覧について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第１項の規定に基づき、同法第252条の27第２項に規定する包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同法第252条の36第５項に基づき告示する。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び那覇市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則（平成25年那覇市規則第55号）に基づき、包括外部監査契約を締結した相手方の資格を証する書面の写しを那覇市企画財務部企画調整課で閲覧に供する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　包括外部監査契約の期間の始期　平成30年４月１日

２　包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用及び執務費用並びに旅費等の実費の額を合計した金額に消費税の額及び地方消費税の額を加えた金額とする。

３　包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
（１）　氏名　平良　卓也
（２）　住所

４　包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払い方法
精算払いとする。ただし、契約の相手側から請求があった場合において、その必要があると認めるときは、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払いをするものとする。

５　閲覧期間　平成30年４月１日～平成31年３月31日（那覇市の休日を定める条例（平成３年那覇市条例第33号）第１条に規定する休日以外の日の午前８時30分～午後５時15分までとする）

６　閲覧申請　資格書面等を閲覧しようとする者は、外部監査人資格書面申請書を市長に申請するものとする。

那覇市告示第 46 号
平成 30 年４月４日
掲　　示　　済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第 21 条第１項第１号の規定により次のとおり公表する。

那覇市長　城　間　幹　子

契約を締結する前

契約内容（役務の名称及び数量）	平成 30 年度花壇草花植栽維持管理業務委託
契約相手方の決定方法又は選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し最も低いものと契約する。 １　地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号に規定する団体であること。 ２　本市内に拠点を有し、同種業務の円滑な履行が可能であること。 ３　本市と契約実績あり、且つ同種業務の履行状況が良好であること。 ４　市税を完納していること。 ５　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団又は、同条第６号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
申請方法	本業務の参加希望者は、次項の書類を揃え、平成 30 年５月 14 日（月）までにクリーン推進課にご提出ください。 １　申請書　１部 ２　法人登記簿謄本　１部 ３　見積書　１部 ４　実務経験証明書　１部 ５　市税完納証明書　１部 ６　地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号に規定する団体であることを、証明できる書類　１部
契約担当課	環境部クリーン推進課　（889－3567）

＊詳細は契約担当課までお問い合わせください。

那覇市告示第 50 号
平成 30 年 4 月 4 日
掲　　示　　済

那覇市公設市場使用料等の集金代行業務委託について

次のとおり委託したので、地方自治法施行令第 158 条第２項及び那覇市会計規則第 34 条第２項により告示する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　件　　名　那覇市公設市場使用料等集金代行業務委託

２　委託業者　那覇市西１丁目 19 番７号
株式会社沖縄債権回収サービス
代表取締役社長　宮城　博

３　委託期間　自　平成30年４月１日
至　平成31年３月31日

那覇市告示第 59 号
平成 30 年 4 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長　城　間　幹　子

名　　称	開　設　者	指定年月日
所　在　地		
大原医院	銘苅　朝規	平成 30 年２月１日
那覇市寄宮三丁目 12 番 12 号		
くがに薬局　おもろまち店	株式会社　沖縄アイティ	平成 30 年２月１日
沖縄市字登川 602 番地		

那覇市告示第 60 号
平成 30 年４月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長　城　間　幹　子

名　　称		変更年月日
変更事項	変　更　後（変　更　前）	
おもろまち訪問看護ステーション		平成 30 年３月１日
所在地	那覇市古島２丁目 16 番 25 号　２階 （那覇市安謝一丁目３番 10 号 Ｋ ｂｕｉｌｄ 101）	

那覇市告示第 61 号
平成 30 年 4 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長　城　間　幹　子

名　　称	開設者	廃止年月日
所　在　地		
国場十字路医院	神里　賢三	平成 30 年１月 11 日
那覇市字仲井真 272 番地１		
生協総合ケアセンター訪問看護ステーションにじ	沖縄医療生活協同組合	平成 30 年３月 31 日
那覇市古波蔵四丁目 10 番 10 号		
訪問看護ステーションかいな	有限会社ライブプラン	平成 30 年３月 31 日
那覇市古島２丁目 29 番２号		

那覇市告示第 62 号
平成 30 年４月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の２第４項において準用する第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長　城　間　幹　子

名　　称		変更年月日
変更事項	変　更　後 （変　更　前）	
おもろまち訪問看護ステーション		平成 30 年３月１日
所在地	那覇市古島２丁目 16 番 25 号　２階 （那覇市安謝一丁目３番 10 号 Ｋ ｂｕｉｌｄ 101）	
居宅介護支援事業所　夢ぬ間		平成 30 年２月１日
所在地	那覇市小禄一丁目１番７号　プラザ高良 207 （那覇市小禄一丁目１番 43 号上原アパート 101）	

那覇市告示第 63 号
平成 30 年 4 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の２第４項において準用する第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定介護機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長　城　間　幹　子

名　　称 （休止する事業の種類） 所　在　地	休止年月日
寄宮偕生園デイサービスセンター （地域密着型通所介護） 那覇市寄宮二丁目５番８号　リブラハウス１階	平成 30 年３月 31 日
寄宮偕生園デイサービスセンター （介護予防通所介護、通所型サービス（独自）） 那覇市寄宮二丁目５番８号　リブラハウス１階	平成 30 年３月 31 日
寄宮偕生園ケアプランセンター （居宅介護支援） 那覇市寄宮二丁目５番８号　リブラハウス１階	平成 30 年３月 31 日

那覇市告示第 64 号
平成 30 年 4 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の２第４項において準用する第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長　城　間　幹　子

名　　称 （廃止する事業の種類） 所　在　地	廃止年月日
国場十字路医院 （訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導） 那覇市字仲井真 272 番地１	平成 30 年１月 11 日
生協総合ケアセンター訪問看護ステーションにじ （訪問看護、介護予防訪問看護） 那覇市古波蔵四丁目 10 番 10 号	平成 30 年３月 31 日
生協総合ケアセンターデイサービスにじ （通所介護、介護予防通所介護、通所型サービス（みなし）） 那覇市古波蔵四丁目 10 番 10 号	平成 30 年３月 31 日
生協総合ケアセンターヘルパーステーションにじ （訪問介護、介護予防訪問介護、訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自／定率）） 那覇市古波蔵四丁目 10 番 10 号	平成 30 年３月 31 日

ケア・サポートしろま （訪問介護、介護予防訪問介護、訪問型サービス（みなし））	平成30年３月31日
那覇市字上間374番地	
訪問看護ステーション　かいな （訪問看護、介護予防訪問看護）	平成30年３月31日
那覇市古島２丁目29番２号	

那覇市告示第65号
平成30年４月16日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第４項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長　城　間　幹　子

施　術　者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
長嶺　利恵子	はり・きゅう あん摩･マッサージ	平成30年３月23日
在宅マッサージ　九州療養サポートセンター　沖縄営業所	那覇市字松川299番地　町田アパートＡ－１	

那覇市告示第 66 号
平成 30 年 4 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定施術機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長　城　間　幹　子

施術者氏名		変更年月日
変更事項	変　更　後（　変　更　前　）	
千葉　憲和		平成 29 年 10 月 1 日
施術所	那覇うみかじ整骨院（　那覇Ｋｏｎａ整骨院　）	

那覇市告示第 67 号
平成 30 年４月 16 日

那覇市立幼稚園保育料等の集金代行業務委託について

次のとおり委託したので、地方自治法施行令第158条第２項及び那覇市会計規則第34条第２項の規定により告示する。

那覇市長　城　間　幹　子

委託期間　　自平成30年４月１日
　　至平成31年３月31日

相 手 方　　那覇市西１丁目19番７号
　　株式会社沖縄債権回収サービス
　　代表取締役社長　宮城　博

那覇市告示第 68 号
平成 30 年４月 16 日

保育所保育料等の集金代行業務委託について

次のとおり委託したので、地方自治法施行令第158条第２項及び那覇市会計規則第34条第２項の規定により告示する。

那覇市長　城　間　幹　子

委託期間　　自平成30年４月１日
　　至平成31年３月31日

相 手 方　　那覇市西１丁目19番７号
　　株式会社沖縄債権回収サービス
　　代表取締役社長　宮城　博

那覇市告示第 69 号
平成 30 年４月 16 日

平成 30 年（2018 年）２月那覇市議会定例会で議決された平成 30 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算の要領は、次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成 30 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算

平成 30 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）
第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,404,536 千円と定める。
２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（地方債）
第２条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。

第１表　歳入歳出予算
歳　入

款	項	金　額
１ 国庫支出金		千円 698,850
	１ 国庫補助金	698,850
２ 繰入金		279,505
	１ 一般会計繰入金	279,505
３ 繰越金		1
	１ 繰越金	1
４ 市債		384,700
	１ 市債	384,700
５ 県支出金		41,480
	１ 県補助金	41,480
歳　入　合　計		1,404,536

歳　出

款	項	金　額
１　都市再開発事業費		千円 1,188,803
	１　都市再開発事業費	1,188,803
２　公債費		215,733
	１　公債費	215,733
歳　出　合　計		1,404,536

第２表　地方債　　単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
１都市再開発事業	384,700	証書借入又は証券発行	年５％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
計	384,700			

那覇市告示第 70 号
平成 30 年 4 月 16 日

平成30年（2018年）２月那覇市議会定例会で議決された平成30年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成30年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算

平成 30 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 22,648 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金　額
１使用料及び手数料		千円 3
	１真嘉比古島第一地区手数料	1
	２壺川手数料	1
	３真嘉比古島第二地区手数料	1
２財産収入		4
	１真嘉比古島第二財産運用収入	1
	２真嘉比古島第一地区財産運用収入	3
３繰入金		11,459
	１総務管理繰入金	2,410
	２真嘉比古島第二繰入金	9,049
４繰越金		4
	１総務管理繰越金	1
	２真嘉比古島第一地区繰越金	1
	３壺川繰越金	1
	４真嘉比古島第二繰越金	1
５諸収入		3
	１真嘉比古島第一地区延滞金、加算金及び過料	1

	２壺川延滞金、加算金及び過料	1
	３真嘉比古島第二地区延滞金、加算金及び過料	1
６保留地処分金		4,589
	１真嘉比古島第二保留地処分金	4,589
７清算徴収金		6,586
	１真嘉比古島第一地区清算徴収金	1,083
	２壺川清算徴収金	237
	３真嘉比古島第二地区清算徴収金	5,266
歳　入　合　計		22,648

歳　出

款	項	金　額
１土地区画整理総務費		千円 4,288
	１総務管理費	4,288
２土地区画整理事業費		6,832
	１真嘉比古島第二土地区画整理費	6,832
３清算費		5,015
	１真嘉比古島第二地区清算費	5,015
４基金積立金		4,593
	１真嘉比古島第一地区基金積立金	3
	２真嘉比古島第二基金積立金	4,590
５公債費		1,920
	１公債費	1,920
歳　出　合　計		22,648

公　　告

那覇市公告第 648 号
平成 30 年３月 27 日
掲　　示　　済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　都市計画事業の種類及び名称
（１）種類　那覇広域都市計画道路事業
（２）名称　３・３・３号真地久茂地線

２　施行者の名称　　沖縄県

３　縦覧場所及び縦覧期間
（１）場所　那覇市建設管理部道路建設課
（２）期間　平成30年３月27日～平成34年３月31日

那覇市公告第 649 号
平成 30 年３月 27 日
掲　　示　　済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　都市計画事業の種類及び名称
（１）種類　那覇広域都市計画道路事業
（２）名称　３・５・10号識名真地線

２　施行者の名称　　沖縄県

３　縦覧場所及び縦覧期間
（１）場所　那覇市建設管理部道路建設課
（２）期間　平成30年３月27日～平成34年３月31日

那覇市公告第 650 号
平成 30 年３月 27 日
掲　　示　　済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　都市計画事業の種類及び名称
（１）種類　那覇広域都市計画道路事業
（２）名称　３・４・34号県道153号線及び３・４・５号松川石嶺線

２　施行者の名称　　沖縄県

３　縦覧場所及び縦覧期間
（１）場所　那覇市建設管理部道路建設課
（２）期間　平成30年３月27日～平成33年３月31日

那覇市公告第１号
平成 30 年４月１日
掲　　示　　済

随意契約の公表について（締結後）

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第 21 条第２号の規定により次のとおり公表する。

那覇市長　城　間　幹　子

公告結果

件名	随意契約の公表について（締結後）
業務名	平成 30 年度クリーン推進課敷地内除草等環境美化業務委託
公告日	平成 30 年３月 19 日
公告期間	平成 30 年３月 19 日から平成 30 年３月 27 日
提出期限	平成 30 年３月 19 日から平成 30 年３月 27 日
契約締結日	平成 30 年４月１日
契約相手方	那覇市銘苅２丁目３番１号（なは市民協働プラザ３階） 公益社団法人　那覇市シルバー人材センター 理事長　上 原 郁 夫
契約金額	￥2,431,265－
契約理由	地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号の規定により、高齢者等雇用に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 41 条第１項に規定するシルバー人材センター連合、若しくは同条第２項に規定するシルバー人材センター、若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより、普通地方公共団体の長の認定を受けた者として認められるため。

那覇市公告第２号
平成 30 年４月１日
掲　　示　　済

随意契約の公表について（締結後）

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第 21 条第２項の規定により次のとおり公表する。

那覇市長　城　間　幹　子

公告結果

件名	随意契約の公表について（締結後）
業務名	平成 30 年度びんの選別処理業務委託
公告日	平成 30 年３月 20 日
公告期間	平成 30 年３月 20 日から平成 30 年３月 27 日
提出期限	平成 30 年３月 27 日まで
契約締結日	平成 30 年４月１日
契約相手方	那覇市首里石嶺町４丁目 373 番１号 （沖縄県総合福祉センター内西棟４階） 一般財団法人　沖縄県セルプセンター 理事長　金　城　幸　範
契約金額	￥19,180,800－
契約理由	地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号に規定する障害者支援施設等に準ずる者の認定に関する要綱に基づき、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号に規定する障害者支援施設等に準ずる者として認定されているため。

那覇市公告第 11 号
平成 30 年 4 月 2 日
掲　　示　　済

那覇市電子相談システム再構築事業に関する提案募集について

那覇市電子相談システム再構築事業について提案募集を実施するので、次のとおり公告する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　件名　　「那覇市電子相談システム再構築事業」に関する提案募集

２　依頼内容　　システム提案、システム導入実績、見積等の提出

３　説明会　　平成 30 年４月９日(月)午後１時 30 分～午後２時 30 分
那覇市泉崎１丁目１番１号　１階　市民会議室

４　提出期限　　①提案参加表明書　平成 30 年４月 16 日（月）午後５時
②提案書等　　平成 30 年４月 23 日（月）午後５時

５　問合先　　那覇市 市民文化部 市民生活安全課
TEL:098-862-9955　FAX:098-861-3769
E-Mail：C-KATU0001@city.naha.lg.jp

６　詳細内容　　仕様書や提出資料の詳細につきましては、那覇市公式ホームページ（下記 URL）をご確認ください。
http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/siminanzen/osirase/dennsisoudannsaikoutikuzigyou.html

那覇市公告第 13 号
平成 30 年 4 月 2 日
掲　　示　　済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第７条第５項及び同施行規則第２条第２項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長　城　間　幹　子

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成30年3月23日

那覇市長　宛

那覇市長　城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="4">生涯学習部　生涯学習課　　電話　917-3502</td></tr>
<tr><td>個人情報管理責任者</td><td colspan="4">生涯学習課長</td></tr>
<tr><td>業務の名称</td><td colspan="4">奨学金の給付に関する業務</td></tr>
<tr><td>業務の目的</td><td colspan="4">奨学生の選考及び奨学金の給付のため</td></tr>
<tr><td>個人情報の対象者</td><td colspan="4">那覇市奨学生として認定を受けようとする者
那覇市奨学金の給付を受けようとする者</td></tr>
<tr><td>業務の開始年月日</td><td colspan="4">平成30年4月1日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td>制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">□個人番号
■氏　名
■住　所
■性　別
■生年月日
□国　籍
□本　籍
■続　柄
■親族関係
□婚姻離婚
□その他
(　　)</td><td>■職　業
□地　位
■学　歴
□資　格
□団体加入
□賞　罰
■学業成績
□勤務成績
■その他
(課外活動/特技など)</td><td>■収　入
□資産状況
■公租公課
□経済取引
■公的扶助
□その他
(　　)</td><td rowspan="4">□思　想　□宗　教
□支持政党　□主義主張
□趣味嗜好　□犯歴等
□その他　(　　)

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td>心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>■健康状態
□容　姿
□病　歴
□障がい程度
□その他
(　　)</td><td>□
□
□
□
□</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>個人情報の収集方法</td><td colspan="4">■本人　■本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td>個人情報の収集時期</td><td colspan="4">■定期(６月～９月)　□随時(　　)</td></tr>
<tr><td>本人への通知方法</td><td colspan="4">■文書　□口頭　□告示
□通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td>個人情報の記録形態</td><td colspan="4">■文書　□図画　□電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成30年3月23日

那覇市長　宛

那覇市長　城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">届出担当部課</td><td colspan="3">生涯学習部　生涯学習課　　電話　917-3502</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報管理責任者</td><td colspan="3">生涯学習課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の名称</td><td colspan="3">那覇市奨学生選考委員会</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の目的</td><td colspan="3">那覇市奨学金の給付の対象となる奨学生の審査を行うため</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の対象者</td><td colspan="3">那覇市奨学生選考委員会　委員</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の開始年月日</td><td colspan="3">平成30年4月1日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td>制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">■個人番号
■氏　名
■住　所
■性　別
■生年月日
□国　籍
□本　籍
□続　柄
□親族関係
□婚姻離婚
□その他
(　　)</td><td>■職　業
□地　位
□学　歴
□資　格
□団体加入
□賞　罰
□学業成績
□勤務成績
□その他
(　　)</td><td>□収　入
□資産状況
□公租公課
□経済取引
□公的扶助
□その他
(　　)</td><td rowspan="2">□思　想　□宗　教
□支持政党　□主義主張
□趣味嗜好　□犯歴等
□その他　(　　)

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td>心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>□健康状態
□容　姿
□病　歴
□障がい程度
□その他
(　　)</td><td>□
□
□
□
□</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集方法</td><td colspan="3">■本人　□本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集時期</td><td colspan="3">□定期(　　月～　　月)　■随時(　委員委嘱手続きのとき　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">本人への通知方法</td><td colspan="3">■文書　□口頭　□告示
□通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の記録形態</td><td colspan="3">■文書　□図画　■電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第 14 号
平成 30 年 4 月 2 日
掲　　示　　済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第９条第４項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第８条の２第２項で準用する同規則第２条第２項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長　城　間　幹　子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成30年3月22日

那覇市長　様

那覇市長　城間　幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	市民文化部 ハイサイ市民課	目的外利用部課 又は提供先	環境部 環境政策課
業務の名称	第2次那覇市環境基本計画中間見直しに伴う市民アンケート		
利用の区分	☑目的外利用　　□提供		
目的外利用又は提供をする年月日	☑平成30年年2月1日～3月31日　　□随　時(　　)		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	本市に居住する満20歳以上の男女のうち、年齢等間隔抽出法により抽出される2,100人（予備420人）の住所・氏名・性別・年齢・家族構成の各情報		
目的外利用又は提供をする根拠条項	☑那覇市個人情報保護条例第9条第1項第　5　号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (類型事項5に該当) □那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 □番号法第19条第　号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は提供をする理由	第2次那覇市環境基本計画（平成26年～平成35年）の中間評価をするための環境に関する市民アンケートを行うため		
届出担当部課	環境政策課　　電話　098-951-3392		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成３０年３月２７日

那覇市長　様

那覇市長　城間幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	まちづくり協働推進課	目的外利用部課又は提供先	まちづくり協働推進課
業務の名称	校区まちづくり協議会支援事業		
利用の区分	■目的外利用　　□提供		
目的外利用又は提供をする年月日	□　年　月　日　　■随　時(　変更時　)		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	那覇市協働大使名簿（氏名・住所）		
目的外利用又は提供をする根拠条項	■那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （平成29年11月29日　答申第2号にて承認　） □那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 □番号法第19条第　号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は提供をする理由	「校区まちづくり協議会カルテ」作成のため ※６校区（与儀小・石嶺小・若狭小・銘苅小・曙小・仲井真小）分		
届出担当部課	まちづくり協働推進課　　電話098－861-3846		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成３０年３月２７日

那覇市長　様

那覇市長　城間幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	ちゃーがんじゅう課	目的外利用部課又は提供先	まちづくり協働推進課
業務の名称	校区まちづくり協議会支援事業		
利用の区分	■目的外利用　　□提供		
目的外利用又は提供をする年月日	□　年　月　日　　■随　時(　変更時　)		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	相談協力員名簿（氏名・住所・連絡先） 介護予防リーダー名簿（氏名・住所・連絡先） 会議支援ボランティア名簿（氏名・住所・連絡先）		
目的外利用又は提供をする根拠条項	■那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （平成29年11月29日　答申第2号にて承認　） □那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 □番号法第19条第　号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は提供をする理由	「校区まちづくり協議会カルテ」作成のため ※６校区（与儀小・石嶺小・若狭小・銘苅小・曙小・仲井真小）分		
届出担当部課	まちづくり協働推進課　　電話098－861-3846		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成３０年３月２７日

那覇市長　様

那覇市長　城間幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	市民生活安全課	目的外利用部課又は提供先	まちづくり協働推進課
業務の名称	校区まちづくり協議会支援事業		
利用の区分	■目的外利用　　□提供		
目的外利用又は提供をする年月日	□　年　月　日　　■随　時(　変更時　)		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	交通指導員名簿（氏名・住所・連絡先）		
目的外利用又は提供をする根拠条項	■那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （平成29年11月29日　答申第2号にて承認　） □那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 □番号法第19条第　号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は提供をする理由	「校区まちづくり協議会カルテ」作成のため ※６校区（与儀小・石嶺小・若狭小・銘苅小・曙小・仲井真小）分		
届出担当部課	まちづくり協働推進課　　電話098－861-3846		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成３０年３月２７日

那覇市長　様

那覇市長　城間幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	地域保健課	目的外利用部課又は提供先	まちづくり協働推進課
業務の名称	校区まちづくり協議会支援事業		
利用の区分	■目的外利用　　□提供		
目的外利用又は提供をする年月日	□　年　月　日　　■随　時(　変更時　)		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	保健師名簿（氏名・電話番号）		
目的外利用又は提供をする根拠条項	■那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （平成29年11月29日　答申第2号にて承認　） □那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 □番号法第19条第　号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は提供をする理由	「校区まちづくり協議会カルテ」作成のため ※６校区（与儀小・石嶺小・若狭小・銘苅小・曙小・仲井真小）分		
届出担当部課	まちづくり協働推進課　　電話098－861-3846		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成３０年３月２７日

那覇市長　様

那覇市長　城間幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	環境政策課	目的外利用部課又は提供先	まちづくり協働推進課
業務の名称	校区まちづくり協議会支援事業		
利用の区分	■目的外利用　　□提供		
目的外利用又は提供をする年月日	□　年　月　日　　■随　時(　　)		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	環境推進員（エコライフサポーター・動物愛護サポーター・クリーンサポーター）名簿（氏名・住所・連絡先）		
目的外利用又は提供をする根拠条項	■那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （平成29年11月29日　答申第2号にて承認　） □那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 □番号法第19条第　号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は提供をする理由	「校区まちづくり協議会カルテ」作成のため ※６校区（与儀小・石嶺小・若狭小・銘苅小・曙小・仲井真小）分		
届出担当部課	まちづくり協働推進課　　電話098－861-3846		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成３０年３月２７日

那覇市長　様

那覇市長　城間幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	健康増進課	目的外利用部課又は提供先	まちづくり協働推進課
業務の名称	校区まちづくり協議会支援事業		
利用の区分	■目的外利用　　□提供		
目的外利用又は提供をする年月日	□　年　月　日　　■随　時(　変更時　)		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	食生活改善推進員名簿（氏名・住所・連絡先）		
目的外利用又は提供をする根拠条項	■那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （平成29年11月29日　答申第2号にて承認　） □那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 □番号法第19条第　号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は提供をする理由	「校区まちづくり協議会カルテ」作成のため ※６校区（与儀小・石嶺小・若狭小・銘苅小・曙小・仲井真小）分		
届出担当部課	まちづくり協働推進課　　電話098－861-3846		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成３０年３月２７日

那覇市長　様

那覇市長　城間幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	学校教育課	目的外利用部課又は提供先	まちづくり協働推進課
業務の名称	校区まちづくり協議会支援事業		
利用の区分	□目的外利用　　■提供		
目的外利用又は提供をする年月日	□　年　月　日　　■随　時(　変更時　)		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	学習ボランティア名簿（氏名・住所・連絡先）		
目的外利用又は提供をする根拠条項	■那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （平成29年11月29日　答申第2号にて承認　） □那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 □番号法第19条第　号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は提供をする理由	「校区まちづくり協議会カルテ」作成のため ※６校区（与儀小・石嶺小・若狭小・銘苅小・曙小・仲井真小）分		
届出担当部課	まちづくり協働推進課　　電話098－861-3846		

消防局訓令

那覇市消防局訓令第３号
平成30年３月27日
公　　表　　済

那覇市消防救助隊訓令の全部を改正する訓令をここに公布する。

那覇市消防局長　平　良　真　徳

那覇市消防救助隊訓令

平成30年3月26日
消防局訓令第3号

那覇市消防救助隊訓令(平成23年4月1日消防本部訓令第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条　この訓令は、消防法(昭和23年法律第186号)、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令(昭和61年自治省令第22号。以下「省令」という。)又は救助活動に関する基準(昭和62年消防庁告示第3号)の規定に基づく救助隊に関する事項について定めるものとする。

(定義)

第2条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　特別救助隊　省令第4条に規定するものをいう。

(2)　高度救助隊　省令第5条に規定するものをいう。

(配置)

第3条　救助隊の配置は、次に掲げるとおりとする。

(1)　特別救助隊　中央消防署

(2)　高度救助隊　西消防署

(任務)

第4条　特別救助隊及び高度救助隊の任務は、火災、水災その他の災害時の人命救助活動、工作活動又は消防活動の他、隊ごとに次に掲げる事項に対する専門的な知識及び技術をもって行うものとする。

(1)　特別救助隊　救助技術全般及び特殊車両の運用に関すること。

(2)　高度救助隊　救助技術全般及び高度救助資機材の運用に関すること。

(出場区域等)

第5条　出場区域は、那覇市行政区域とする。ただし、消防局長(以下「局長」という。)の特命がある場合は、この限りでない。

2　災害現場においては、災害発生地を管轄する署長の指揮を受けるものとする。

3　広域消防応援を行う場合は、別で定める計画によるものとする。

(職)

第6条　特別救助隊及び高度救助隊に、それぞれ救助隊長、救助副隊長及び救助隊員の職を置く。

(任命及び要件)

第7条　前条の各職に就く職員は、それぞれ次の各号に定める要件に該当する

者の中から、局長が任命する。

(1)　特別救助隊長　消防司令補の階級にある者で、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 51 条の規定による消防学校(以下単に「消防学校」という。)の救助科を修了し、かつ、高度救助隊又は特別救助隊を 3 年以上実務経験した者

(2)　特別救助副隊長　消防士長の階級にある者で、高度救助隊又は特別救助隊を 3 年以上実務経験した者

(3)　特別救助隊員　消防学校救助科若しくは警防課長が行う救助隊員研修を修了した者又は局長が特に必要と認めた者

(4)　高度救助隊長　消防司令又は消防司令補の階級にある者で、次に掲げる事項のいずれかに該当していること。

ア　消防学校救助科及び法第 5 条の規定による消防大学校(以下単に「消防大学校」という。)等の専門教育を修了した者

イ　特別救助隊長を 1 年以上実務経験した者

ウ　その他局長が特に必要と認めた者

(5)　高度救助副隊長　消防司令補又は消防士長の階級にある者で、次に掲げる事項のいずれかに該当していること。

ア　消防学校救助科を修了した者

イ　高度救助隊を 1 年以上実務経験した者

(6)　高度救助隊員　消防士長以下の階級にある者で、消防学校救助科を修了し、かつ、特別救助隊を 1 年以上実務経験した者

2　特別救助隊及び高度救助隊の職員の年齢的要件については、次の各号のとおりとする。

(1)　救助隊長は、年齢 50 歳以下であること。

(2)　救助副隊長及び救助隊員は、年齢が 45 歳以下であること。

(編成要件)

第 8 条　特別救助隊及び高度救助隊の編成要件は、次の各号のとおりとする。

(1)　特別救助隊　4 人以上の隊員で編成することの他、次のとおりとする。

ア　兼任救助隊であること。

イ　救助工作車、重機及び重機搬送車、及び津波・大規模風水害対策車を運用すること。

(2)　高度救助隊　5 人以上の隊員で編成することの他、次のとおりとする。

ア　専任救助隊であること。

イ　救助工作車及び水難救助車を運用すること。

(教育研修等)

第 9 条　署長又は警防課長は、隊員の知識及び技術の向上を図るため、積極的

に救助業務に関する教育研修又は訓練等を行わなければならない。

2　教育研修は、消防大学校並びに消防学校が行う学校教育研修及び警防課長が行う救助隊員研修とする。

3　教育研修は、第７条第１項各号に該当する者に対し行うものとする。

4　警防課長が行う救助隊員研修は、救助隊員の選考基準(別表1)を満たしている者の中から署長又は各課長の推薦をもって行うものとする。

5　教育研修が修了したときは、局長が認定を行い救助隊員資格者名簿へ登載するものとする。

(救助活動に必要な資格技能)

第10条　特別救助隊及び高度救助隊の職員は、次の各号に掲げる資格の取得及び講習等の受講に努めるものとする。

(1)　大型自動車運転免許

(2)　移動式クレーン運転技能講習

(3)　玉掛技能講習

(4)　酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習

(5)　小型車両系建築機械特別教育

(6)　潜水士免許

(7)　小型船舶操縦士免許

(救助隊長の責務)

第11条　救助隊長は、上司の命を受けて隊員を指揮監督し、救助業務を迅速かつ的確に行うとともに、隊員の安全確保に努めなければならない。

2　救助隊長は、特異な救助事案がある場合には、指揮隊の任務を補佐することができる。

(任務の代理)

第12条　救助隊長に事故がある場合は、救助副隊長がその任務を代理する。

2　救助副隊長に事故がある場合は、消防士長の階級にある者が、その任務を代理する。

(救助隊の心構え)

第13条　救助隊は、別表2に定める心構えを備え、積極的に部隊及び個人の訓練及び研鑽に努めなければならない。

(報告)

第14条　救助活動を行ったときは、那覇市消防局警防規程第80条に定める報告を局長に行わなければならない。

(検討会)

第15条　署長又は警防課長は、今後の活動に役立てるため、特異又は必要と認める救助活動の事例について、検討会を開催しなければならない。

（その他）

第16条　この訓令に定めるもののほか、必要な事項については局長が別に定める。

付　則

（施行期日）

1　この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

（職に係る経過措置）

2　この訓令の施行の際現に救助隊長、救助副隊長及び救助隊員を命ぜられている者は、それぞれこの訓令第6条の救助隊長、救助副隊長又は救助隊員を命ぜられているものとみなす。

（任命及び要件に係る経過措置）

3　この訓令の施行の際第7条の任命及び要件に該当する者は、第9条の教育研修等の修了者を指すものであるが、当分の間、体系的な職場教育等により救助活動に関する知識、技術を有する者を含めて局長が任命する者は差し支えないものとする。

別表1（第9条関係）

救助隊員研修選考基準

1　資格要件

(1)　消防学校初任教育を修了し、5年以上の現場活動を経過した者

2　精神的及び身体的要件

(1)　厳しい条件下において救助活動を遂行し得る責任感旺盛な職員で、身体が強健であること。

(2)　救助活動及び救助訓練において自らの安全を確保できること。

3　身体検査基準

(1)　疾患　救助活動に支障となる慢性疾患が無いこと。

(2)　肺活量　概ね3500cc以上

(3)　握力　左右40キログラム以上

(4)　視力　両眼で視力0.7以上、一眼がそれぞれ0.3以上又は矯正視力1.0以上であること。

(5)　聴力　正常であること

(6)　その他　心身に欠陥及び故障がないと認められる者

4　体力的要件

(1)　腕立て伏せ　50回以上

(2)　起き上がり　45回以上（1分間）

(3)　懸垂　10回以上

(4)　シャトルラン　80回以上
(5)　泳力　150m以上(5分間)
(6)　その他必要な項目

別表2(第13条関係)

那覇市消防救助隊心構え

1　大きな声を出せ。自身の存在を示し、自己の安全は、まず自分で確保せよ。

2　体力練成を怠るな。気力・体力の維持は災害活動の第一歩である。

3　規律を正しチームワークを強固にせよ。

4　信頼されなければならない「知識・技術」で武装せよ。

5　どんな環境下でも冷静さを失うな。基本訓練を反復し
災害で迷ったら基本にかえれ!

6　訓練に慣れるな!　常に警戒心を持て、現場には様々な危険が存在する。

7　救助活動は、迅速でなければならない。活動危険を予測し回避せよ。

8　災害事例は、全救助隊で共有しろ!　失敗した事例は、詳細に把握し
活動指針として生かせ。

9　同じ災害は二度とない。想定・現示を常に考えろ!

10　器具の愛護を忘れるな。日々の点検は、機械器具の習熟につながる。
創意工夫し、各資器材は救助隊の宝と思え!

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第１号
平　成　３０年　３　月　３０日
公　　布　　済

那覇市上下水道局行政財産使用料規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　兼次　俊正

那覇市上下水道局行政財産使用料規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局行政財産使用料規程（平成11年那覇市水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（使用料の額） 第3条　行政財産の使用料の年額は、次に定める基準に従い管理者が定める。 (1)　土地 ア　［略］ イ　使用許可の期間が1月未満の場合 当該土地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用許可の面積×0.05×0.3×<u>1.05</u> (2)　建物　（当該建物の1平方メートル当たりの再調達価格×使用許可の面積×0.1＋当該建物敷地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用土地の面積×0.05×0.3）×<u>1.05</u> (3)　［略］ 2～5　［略］	（使用料の額） 第3条　［略］ (1)　［略］ ア　［略］ イ　［略］ 当該土地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用許可の面積×0.05×0.3×<u>1.08</u> (2)　建物　（当該建物の1平方メートル当たりの再調達価格×使用許可の面積×0.1＋当該建物敷地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用土地の面積×0.05×0.3）×<u>1.08</u> (3)　［略］ 2～5　［略］
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第２号
平成３０年３月３０日
公　　布　　済

那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　兼次　俊正

那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局契約事務規程(平成17年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(一般競争入札の公告等) 第5条　管理者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日(本局の電子計算機と入札に参加する者の電子計算機を情報通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札(以下「電子入札」という。)にあっては、入札期間の末日)の前日から起算して8日前までに次に掲げる事項を公告するものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日前までに短縮することができる。 (1)～(5)　[略] (6)　落札価格に最低制限価格を設けるときはその旨 (7)～(10)　[略] 2　[略]	(一般競争入札の公告等) 第5条　[略] (1)～(5)　[略] (6)　第6条の2第1項の低入札調査基準価格又は第11条の最低制限価格を設けるときはその旨 (7)～(10)　[略] 2　[略] (低入札調査基準価格) 第6条の2　管理者は、工事又は製造その他についての請負の契約に係る一般競争入札を行おうとする場合において、特に必要があると認めるときは、あらかじめ、低入札調査基準価格(施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に規定する落札者となるべき者の申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときに該当するかどうかについての調査を行うための基準となる価格をいう。以下この条において同じ。)を設けるものとする。 2　管理者は、低入札調査基準価格を設ける

	場合においては、これを予定価格調書に併記しなければならない。ただし、入札前に予定価格を公表する場合においては、予定価格調書と別に低入札調査基準価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。 3　低入札調査基準価格は、第1項に規定する請負の契約に係る予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合、技術上の難易、過去の入札の実例その他の条件を考慮して適正に定めなければならない。
（最低制限価格） 第11条　管理者は、施行令第167条の10第2項の最低制限価格を設ける場合においては、これを予定価格調書に併記しなければならない。ただし、入札前に予定価格を公表する場合においては、予定価格調書と別に最低制限価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。 2　最低制限価格は、工事又は製造その他についての請負の契約に係る予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合、技術上の難易、過去の入札の実例その他の条件を考慮して適正に定めなければならない。	（最低制限価格） 第11条　第6条の2第2項及び第3項の規定は、施行令第167条の10第2項の最低制限価格を設ける場合について準用する。

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付　則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第３号
平　成　３０年　３　月　３０日
公　　布　　済

那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　兼次　俊正

那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局企業職員就業規程(昭和63年那覇市水道局規程第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第2章　［略］ 第3章　［略］(第3条―第12条の9) 第4章～第10章　［略］ 付則 (勤務時間及び休憩時間) 第3条　［略］ 2　［略］ 3～4　［略］ (育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第5条の2　管理者は、次の各号に掲げる職員が、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に継続している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号の養子縁組里親である職員に委託されている児童及び同法第1号の養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号の養子縁組里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない	目次 第1章～第2章　［略］ 第3章　［略］(第3条―第12条の11) 第4章～第10章　［略］ 付則 (勤務時間及び休憩時間) 第3条　［略］ 2　［略］ 3　管理者は前2項の規定にかかわらず、早出遅出勤務に係る勤務時間の割振り及び休憩時間を定めるものとする。 4～5　［略］ (育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第5条の2　管理者は、次の各号に掲げる職員が、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に継続している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号の養子縁組里親である職員に委託されている児童及び同法第1号の養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号の養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託され

職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。以下同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び就業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下同じ。)をさせるものとする。

(1)～(2)　［略］

2　［略］

(年次有給休暇)

第10条　［略］

2～4　［略］

5　別表第3に規定する休暇のうち、期間が一定の日数、週数及び年数で規定されている場合の当該休暇の期間には、週休日及び休日等を含むものとする。

ている当該児童を含む。以下同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び就業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下同じ。)をさせるものとする。

(1)～(2)　［略］

2　［略］

(年次有給休暇)

第10条　［略］

2～4　［略］

(自己啓発等休業)

第12条の10　管理者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業をすることを承認することができる。

2　前項に定めるもののほか自己啓発等休業に関し必要な事項は、那覇市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例(平成30年那覇市条例第4号。以下次条第5項において「自己啓発等休業条例」という。)及び那覇市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例施行規則(平成30年那覇市規則第7号)に定めるところによる。

(修学部分休業)

第12条の11　管理者は、職員として在職期間が2年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、か

	つ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、修学のための部分休業をすることを承認することができる。 2　修学部分休業の承認は、1週間を通じて、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号)第2条の規定により定められた職員の1週間当たりの勤務時間に2分の1を乗じて得た時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。 3　修学部分休業の期間は、2年以内の期間とする。 4　管理者は、修学部分休業をしている職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。 (1)　修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。 (2)　正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。 (3)　当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で、当該職員の同意を得たとき。 5　前4項に定めるもののほか、修学部分休業については、自己啓発等休業条例の適用を受ける一般職の職員の例によるものとする。
［別表第3　別記］	［別表第3　別記］

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2　改正後部分に対応する改正部分がない場合は、当該改正後部分を加える。

3　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。

4　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付　則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

［改正前　別記］

別表第3(第10条の3関係)

号	休暇を受ける場合	期間
1～13　［略］		
14	職員が子に予防接種法(昭和23年法律第68号)又は結核予防法(昭和26年法律第96号)に定める予防接種を受けさせる場合。	［略］
15	［略］	一の年度において、5月から10月までの期間内において、1日を単位とし、継続又は分割して5日間(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、5日を超えない範囲内の日数)
16～19　［略］		
20	［略］	一の年度において、1日を単位として継続し、又は分割して5日以内
21	中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。)を行う場合	一の年度において、1日又は1時間を単位として、当該子が1人の場合は5日以内、2人以上の場合は10日以内
22	［略］	一の年度において、当該家族が1人の場合は5日以内、2人以上の場合は10日以内

備考

1　第15号において、再任用短時間勤務職員に係る時間は、38時間45分に再任用短時間勤務職員の1週間の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間(1時間未満の端数がある場合にあっては、これを切り上げた時間)とする。

2　第17号において、再任用短時間勤務職員に係る日数は、5日に再任用短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(当該日数が5日を超える場合は5日)とする。

3　第20号関係

(1)～(3)　［略］

［改正後　別記］

別表第3(第10条の3関係)

号	休暇を受ける場合	期間
1～13　［略］		
14	職員が子(配偶者の子を含む。)に予防接種法(昭和23年法律第68号)に定める予防接種を受け	［略］

	させる場合で、付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	
15	［略］	1の年度において、5月から10月までの期間内において、1日を単位とし、継続又は分割して5日間（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、5日を超えない範囲内の日数）
16～19　［略］		
20	［略］	1の年度において、1日を単位として継続し、又は分割して5日以内
21	中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話を行うことをいう。）又は疾病の予防（当該子に予防接種（第14号の予防接種を除く。）又は健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であるとみとめられる場合。	1の年度において、1日又は1時間を単位として、当該子が1人の場合は5日以内、2人以上の場合は10日以内
22	［略］	1の年度において、1日又は1時間を単位として、当該家族が1人の場合は5日以内、2人以上の場合は10日以内

備考

1　第13号において、再任用短時間勤務職員に係る時間は、38時間45分に再任用短時間勤務職員の1週間の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間（1時間未満の端数がある場合にあっては、これを切り上げた時間）とする。

2　第15号において、再任用短時間勤務職員に係る日数は、5日に再任用短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（当該日数が5日を超える場合は5日）とする。

3　第17号関係

(1)～(3)　［略］

那覇市上下水道局規程第４号
平　成　３０年　３　月　３０日
公　　布　　済

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　兼次　俊正

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程（平成20年那覇市上下水道局規程第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（報酬） 第2条　非常勤職員の報酬の額は、次表の額に管理者が定めるところにより日額483円以内の額を加えた額とする。 ［表　別記］	（報酬） 第2条　［略］ ［表　別記］
備考 1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2　表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。 3　表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付　則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

［改正前　別記］
［第2条の表］

所属	労務の区分	報酬の額(円)
総務課	施設維持管理員(庁舎内施設の維持管理)	時間額　960
総務課	施設維持管理員(庁舎外施設及び植栽等の維持管理)	時間額　960
総務課	保健師(週12時間)	時間額　1,550
料金サービス課	下水道接続指導員	時間額　960
料金サービス課	下水道情報管理システム入力員	日額　5,770
配水管理課・下水道課	マッピングシステム入力員	日額　5,770
配水管理課	現場調査員	時間額　960
配水管理課	水質検査担当員	時間額　960
配水管理課	電話受付・無線受付担当員	日額　5,770
下水道課	下水道業務の設計施工及び維持管理補助員(週4日)	日額　9,880
下水道課	資料作成、課内庶務業務等補助員	時間額　960

［改正後　別記］
［第2条の表］

所属	労務の区分	報酬の額(円)
総務課	施設維持管理員	時間額　970
総務課	保健師	時間額　1,560
料金サービス課	下水道接続指導員	時間額　970
料金サービス課	下水道情報管理システム入力員	日額　5,800
料金サービス課	計量各戸検針等補助員	日額　5,800
料金サービス課	量水器取替補助員	時間額　970
配水管理課・下水道課	マッピングシステム入力員	日額　5,800
配水管理課	水質検査担当員	時間額　970
配水管理課	電話受付・無線受付担当員	日額　5,800
下水道課	資料作成、課内庶務業務等補助員	時間額　970
下水道課	桝設置受付登録等事務補助員（週4日）	日額　9,920
下水道課	公共下水道鉄蓋調査員	時間額　970

那覇市上下水道局規程第５号
平　成　３０年　３　月　３０日
公　　布　　済

那覇市上下水道局臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　兼次　俊正

那覇市上下水道局臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局臨時職員の身分取扱いに関する規程(平成11年那覇市水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
第1条　この規程は、次の各号に掲げる規定に基づき那覇市上下水道局(以下「局」という。)に臨時的に任用する職員(以下「臨時職員」という。)の任用、給与、勤務時間その他の身分取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。	第1条　この規程は、次の各号に掲げる規定に基づき那覇市上下水道局に臨時的に任用する職員(以下「臨時職員」という。)の任用、給与、勤務時間その他の身分取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。
(1)～(3)　［略］	(1)～(3)　［略］
(任用の基準)	(任用の基準)
第2条　臨時職員は、次の各号に掲げる規定による任用の区分(第7条において「任用区分」という。)に応じ、当該各号に定める場合に任用することができる。	第2条　臨時職員は、次の各号に掲げる規定による任用の区分に応じ、当該各号に定める場合に任用することができる。
(1)　前条第1号に掲げる規定	(1)　［略］
ア　定数職員(那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)第2条第8号の職員をいう。以下同じ。)が、継続して1月以上の期間、那覇市上下水道局就業規程(昭和63年那覇市水道局規程第4号。以下この号において「就業規程」という。)第10条の2の病気休暇を取得する場合	ア　定数職員(那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)第2条第8号の職員をいう。以下同じ。)が、継続して1月以上の期間、那覇市上下水道局企業職員就業規程(昭和63年那覇市水道局規程第4号。以下この号において「就業規程」という。)第10条の2の病気休暇を取得する場合
イ　定数職員が、継続して1月以上の期間就業規程第12条の6の規定により介護休暇を受ける場合	イ　定数職員が、継続して1月以上の期間、就業規程第12条の6第1項の介護休暇(1日を単位とするものに限る。)を取得する場合
ウ　［略］	ウ　［略］
エ　定数職員が、1月以上の期間地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職する場合	エ　定数職員が、継続して1月以上の期間、地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職する場合
オ～カ　［略］	オ～カ　［略］
(2)～(3)　［略］	(2)～(3)　［略］
(任用候補者名簿)	(任用候補者名簿)

第3条　［略］	第3条　［略］
2　前項に規定する臨時職員任用候補者名簿には、臨時職員への任用を希望するもので、原則として65歳未満の者を登載するものとする。	2　前項の臨時職員任用候補者名簿には、臨時職員への任用を希望する者で、原則として65歳未満のものを登載するものとする。
3　前項の登載は、申込みの受付順に行なうものとする。	3　前項の規定による登載は、申込みの受付順に行なうものとする。
4　［略］	4　［略］
（任用の制限）	（任用の制限）
第7条　第2条の規定による任用は、任用区分ごとに通算して1年を超えて行うことができない。	第7条　第1条第1号に掲げる規定による任用は、通算して1年を超えて行なわないものとする。
2　前項の規定により通算する任用の期間には、退職の日から同一の任用区分により新たに任用する日までの期間（当該任用区分と異なる任用区分による任用期間を除く。）が1年以上ある場合における当該退職の日以前の任用期間を含まないものとする。	2　前項の規定により通算する任用の期間には、退職の日から第1条第1号に掲げる規定により新たに任用する日までの期間（同条第2号及び第3号に掲げる規定による任用期間を除く。）が1年以上ある場合における当該退職の日以前の任用期間を含まないものとする。
（職専免に係る給料の取扱い）	（職専免に係る給料の取扱い）
第10条　［略］	第10条　［略］
2　前項の規定により免除された期間については、管理者が別に定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則（昭和60年那覇市規則第26号。以下「那覇市臨時規則」という。）第12条に規定する勤務1時間当りの給料額を減額する。	2　前項の規定により免除された期間については、管理者が別に定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則（昭和60年那覇市規則第26号。以下次条において「那覇市臨時規則」という。）第12条に規定する勤務1時間当りの給料額を減額する。
（その他）	（委任）
第12条　この規程の施行について必要な事項は、管理者が定める。	第12条　この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、管理者が定める。

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がない場合には、当該改正部分を削る。

2　改正部分に対応する改正後部分がある場合は、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

3　改正後部分に対応する改正部分がない場合は、当該改正後部分を加える。

付　則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第６号

平　成　３０年　３　月　３０日

公　　布　　済

那覇市上下水道局分課規程及び那覇市上下水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長　兼次　俊正

那覇市上下水道局分課規程及び那覇市上下水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

（那覇市上下水道局分課規程の一部改正）

第1条　那覇市上下水道局分課規程（昭和51年那覇市水道局規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（組織） 第2条　局に次の部、課、課内室及び係を置く。 上下水道部 総務課 総務係 職員係 ［略］ ［略］	（組織） 第2条　［略］ 上下水道部 総務課 総務係 管財係 職員係 ［略］ ［略］
（事務分掌） 第6条　各課の事務分掌は、次のとおりとする。 上下水道部 総務課 (1)～(4)　［略］ (5)～(8)　［略］ (9)　庁舎の管理に関すること。 (10)　車両の管理に関すること。	（事務分掌） 第6条　［略］ 上下水道部 総務課 (1)～(4)　［略］ (5)　情報公開及び個人情報保護に関すること。 (6)　条例、規程等の制定及び解釈、運用に関すること。 (7)　車両の管理に関すること。 (8)　庁舎の管理に関すること。 (9)　たな卸資産（原材料及び貯蔵量水器を除く。）の出納保管に関すること。 (10)　財産の取得及び処分並びに財産管理の調整統括に関すること。 (11)　不用品の処分に関すること。 (12)～(15)　［略］

(11)　たな卸資産(原材料及び貯蔵量水器を除く。)の出納保管に関すること。 (12)　財産の取得及び処分並びに財産管理の調整統括に関すること。 (13)　不用品の処分に関すること。 (14)　情報公開及び個人情報保護に関すること。 (15)　条例、規程等の制定及び解釈、運用に関すること。 (16)～(20)　［略］ ［略］	(16)～(20)　［略］ ［略］
備考 1　改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 4　改正部分に対応する改正後部分がない場合は、当該改正部分を削る。	

(那覇市上下水道局自家用電気工作物保安規程の一部改正)

第2条　那覇市上下水道局自家用電気工作物保安規程(平成17年那覇市上下水道局規程第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
［別表第1　別記］ ［別表第2　別記］	［別表第1　別記］ ［別表第2　別記］
備考　前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

［改正前　別記］

別表第1(第4条関係)

組織図及び保安業務の分担

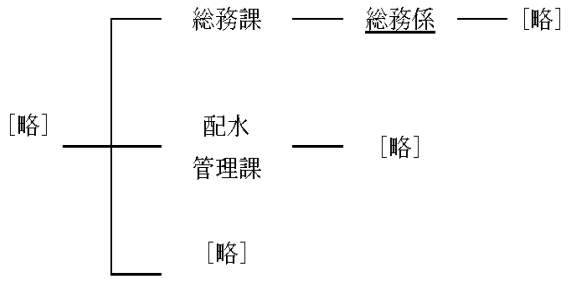

［改正後　別記］
別表第1（第4条関係）
　組織図及び保安業務の分担

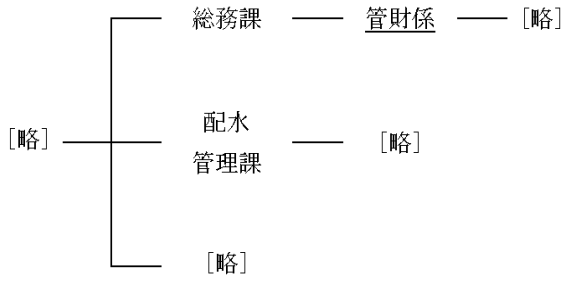

［改正前　別記］
別表第2（第4条関係）
　指揮命令系統及び連絡系統

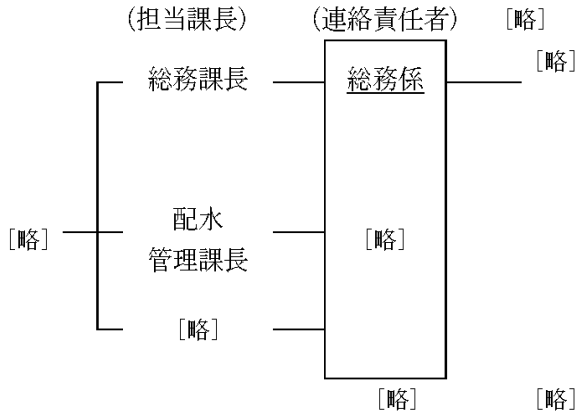

［改正後　別記］
別表第2（第4条関係）
　指揮命令系統及び連絡系統

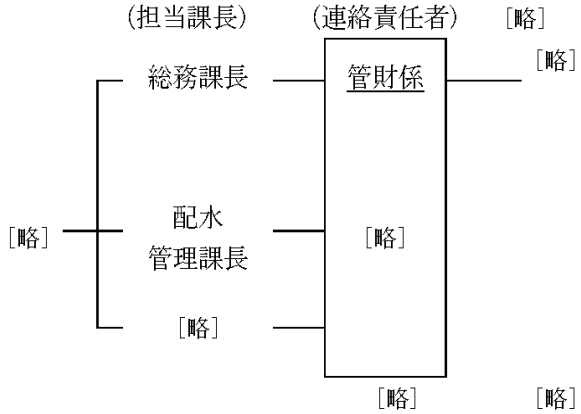

　付　則
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第７号
平　成　３０年　３　月　３０日
公　　布　　済

那覇市上下水道局事務決裁規程及び那覇市上下水道局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　兼次　俊正

那覇市上下水道局事務決裁規程及び那覇市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

（那覇市上下水道局事務決裁規程の一部改正）

第1条　那覇市上下水道局事務決裁規程（昭和62年那覇市水道局規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（専決事項） 第4条　専決者は、別表第2及び別表第3に定めるところにより専決する。 ［別表第2　別記］	（専決事項） 第4条　［略］ ［別表第2　別記］
備考 1　表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。 2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

［改正前　別記］

別表第2（第4条関係）

共通専決事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1～11　［略］					
13	支出負担行為に関すること。			○	
14	現金支出を伴う固定資産の除却に関すること。	［略］			
15～19　［略］					

［改正後　別記］

別表第2（第4条関係）

共通専決事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1～11　［略］					
13	現金支出を伴う固定資産の除却に関すること。	［略］			
14～18　［略］					

（那覇市上下水道局会計規程の一部改正）

第２条　那覇市上下水道局会計規程（平成26年那覇市上下水道局規程第６号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（支出負担行為書） 第41条　各課長は、支出の原因となるべき契約を締結したとき又は債権者から支払請求があったとき等により、支出額が決定されたときは、支出負担行為書を作成しなければならない。 ［別表　別記］	（支出負担行為の手続） 第41条　各課長は、支出の原因となるべき契約その他の行為をしようとするときは、当該支出の原因となるべき契約その他の行為の内容を示す文書により管理者の決裁を受けなければならない。 2　前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、執行伺書兼支出負担行為書によって管理者の決裁を受けたものとみなす。 (1)　給料、手当等、賃金、報酬、法定福利費その他これらに類するもの (2)　出張、研修等の負担金（工事関連負担金は除く。） (3)　光熱水費、通信運搬費その他これらに類する継続して支出するもの (4)　単価契約に基づくもの (5)　第88条第1項の規定によるもの (6)　前各号に掲げるもののほか、管理者が適当と認めたもの （支出負担行為書） 第41条の2　各課長は、前条第1項により契約を締結した場合又は請求を受けた場合若しくは検収を行った場合において、支出額が決定したときは、支出負担行為書を作成しなければならない。 ［別表　別記］
備考 1　前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

［改正前　別記］

別表（第2条、第3条関係）

区分及び企業出納員	［略］
［略］	

(2)　業務企業出納員	総務課担当副参事 総務係長	［略］
	［略］	
(3)　物品企業出納員	総務課担当副参事 総務係長	［略］
	［略］	
	配水管理課担当副参事 補修係長	［略］

［改正後　別記］

別表（第2条、第3条関係）

区分及び企業出納員		［略］
［略］		
(2)　業務企業出納員	総務課担当副参事 管財係長	［略］
	［略］	
(3)　物品企業出納員	総務課担当副参事 管財係長	［略］
	［略］	
	配水管理課長 補修係長	［略］

付　則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 36 号
平成 30 年 3 月 29 日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　兼次　俊正

指定（登録）番号	第　420　号
指定工事店名	砂川設備工業株式会社
営業所所在地	沖縄県那覇市古波蔵三丁目１番１ 908 号Ｆステージ古波蔵レイクフロント
代表者名	砂川　幸山
有効期間	自　平成26年４月１日 至　平成31年３月31日
異動年月日	平成 30 年３月 19 日
異動事由	営業所所在地の変更

指定（登録）番号	第　475　号
指定工事店名	株式会社真開工業
営業所所在地	沖縄県南城市佐敷字津波古 1232 番地１
代表者名	與那城　真栄
有効期間	自　平成 27 年４月 27 日 至　平成 32 年３月 31 日
異動年月日	平成 30 年３月 19 日
異動事由	商号の変更

那覇市上下水道局告示第１号
平成３０年４月１日
掲　　示　　済

平成３０年度水道メーターの賠償額について

那覇市水道給水条例第１７条第３項の規定に基づき、水道メーターの賠償額について、定めたので別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　兼次　俊正

平成30年度水道メーターの賠償額

品名	口径mm	金額	備考
水道メーター	13mm	7,310円	
	20mm	13,500円	
	25mm	14,200円	
	40mm	27,700円	
たて型ウォルトマン	50mm	156,000円	
	75mm	189,000円	
	100mm	239,000円	
	150mm	現物補償	
	200mm	現物補償	
たて型 電子式メーター	50mm	226,000円	
	75mm	262,000円	
	100mm	314,000円	
	150mm	現物補償	
	200mm	現物補償	

平成30年度給水装置工事資材統一単価表

期　　間　平成30年4月1日～平成31年3月31日まで

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第３号
平成30年３月30日
公　　布　　済

那覇市教育委員会公印規則一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長　本仲範男

那覇市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会公印規則（平成10年那覇市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>
（職務代理の場合の公印）
第18条　委員長、教育長及び学校その他の教育機関の長の職務を職務代理者が代理する場合は、職務代理者は、職務を代理される者の公印を使用するものとする。
別表（第4条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>主用途</th><th>管守者</th></tr>
<tr><td>教育委員会印</td><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td>委員長印</td><td>委員長名をもってする文書</td><td>総務課長</td></tr>
<tr><td>教育長印</td><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
</table>
備考　［略］
</td><td>
（職務代理の場合の公印）
第18条　教育長及び学校その他の教育機関の長の職務を職務代理者が代理する場合は、職務代理者は、職務を代理される者の公印を使用するものとする。
別表（第4条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>主用途</th><th>管守者</th></tr>
<tr><td>教育委員会印</td><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td>教育長印</td><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
</table>
備考　［略］
</td></tr>
<tr><td colspan="2">
備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。
</td></tr>
</table>

付　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の那覇市教育委員会公印規則の規定は適用せず、改正前の那覇市教育委員会公印規則の規定は、なおその効力を有する。

那覇市教育委員会規則第４号
平成３０年３月３０日
公　　布　　済

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長　本仲範男

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那覇市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>
（部、課等の設置）
第5条　事務局に置く部、課及び室は、次の表のとおりとする。
<table>
<tr><th>部</th><th>課</th><th>室</th></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
<tr><td rowspan="2">学校教育部</td><td>学校教育課</td><td><u>小中一貫教育推進室</u></td></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
</table>
（附属機関）
第12条　教育委員会の所管に属する附属機関(市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則(昭和59年那覇市規則第3号)に基づき補助執行するものを含み、那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成18年那覇市教育委員会規則第4号)に基づき補助執行させるものを除く。)の名称及び庶務担当課等は、次の表のとおりとする。
<table>
<tr><th>附属機関の名称</th><th>庶務担当課等</th></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td>那覇市生涯学習推進協議会</td><td rowspan="3">［略］</td></tr>
<tr><td>社会教育委員</td></tr>
<tr><td>［略］</td></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
</table>
［別表第1　別記］
</td><td>
（部、課等の設置）
第5条　［略］
<table>
<tr><th>部</th><th>課</th><th>室</th></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
<tr><td rowspan="2">学校教育部</td><td>学校教育課</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
</table>
（附属機関）
第12条　［略］
<table>
<tr><th>附属機関の名称</th><th>庶務担当課等</th></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td>那覇市生涯学習推進協議会</td><td rowspan="4">［略］</td></tr>
<tr><td><u>那覇市奨学生選考委員会</u></td></tr>
<tr><td>社会教育委員</td></tr>
<tr><td>［略］</td></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
</table>
［別表第1　別記］
</td></tr>
</table>

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。

2　表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係

るけい線を加える。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
4　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
5　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

付　則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

［改正前　別記］
別表第1（第6条関係）
事務局の事務分掌
生涯学習部に関する事項

課	分掌事務
［略］	
生涯学習課	1～11　［略］ 12～18　［略］
［略］	

学校教育部に関する事項
［略］

［改正後　別記］
別表第1（第6条関係）
事務局の事務分掌
生涯学習部に関する事項

課	分掌事務
［略］	［略］
生涯学習課	1～11　［略］ 12　奨学金の給付に関すること。 13～19　［略］
［略］	

学校教育部に関する事項
［略］

那覇市教育委員会規則第５号
平成３０年３月３０日
公　　布　　済

那覇市教育委員会教育長職務代理者を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長　本仲範男

那覇市教育委員会教育長職務代理者を定める規則を廃止する規則

那覇市教育委員会教育長職務代理者を定める規則(平成12年那覇市教育委員会規則第8号)は、廃止する。

付　則

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この規則の規定による廃止前の那覇市教育委員会教育長職務代理者を定める規則の規定は、なおその効力を有する。

教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第３号
平成30年３月20日
公表済

那覇市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
教育長　渡慶次　克彦

那覇市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会文書取扱規程(平成21年那覇市教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(到達文書の取扱い)	(到達文書の取扱い)
第11条　教育委員会に到達した紙文書等(課に直接到達した文書を除く。)は、総務課において受領し、総務課長が次に掲げるところにより処理する。	第11条　［略］
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　委員長、教育長及び教育委員会あての親展文書は、総務課長が開封して配布先を確認し、主管課に配布する。	(2)　教育長及び教育委員会宛ての親展文書は、総務課長が開封して配布先を確認し、主管課に配布する。
(3)　［略］	(3)　［略］
2　［略］	2　［略］
(課における文書の収受及び配布)	(課における文書の収受及び配布)
第14条　課長は、文書主任に指示し、課に直接到達した文書及び総務課長から配布された紙文書等を、次に掲げるところにより速やかに処理させなければならない。	第14条　［略］
(1)～(2)　［略］	(1)～(2)　［略］
(3)　親展文書は、名あて人に配布する。この場合において、名あて人が閲覧後、第1号による登録をする必要があると認めるときは、直ちに文書主任に返付しなければならない。	(3)　親展文書は、名宛人に配布する。この場合において、名宛人が閲覧後、第1号による登録をする必要があると認めるときは、直ちに文書主任に返付しなければならない。
(4)　［略］	(4)　［略］
(保存文書の収納)	(保存文書の収納)
第35条　課で保管を終えた紙文書等は、書庫へ収納するものとし、総務課長は、課長あて書庫への収納の手順等について通知するものとする。	第35条　課で保管を終えた紙文書等は、書庫へ収納するものとし、総務課長は、書庫への収納の手順等について課長に通知するものとする。
2～3　［略］	2～3　［略］

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分

を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付　則

（施行期日）

1　この訓令は、平成30年3月20日から施行する。

（経過措置）

2　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の第11条第1項第2号の規定は適用せず、改正前の第11条第1項第2号の規定は、なおその効力を有する。

監査委員公表

那監公表第 10 号
平成 30 年３月 29 日
公　　表　　済

那覇市監査委員　　新　城　和　範
同　　宮　里　善　博
同　　糸　数　昌　洋
同　　古　堅　茂　治

平成 29 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき講じた措置について（公表）

平成 29 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長及び那覇市上下水道事業管理者から通知があったので、次のとおり公表する。

平成 29 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき講じた措置

○平成 28 年度県道 11 号線送水管布設替工事

５　書類調査について

（４）施工について

イ　施工関係について

(ｵ) 施工体系図及び施工体制台帳について

ａ　指摘事項等

（要望事項）

入札契約適正化法第 15 条、建設業法第 19 条、第 24 条の７、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成３年２月５日建設省通知）に基づき、施工体制台帳の作成及び提出が下請負契約を締結する全ての公共工事に拡大されており、下請負契約がされた場合は、元方事業者の下請負契約の内容を確認すること。

□ 上記事項に関する措置

本工事において下請負契約が発生したため工事請負業者へ施工体系図及び施工体制台帳の提出を求め、内容を確認した結果、適正に作成されていました。

(ｶ) 施工計画書について

ａ　指摘事項等

（注意事項）

水道工事の配管継手部の品質を確保するに際して、配管工の資格証の控えを添付させること。

□ 上記事項に関する措置

本工事に際し、配水管工の資格証（配水管技能者登録証）を有する者の配置の義務付けはありませんが、ご指摘の内容につきまして今後は、工事請負業者に対し配水管技能者登録証の取得、もしくは施工前に管材製造メーカーによる耐震管継手の技術指導を受けるよう指導し、技術者の育成を図り品質確保の向上に努めてまいります。

ウ　環境保全について

(ｱ) 建設廃棄物処理に関する書類について

ｄ　指摘事項等

（要望事項）

廃棄物処理の管理、契約書確認がしやすくなることから、廃棄物処理の処理業者フローを作成すること。

□ 上記事項に関する措置

ご指摘のとおり処理業者フローを作成いたしました。

（注意事項）

収集運搬業者の運搬許可の車両リストを添付すること。

□ 上記事項に関する措置
ご指摘のとおり廃棄物運搬車両リストを添付いたしました。

６　現場施工状況調査について
（３）指摘事項等
（注意事項）
ア　資材置き場のアスファルトガラは産業廃棄物であり、資材置き場は一時保管場所となるため、所定の「法定標示看板」を掲示させること。
□ 上記事項に関する措置
ご指摘のとおり所定の「法定標示看板」を掲示いたしました。

イ　公衆の見やすい位置に掲示する看板の記載を一部修正させること。建設業の許可票に表示する主任技術者の欄は、専任の「有」「無」を記載するのではなく、「専任」又は「非専任」を記載すること。
□ 上記事項に関する措置
建設業の許可票に表示する主任技術者の欄に「専任」と記載いたしました。

○平成29年度　虎瀬公園整備工事（土木）

５　書類調査について
（４）施工について
エ　施工関係について
(ｵ) 施工体系図及び施工体制台帳について
ａ　指摘事項等
（要望事項）
入札契約適正化法第 15 条、建設業法第 19 条、第 24 条の７、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成３年２月５日建設省通知）に基づき、施工体制台帳の作成及び提出が下請負契約を締結する全ての公共工事に拡大されており、下請負契約がされた場合は、元方事業者の下請負契約の内容を確認すること。
□ 上記事項に関する措置
植栽工及び団粒化剤吹付において下請契約が行われたため、下請契約の内容及び施工体制等を確認した結果、適正に作成し、提出されていました。

(ｶ) 施工計画書について
ａ 指摘事項等
（注意事項）
構造物の安全性を確認するため、二次製品のＬ型擁壁工の「構造計算　書」を添付させること。
□ 上記事項に関する措置
構造物の安全性を確認するため、使用材料承諾願に二次製品のＬ型擁壁工の「構造計算書」を添付しました。

カ　安全管理について

(ｳ) 今後、別途擁壁工事を発注するとのこと。

a 指摘事項等

(要望事項)

別途工事を発注した場合は、労働安全衛生法第 30 条第２項に基づき、第１項の措置（特定元方事業者等の講ずべき措置）を行う「特定元方事業者」を指名すること。

□ 上記事項に関する措置

別途工事が現場着手する際には、本工事の現場作業が完了しており、労働安全衛生法第 30 条第２項に規定している「一の場所において二以上の請負人の労働者が作業を行うとき」に該当しないため、同条第１項の措置を行う「特定元方事業者」の指名は行っていません。

(ｴ) 現場は、粘性土で雨が降ると足元が悪くなる。

a 指摘事項等

(注意事項)

作業員の安全通路を明確にし、車両と接触しない措置を講じること。

□ 上記事項に関する措置

作業員通路と重機作業範囲を分離し、接触事故等が起らないよう対策を講じました。

６　現場施工状況調査について

（３）　指摘事項等

(注意事項)

ア　公衆の見やすい位置に掲示する看板の記載を一部修正させること。建設業の許可票に表示する主任技術者の欄は、「有」「無」を記載するのではなく「専任」又は「非専任」を記載すること。

□ 上記事項に関する措置

建設業の許可票に表示する主任技術者の欄に「専任」と記載しました。

イ　仮設分電盤には、取扱者名を明示すること。

□ 上記事項に関する措置

仮設分電盤に取扱者名を明示しました。

○宇栄原市営住宅第４期建替工事（建築）

５　書類調査について

（４）施工について

エ　施工関係について

(ｳ) 工事カルテについて

a 指摘事項等

（要望事項）

本工事に若手の担当技術者が多数携わっていることがうかがえる。CORINS 登録は、個人の実績登録であり、工事に携わる技術者にインセンティブを与える意味からも、登録することが望ましい。

□ 上記事項に関する措置

受注者に対して、担当技術者の CORINS 登録について、促しました。

(ｵ) 施工体系図及び施工体制台帳について

ａ 指摘事項等

（要望事項）

入札契約適正化法第 15 条、建設業法第 19 条、第 24 条の７、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成３年２月５日建設省通知）に基づき、施工体制台帳の作成及び提出が下請負契約を締結する全ての公共工事に拡大されており、元方事業者の下請負契約の内容を確認すること。

□ 上記事項に関する措置

受注者より施工体制台帳の提出を受け、下請負契約の内容について、適宜確認しています。

オ　安全管理について

(ｲ) 指摘事項等

（注意事項）

本工事以外に別途発注工事があった。労働安全衛生法第 30 条第２項の　同一敷地での別途工事があり、法第 30 条の措置を講じる「特定元方事業者」を指名することが必要となる。

指名された「特定元方事業者」は、毎月１回「(仮称) 労働安全衛生委員会」を開催し、議事録等を保存する必要があり、「統括安全衛生責任者」又は「統括安全衛生責任者に準ずる者」として職務を遂行すること。

※「統括安全衛生責任者」……作業員数が常時 50 人以上の工事現場

※「統括安全衛生責任者に準ずる者」…作業員数が常時 50 人未満の工事現場

□ 上記事項に関する措置

受注者に対して、法第 30 条の措置を講じる「特定元方事業者」として指名しました。

また、工事着手より同一敷地での別途工事受注者を含む安全衛生協議会を組織しており、本工事受注者が取りまとめを行っている毎月１回の協議会の開催や安全パトロールを行い、その議事録等を保存しています。

６　現場施工状況調査について

（１）指摘事項等

（注意事項）

ア　建設業法等により、工事現場への掲示が必要な建設業法の許可票は、下請負人を含む全ての建設業者の掲示が必要となるので掲示すること。

□ 上記事項に関する措置

下請負人を含む全ての建設業者について、建設業法の許可票を作成し、掲示しました。

イ　公衆の見やすい位置に掲示する看板の記載を一部修正させること。建設業の許可票に表示する主任技術者の欄は、「有」「無」を記載するのではなく「専任」又は「非専任」を記載すること。

□ 上記事項に関する措置

建設業の許可票に表示する主任技術者の欄について、「専任」と記載しました。

ウ　足場を使用する協力業者の点検表記録を作成させること。

□ 上記事項に関する措置

足場を使用する協力業者の点検表を作成し、各協力業者により点検記録を行っています。

保健所長訓令

保健所長訓令第１号
平成 30 年４月１日
公　　表　　済

那覇市保健所長の事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市保健所長　東　朝幸

那覇市保健所長の事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市保健所長の事務決裁規程（平成25年那覇市保健所長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（保健所長の決裁事項） 第3条　保健所長の決裁事項は、次のとおりとする。	（保健所長の決裁事項） 第3条　［略］
(1)～(4)　［略］	(1)～(4)　［略］ (5)　化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）に基づく化製場等の設置許可の取消し及び施設の使用制限及び禁止に関すること
(5)～(7)　［略］	(6)～(8)　［略］ (9)　と畜場（昭和28年法律第114号）に基づくと畜場設置の許可の取消し、と畜場の使用の制限及び停止の命令に関すること。
(8)～(13)　［略］	(10)～(15)　［略］ (16)　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づく食鳥処理事業の許可の取消し及び事業の停止命令、指定検査機関の指定の取消しに関すること。
(14)～(16)　［略］	(17)～(19)　［略］
（課長の専決事項） 第4条　課長の専決事項は、次のとおりとする。	（課長の専決事項） 第4条　［略］

［表　別記］	［表　別記］

備考

1　改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。

2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

3　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

付　則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

［改正前　別記］

［第4条の表］

課	専決事項
［略］	
生活衛生課	(1)～(20)　［略］ (21)～(22)　［略］ (23)　医療法に基づく病院、診療所及び助産所の開設及び病床数等の変更の許可に関すること。 (24)～(32)　［略］ (33)～(48)　［略］ (49)～(50)　［略］ (51)～(52)　［略］
［略］	

［改正後　別記］

［第4条の表］

課	専決事項
［略］	
生活衛生課	(1)～(20)　［略］ (21)　化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)に基づく化製場等の許可に関すること。 (22)　化製場等に関する法律に基づく化製場等の設置者等への報告の要求及び化製場等への立入検査に関すること。 (23)　化製場等に関する法律に基づく化製場等に係る届出の受理に関すること (24)～(25)　［略］ (26)　医療法に基づく診療所及び助産所の開設の許可に関すること。 (27)　医療法に基づく病院、診療所及び助産所の病床数等の変更の許可に関すること。

	(28)　医療法に基づく診療所の病床設置許可等の変更の許可に関すること。 (29)　医療法に基づく病院、診療所及び助産所の開設の届出の受理に関すること。 (30)　医療法に基づく病院、診療所及び助産所の休止、再開及び廃止の届出の受理に関すること。 (31)　医療法に基づく病院、診療所及び助産所の開設者の死亡及び失踪の届出の受理に関すること。 (32)　医療法に基づく病院、診療所及び助産所の開設者以外の者を管理者とすることの許可に関すること。 (33)　医療法に基づく2以上の診療所及び助産所の管理者となることの許可に関すること。 (34)　医療法に基づく病院及び診療所のエックス線装置の設置等に届出の受理に関すること。 (35)　医療法に基づく病院及び診療所に専属の薬剤師をおかないことの許可に関すること。 (36)　医療法に基づく病院、患者を入院させるための施設を有する診療所及び入所施設を有する助産所の構造設備の使用前の検査及び許可証の交付に関すること。 (37)　医療法に基づく診療所の病床設置等の届出の受理に関すること。 (38)　医療法に基づく病院、診療所及び助産所の開設届出等の変更の届出の受理に関すること。 (39)～(65)　［略］ (66)　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく指定検査機関の指定に関すること。 (67)　［略］
［略］	